

第3編



基本計画



第1章 基本計画について

第1 基本計画の性格と役割

基本計画は、基本構想の施策の体系と、今後取り組むべき本町の発展課題に基づき、将来像を実現するための5つの基本的方向と38の基本施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間を前期計画、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を後期計画とします。

また、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価するPDCAマネジメントサイクルの確立に努めています。

第2 基本計画の構成

5つの基本的方向があります。

主な政策分野を表しています。

全体で38の基本施策があります。

関連するSDGsのロゴを掲げています。

本施策における本町の目指す姿を掲げています。

住民との協働による成果としての住民満足度の向上が大切と考え、目指す姿が実現に向かうとき、住民満足度の向上につながると考えています。前期基本計画策定時と後期基本計画策定時に住民アンケートを行いその成果を比較しています。

前期基本計画の成果を表しています。

第2章 基本的方向 1 ひとが暮らしやすいまち

■政策分野：自然環境・景観

1-1 自然環境・水資源の保全

関連するSDGs

目指す姿 町民・事業者・行政が一体となって自然環境の保護・保全活動を追及します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成28(2016)年度	現状値 令和3(2021)年度	指標の説明
自然環境(大気・水環境、動物・植物など)の豊かさや保全	%	↑	71.7	73.1	※令和3(2021)年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇山梨県(富士・東部林務環境事務所)、国(環境省富士山自然保護官事務所)と連携しながら、自然公園法の制度や意義について、チラシ等を活用して、住民への理解を広めています。
- ◇山梨県(富士・東部林務環境事務所、富士山世界遺産センター)、国(環境省富士山自然保護官事務所)、また近隣の市町村(車両等乗り入れ防止対策連絡会議、一般廃棄物処理事業連絡協議会)とも連携しながら、パトロールや啓発活動を実施しています。
- ◇開発等の対象行為については、届出や申請を法に則して正しく行うように指導しています。届出や申請は、年間200件程度あります。
- ◇不法投棄ごみについては、民間の環境保護団体やNPO法人とも協力しながら、撤去作業と同時に、美化意識向上の啓発活動を行っています。
- ◇富士河口湖町は、令和3(2021)年2月15日、県や山梨県内の他の市町村とともに、令和32(2050)年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。
- ◇自然エネルギーの普及促進するため、町独自の取組として、住宅の屋根に設置する一般住宅用太陽光発電システムの設置補助を実施しており、年間30件程度の補助金を交付しています。
- ◇蓄電池購入補助については実施していません。
- ◇地下水をはじめ湖沼など、水資源の保全に町をあげて取り組んでいます。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくま

第3編 基本計画

○準用河川については、河口湖流入は14河川、西湖流入は5河川、精進湖流入は1河川あり、砂防事業や河川改修事業などを進めています。

○近年の異常気象により、台風、豪雨等の集中的な降雨の際、河口湖エリアでは雪解沢の下流区間において土砂が堆積し有効断面が確保できなくなっており、流末の町道に雨水が溢水して、交通上危険な状況であるため整備を求められています。

○湖や河川の防災機能の向上とともに、親水性の向上（河川敷の有効利用）や水質保全（生活排水の流入による水質汚濁の改善）、集中豪雨など異常気象に備える防災対策など、親しまれる湖・河川環境づくりを進める必要があります。

施策の展開

施策名	取組の内容
1 砂防事業、河川改修事業及び環境景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■災害による被害を最小限にするため、自然環境、景観の保全に配慮しながら、治水機能の向上に向けて河川改修、水辺環境の整備を促進します。 ■護岸未整備区間の整備に努めます。 ■定期的な浚渫を推進します。
2 水質汚濁の防止促進	<ul style="list-style-type: none"> ■湖の水質汚濁の防止に努めます。 ■側溝整備に努めます。

主な事業	担当課
雪解沢改修浚渫事業	都市整備課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
湖畔清掃活動件数	件	↑	25	30

※年間実施回数（アレチウリ駆除活動を含む）

みんなで取り組む目標

○湖や河川の価値を意識しましょう。

○湖や河川の清掃、除草活動に参加しましょう。

本施策の現状と課題を表しています。

後期基本計画において展開していく施策の内容を表しています。

施策に基づいて実施する主な事業を表しています。

施策と事業実施による成果指標※を表しています。

町民一人一人が意識して取り組む内容と呼びかけています。この内容は住民協働にもつながるものです。

※成果指標：Key Performance Indicators 重要業績評価指標
 目標を達成するための具体的な指針や施策を評価する指標のこと。目標達成に向かってプロセスが適切に実行されているかどうかを計測する役割があります。

第2章 基本的方向 1 ひとが暮らしやすいまち

■政策分野：自然環境・景観

1-1 自然環境・水資源の保全

関連するSDGs



目指す姿

町民・事業者・行政が一体となって自然環境の保護・保全活動を追及します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
自然環境（大気・水環境、動物・植物など）の豊かさと保全	%		71.7	73.1	※令和 3 (2021) 年 9 月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇山梨県（富士・東部林務環境事務所）、国（環境省富士山自然保護官事務所）と連携しながら、自然公園法の制度や意義について、チラシ等を活用して、住民への理解を広めています。
- ◇山梨県（富士・東部林務環境事務所、富士山世界遺産センター）、国（環境省富士山自然保護官事務所）、また近隣の市町村（車両等乗り入れ防止対策連絡会議、一般廃棄物処理事業連絡協議会）とも連携しながら、パトロールや啓発活動を実施しています。
- ◇開発等の対象行為については、届出や申請を法に則して正しく行うように指導しています。届出や申請は、年間 200 件程度あります。
- ◇不法投棄ごみについては、民間の環境保護団体や NPO 法人とも協力しながら、撤去作業と同時に、美化意識向上の啓発活動を行っています。
- ◇富士河口湖町は、令和 3 (2021) 年 2 月 15 日、県や山梨県内の他の市町村とともに、令和 32 (2050) 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。
- ◇自然エネルギーの普及促進するため、町独自の取組として、住宅の屋根に設置する一般住宅用太陽光発電システムの設置補助を実施しており、年間 30 件程度の補助金を交付しています。
- ◇蓄電池購入補助については実施していません。
- ◇地下水をはじめ湖沼など、水資源の保全に町をあげて取り組んでいます。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向 1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向 2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向 3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向 4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向 5 ひとの知恵と工夫がなぐまち

現状と課題

- 本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然公園法による各種規制により自然環境が保護されている地域で、今後も法の趣旨を遵守する施策が必要です。
- 自然公園法の届出又は許可を受けずに土地の形状変更や樹木の伐採、住宅の新築、改築、増築などを無断で行う事業者に対しては、山梨県自然共生推進課、富士・東部林務環境事務所、環境省富士山自然保護官事務所、町環境課が連携し、それらの行為について監視・注意するとともに現場で指導・説明を行っています。
- 車両の不法乗り入れや不法投棄については、パトロールや不法投棄の回収にあたっているものの、後を絶たないのが現状となっています。
- 平成 29（2017）年 3 月に策定した「第 1 次富士河口湖町エコ・アップ計画」は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第 21 条に基づき、本町が計画的かつ総合的に事務事業に係る地球温暖化対策を実施し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定するもので、本町の環境政策全般を踏まえた計画です。
また、「山梨県地球温暖化対策実行計画」及び「山梨県地球温暖化対策条例」に基づき温室効果ガス排出抑制制度をもとに、町内事業者にも配慮した上で、平成 29（2017）年度から令和 12（2030）年度までを計画期間と定めていますが、実施状況、地球温暖化対策に関する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しと推進を図る必要があります。
- エネルギー消費及び二酸化炭素排出量の抑制のため、新エネルギーの導入など新たな対策が必要となっています。本町においても、地域の特性を生かした利用可能なエネルギーを模索し、行政と町民が協働して新エネルギーの導入を推進し、学習会の開催など行政が率先的に環境にやさしいまちづくりのための取組を促進する必要があります。
- 温泉については、平成 7（1995）年に第 1 源泉、平成 8（1996）年に第 2 源泉、平成 16（2004）年に第 3 源泉の掘削を行い、第 2 源泉及び第 3 源泉からホテル・旅館等に配湯 34 軒・宅配 9 軒をしており、本町の基幹産業である観光に大きく寄与し、観光客の増加とともに入湯税収入も貴重な財源となっています。
また、船津温泉休養施設「芙蓉の湯」、高齢者体力づくりセンター「健康プラザ」、勝山ふれあいセンター、上九一色コミュニティセンターへ温泉を供給し、町民の健康増進など住民福祉に寄与しています。
- 揚湯量の減少により平成 23（2011）年度から配湯を中止している第 1 源泉については、今後温泉の需要量の推移を勘案しながら、施設の修繕、改修・整備について検討する必要があります。
- 本町の上水道の水源となっている地下水の水質保全を引き続き行い、今後の観光事業の拡大や民間による地下水利用に伴う地下水の濁水に留意しつつ水資源の保全を図る必要があります。

○湖や河川、地下水の水質汚濁防止のため、下水道事業の推進とともに下水道認可区域外における合併処理浄化槽整備により生活環境の向上と自然環境の保全を図る必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	啓発・保護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■自然公園法の規制は、年に一度、主に河口湖周辺の住宅や事業所を対象に自然公園法についてのチラシを配布し、届出や申請を提出するよう依頼して回るとともに、違反した事業者については、山梨県、富士・東部林務環境事務所、環境省富士山自然保護官事務所及び町環境課が連携して指導、申請をするよう促し、対象行為について規制されていることを伝達します。
2	車両の不法乗り入れやごみの不法投棄の防止	<ul style="list-style-type: none"> ■富士山への車両の不法乗り入れやごみの不法投棄による環境破壊を防止するため、県や近隣市町村、NPO法人などと連携しながら、パトロールや啓発活動など自然環境保護のための活動を推進します。
3	二酸化炭素の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■CO₂削減を図るため、電気自動車急速充電器の普及促進、公用車への低公害自動車の導入推進や新エネルギーの公共施設などへの導入とともに、学校教育・町民への啓発活動を推進し、令和32(2050)年度の温室効果ガス排出ゼロを目指します。また、職員一人一人の地球温暖化対策への取組を推進していきます。
4	再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの積極的な活用を推進します。 ■一般住宅用太陽光発電システムの設置補助に加え、今後蓄電池購入補助を検討します。
5	家庭や事業所等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■省エネ・創エネ・蓄エネ設備や次世代自動車の導入など、家庭や事業所等の脱炭素化の取組に関する支援を推進します。
6	水資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」、「富士河口湖町地下水保全条例」により適正な地下水利用の取組を進めます。 ■地下水をはじめ湖沼など、水資源の保全に町をあげて取り組みます。 ■温泉事業については、第2・第3号源泉ポンプの予備を常に確保し、ポンプ故障時に早急対応できるよう備えるとともに効率的な維持管理に努めます。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくま

主な事業	担当課
自然エネルギーの利用促進事業	環境課
二酸化炭素排出抑制対策事業	環境課
車両不法乗り入れ、不法投棄のパトロール	環境課
温泉事業	水道課
太陽光発電システム設置補助事業	環境課
合併処理浄化槽整備補助事業	環境課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
CO ₂ 削減	t-CO ₂ /年		6,264	5,972 [※]
	※町エコ・アップ計画目標値			
不法投棄件数	か所		147	130
住宅用太陽光発電システム設置件数	件		789	1,120
	※（実績値はH 19～R 3までの累計値）			

みんなで取り組む目標

- 開発行為や土地の売買、利用にあたっては、自然環境との調和を図りましょう。
- 町の本来あるべき生態系の変化に留意し、自然再生活動などに積極的に参加・協力しましょう。



■政策分野：自然環境・景観

1-2 湖・河川の保全と活用

関連するSDGs



目指す姿 湖や河川の水質の保全とともに、防災機能や親水性の向上を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
自然環境（大気・水環境、動物・植物など）の豊かさと保全	%		71.7	73.1	※令和 3 (2021) 年 9 月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

◇準用河川や雪解沢については、梅雨前や台風シーズン前に状況を確認し順次浚渫[※]を実施しました。また河川改修では、浅川地区の準用河川中央川の河床整備を実施しました。

◇新設道路の整備時には側溝を整備し道路内での雨水処理を実施しました。また、定期的に側溝清掃を行っています。

現状と課題

○本町は、富士五湖のうち河口湖・西湖・精進湖・本栖湖の4湖が存在することで「日本の湖水地方」をキャッチフレーズに湖の保全及び活用策を展開してきました。

河口湖・西湖については、昭和 57 (1982) 年、昭和 58 (1983) 年の河口湖の増水による浸水被害対策として平成 5 (1993) 年に山梨県が恒久的な治水対策として実施した「嘯新放水路」の整備が終了し、現在は山梨県と協調して水位調整等防災対策に取り組み湖の保全に努めています。

その一方、河口湖は「釣り・水上スポーツ・遊覧船等」、西湖・精進湖は「釣り・水上スポーツ等」の観光資源として活用されており、河口湖ではボート競技、精進湖ではカヌー競技が盛んとなっています。

本栖湖・西湖については、「釣り・遊覧船等」観光資源に活用されていますが、「水上バイク・モーターボート等」動力船の乗り入れは規制されています。

※浚渫（しゅんせつ）：港湾・河川・運河などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事のこと。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐまち

○準用河川については、河口湖流入は14河川、西湖流入は5河川、精進湖流入は1河川あり、砂防事業や河川改修事業などを進めています。

○近年の異常気象により、台風、豪雨等の集中的な降雨の際、河口湖エリアでは雪解沢の下流区間において土砂が堆積し有効断面が確保できなくなっており、流末の町道に雨水が溢水して、交通上危険な状況であるため整備を求められています。

○湖や河川の防災機能の向上とともに、親水性の向上（河川敷の有効利用）や水質保全（生活排水の流入による水質汚濁の改善）、集中豪雨など異常気象に備える防災対策など、親しまれる湖・河川環境づくりを進める必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	砂防事業、河川改修事業及び環境景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■災害による被害を最小限にするため、自然環境、景観の保全に配慮しながら、治水機能の向上に向けて河川改修、水辺環境の整備を促進します。 ■護岸未整備区間の整備に努めます。 ■定期的な浚渫を推進します。
2	水質汚濁の防止促進	<ul style="list-style-type: none"> ■湖の水質汚濁の防止に努めます。 ■側溝整備に努めます。

主な事業	担当課
雪解沢改修浚渫事業	都市整備課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
湖畔清掃活動件数	件		25	30
※年間実施回数（アレチウリ駆除活動を含む）				

みんなで取り組む目標

- 湖や河川の価値を意識しましょう。
- 湖や河川の清掃、除草活動に参加しましょう。

■政策分野：自然環境・景観

1-3 景観の保全と形成

関連するSDGs



目指す姿

世界遺産にふさわしい景観形成を図り、共有の財産として次世代に継承していきます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
田園風景など景観が良い	%		57.0	60.2	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇景観計画に基づく指導を実施しました。
- ◇山梨県と連携した屋外広告物適正化キャンペーンと屋外広告物条例に基づく申請指導を実施しました。
- ◇本町認定の景観形成活動団体である河口浅間まちづくりの会と連携し、景観形成のための活動をするとともに、定例会等において景観形成を目的とした話し合いを実施しました。また県主催の講演会やまちづくり団体との交流会に参加し専門家や他団体との話し合いを実施しました。
- ◇毎年、一年を通し、約 50,000 株以上の花苗を、町内 85 か所の花壇や公園に植栽しています。
- ◇花植え活動は、まちづくりの一環として、地域住民や住民グループ、学校、町内の法人等にも協力していただいています。
また、花苗の生産については、地元の花き農家が行っており、この事業を通じて花き生産者の技術向上にも役立っています。

現状と課題

○本町は、富士山と4つの湖、樹海を中心に御坂山地の斜面まで、まとまった地域が景勝地となっており、国立公園の指定がなされ、多くの観光客が訪れる我が国の代表的な観光地となっています。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 基本計画の知恵と工夫をつくろ

看板類の氾濫、大規模太陽光発電施設の増加、幹線道路周辺における電線類の交錯、自動販売機の乱立、管理が行き届いていない農地・空き地・遊休地などの景観阻害要因の増加など、世界遺産たる国際観光地にふさわしい景観の形成が大きな課題となっています。

平成 27（2015）年 7 月には景観法に基づく景観計画や景観条例の改正、また、河口地区において公民連携の協議会が活動するなど、良好な景観形成に向けて本格的な取組が始まっていますが、地域別には進捗状況に差が生じており、景観計画重点地区の整備を進める必要があります。

○町内に点在する大小の公園や空き地に、町民と行政の協働により、花であふれる魅力的で美しいまちなみを形成するため、「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」に基づいた自然環境の保全や町内各所への花の植栽による環境美化等総合的な景観づくりを行っています。

町内の 85 か所に自主グループや仲間・区・組等による花植えを実施していますが、一部の公園や空き地については手が付いておらず、自主グループの発掘、植栽場所の確保などを行う必要があります。

○観光と景観形成とは密接な関係があるため、観光施策をより一層推進するためにも、ゆっくり滞在したくなる拠点やインフラの整備をはじめ、良い景観・風景の形成が必要となっています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	魅力的な景観資源としての空間整備	■景観計画等による景観阻害要因の除去によって、景観の美しさの水準を向上させ、魅力的な景観資源として価値ある空間整備を行います。
2	特色ある景観形成の促進と保全	■景観計画、景観条例により地域別に特色ある景観資源をもとにした景観形成の促進とその保全を図ります。
3	町民・行政・事業者・専門家が一体となった魅力的な景観形成	■景観形成について十分な周知・啓発を図り、町民・行政・事業者・専門家等が一体となり、世界遺産たる国際観光地にふさわしい魅力的な価値のある空間を整備します。あわせて、景観形成の重要性について出張景観勉強会やシンポジウムなどを開催していきます。



4	景観資源を“つかいこなす”賑わいのあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ■整備した特色ある景観資源を用いた（使いこなす）賑わいを呼びこむ「まちづくり」を進めます。 ■居心地良く賑わいや活気ある都市空間を創出し、観光振興にもつなげるよう努めます。
5	実効性を高める公民連携の組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■施策展開のために庁内が連携した組織づくりを進めます。また、きめ細かい景観形成の推進と賑わいあるまちづくりを実現するために、公民連携の組織を立ち上げ、町民・行政・事業者・専門家等が持続可能な景観形成を目的とした話し合いの場を設けるよう努めます。
6	花トピア推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■町内に点在する大小の公園や空き地に、町民と行政の協働により花であふれる魅力的で美しいまちなみを形成します。

主な事業	担当課
世界文化遺産景観形成支援事業	都市整備課
景観勉強会・シンポジウム開催事業	都市整備課
公民連携による賑わいあるまちづくり推進事業	都市整備課
違反屋外広告物適正化事業	都市整備課
花トピア推進事業	環境課
生け垣設置補助事業	都市整備課
景観形成モデル事業	都市整備課
遊休農地対策事業	農林課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021) 年度 実績値	令和9 (2027) 年度 目標値
計画形成地区数	地区		9	9
※景観計画による景観形成を図る地区数				

みんなで取り組む目標	
○地域の景観保全、景観保護の重要性を理解し、良好な景観形成に積極的な役割を果たしていきましょう。	
○町の美観や景観に配慮した事業活動に努め、町民・行政・事業者・専門家が一体となった魅力的な景観形成に協力しましょう。	

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐま

■政策分野：防災・防犯

関連するSDGs

1-4 防災・減災対策の取組



目指す姿

自助・共助・公助の対応力を高め、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
防災対策が整っている	%		28.8	36.5	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇防災訓練、シェイクアウト訓練^{*}を実施しました。
- ◇新型コロナウイルス感染症対策として令和2（2020）年度、令和3（2021）年度については、防災訓練中止のため、意見交換会まではできませんでしたが、CATVを通じた富士山のハザードマップ改定の紹介などを実施することができました。
- ◇令和3（2021）年度から子ども向けのジュニア防災士講座を開催しました。
- ◇自主防災組織に対する資機材（可搬ポンプ）の提供をしました。
- ◇勝山地区防災マップの作成支援をしました。
- ◇甲斐の国防災リーダー養成講座への推薦による防災士の育成をしました。
- ◇防災訓練時の連携（応急救護訓練、炊き出し訓練）をしました。
- ◇食生活改善推進委員会への防災講座を開催しました。
- ◇消防団への毎年度の車両入れ替えをしました。
- ◇令和4（2022）年度から消防団員の報酬増額をしました。
- ◇令和元（2019）年度から消防団員の家族向けの非常持ち出し品の配布をしました。
- ◇非常用食料、防災用資機材の計画的な配備及び入れ替えをしました。
- ◇備蓄倉庫（河口湖南中、河口湖北中、本栖、富士ヶ嶺、浅川）の新設をしました。
- ◇新型コロナウイルス感染症対策資機材（マスク、消毒液、防護服、生理用品等）の備蓄をしました。
- ◇山梨県からの物品（パーテーション、段ボールベッド）の受け入れをしました。

^{*}シェイクアウト訓練：平成20（2008）年から始まった米国発祥の地震防災訓練の名称。揺れが襲う日時を事前に決めて、そのときその場にいる人たちが一斉に地震発生をイメージし、身の安全を確保する行動をとる訓練。日頃から地震対策について考え行動することを目的としている。

- ◇台風災害時等における東京電力パワーグリッドとの停電及び復旧情報の連携をしました。
- ◇平成 30 (2018) 年度 (4件)、令和 2 (2020) 年度 (4件) に災害協定の追加締結をしました。
- ◇地域防災計画の見直し (平成 30 (2018) 年度、平成 31 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度) をしました。
- ◇国土強靱化計画の策定 (平成 30 (2018) 年度) をしました。
- ◇BCP (事業継続計画) の策定 (平成 30 (2018) 年度) をしました。
- ◇防災行政無線デジタル化工事 (平成 29 (2017) 年度から平成 31 (2019) 年度) をしました。
- ◇防災行政無線デジタル化工事に合わせて Jアラートも新型機に入れ替え (平成 31 (2019) 年度) をしました。
- ◇災害時のボランティア受入れについては、町社会福祉協議会と連携を図っています。
- ◇ふじざくら支援学校との福祉避難所の協定を令和 3 (2021) 年度に締結しました。

現状と課題

- 本町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖を有し、地震・暴風・豪雨・土砂災害・火山噴火などさまざまな自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあります。
平成 23 (2011) 年東日本大震災、平成 28 (2016) 年熊本地震などの大規模な地震災害をはじめ、平成 27 (2015) 年関東・東北豪雨、平成 26 (2014) 年の豪雪などの風水害、平成 26 (2014) 年の広島市の土砂災害、平成 29 (2017) 年の九州北部豪雨、平成 2 (2014) 年御嶽山噴火等の火山災害など、こうした近年の大規模な災害の教訓を踏まえて防災対策の強化を図る必要があります。
また、近年の社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴う道路災害・大規模な火災などの事故災害についても防災対策の一層の充実強化が求められています。
- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応による被害の軽減は重要であり、国・町・公共機関・町民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより減災に努める必要があります。
災害情報や防災知識等は、広報媒体を通じて配信していきながら、町民の「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識高揚と、「地域防災力」の強化を図る必要があります。
- 大規模災害に対する対応策として、ひとり暮らしの障がい者や高齢者世帯等の緊急時に特に支援が必要な方に対して、町社会福祉協議会や現在 14 件指定されている民間の福祉避難所において更なる受け入れ体制の強化を図る必要があります。
- 緊急事態における国民の保護については、有事法制の一環として制定された国民保護法に基づき、「富士河口湖町国民保護計画」において、町民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針が定められています。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐさ

施策の展開

施策名		取組の内容
1	防災意識の普及・啓発	■災害時に役立つ知識や行動力を身につけるため、防災訓練・シェイクアウト訓練の実施や土砂災害等の災害に関する意見交換会を実施します。
2	自主的な防災活動の支援	■自助、共助を基本に自治会（区）などを中心とした自主防災組織構築へのアドバイスや、各種住民説明会等での説明、防災マップ作成の支援を行います。
3	自主防災組織の強化	■甲斐の国防災リーダー育成事業への参加や消防団員の特例を活用し、地域防災リーダー（防災士等）の育成を図ります。
4	防災組織等との連携	■災害救助協力隊や女性団体連絡協議会などの各種団体、学校等との組織間連携を強化し、防災面での協力・支援を進めます。
5	実践的な総合防災訓練や図上訓練	■地域住民に密着した、各種災害を想定した防災訓練を実施します。
6	消防団活動の活性化	■予防情報、災害発生状況、被害情報などの迅速かつ的確な情報の収集・伝達のため、情報連絡体制の強化・充実を図り、引き続き消防団の装備等の状況を確認し、必要な整備を進めます。
7	非常用食糧、防災用資機材等の整備	■非常用食糧、防災用資機材等を計画的に整備し、維持管理するとともに、関係機関との相互連携により食糧、生活必需品、医療品などの応急物資を確保するため、供給体制の確立に努めます。
8	被災箇所の応急復旧体制の確立	■防災関係機関と連携し、被災者の救助や電気・ガス・上下水道・通信・交通など、被災箇所の応急復旧体制の確立に努めます。
9	災害時の応援協力等	■防災関係機関・団体等に対し、災害時における応急対策活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時の応援協力などの協定締結を推進します。
10	各種防災計画等の策定	■想定される災害が多様化する中、最新の調査研究が進められていることを受け、「富士河口湖町地域防災計画」やハザードマップ等の見直しを随時行います。 ■富士山噴火対策について県や近隣市町村と連携して進めます。



11	防災行政無線の活用	■町民への防災情報を伝える手段としてデジタル化された防災行政無線を有効活用します。
12	Jアラート（全国瞬時警報システム）による情報伝達の強化	■Jアラートを利用した町民に対する緊急情報伝達能力を強化します。最近頻発している近隣国からの弾道ミサイル発射など、対処に時間的余裕のない事態に対応できるよう、Jアラートの意義の周知徹底と町民の緊急事態に対応した行動の習得に努めます。
13	ボランティアの受入体制の確立	■ボランティア活動が円滑に行えるよう、町社会福祉協議会と連携し、受入体制の確立に努めます。
14	福祉避難所の指定と受入体制の整備	■本町における民間の福祉避難所の指定について、今後更なる民間事業者との受入協定締結の推進をします。

主な事業	担当課
常備消防事業	地域防災課
自主防災マップ作成事業	地域防災課
防災士資格取得促進事業	地域防災課
防災備蓄事業	地域防災課
災害協力隊運営事業	地域防災課
富士山火山防災協議会	地域防災課
ボランティア受入体制整備事業	福祉推進課
地域防災力向上事業	地域防災課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
防災マップ策定率（自治会比）	%		67	70
関係機関との災害時の応援協定数	機関		60	70
※地域防災計画に定める協定				

みんなで取り組む目標

○「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」、「共助」の意識を持ちましょう。

○顧客や従業員の安全確保を図り、防災体制の整備や防災訓練の実施に努め、地域への貢献の役割を認識しましょう。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐま

■政策分野：防災・防犯

関連するSDGs

1-5 消防・救急体制の充実



目指す姿

家庭や事業所での防火対策や管理の徹底とともに、消防施設の整備による消防力の高いまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
消防・救急体制が整っている	%		48.5	52.5	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇総合防災訓練を定期的を実施しています。また、各地区での消火訓練をしました。
- ◇開発行為等における消防施設整備の指導を実施しました。
- ◇消防車両ほか装備の入れ替えを進めています。
- ◇消火栓及び防火水槽について地域の状況や老朽化の状況などに応じて改修しました。
- ◇消防団員への運転免許の補助制度を導入しています。また、団員への基礎教育、分団指揮過程への参加（毎年度）をしました。

現状と課題

- 火災を未然に防ぐためには、町民の防火意識の普及・啓発や予防活動の一層の推進を図っていく必要があり、各地区の消防団による消火訓練や自主消防組織等の構築に向けた説明等を実施しています。
- 常備消防である富士五湖消防本部やこれを補完する非常備消防の町消防団に対し、時代背景に対応した消防体制の充実と強化を図るとともに、火災・災害に備えて、消防車、消火栓、防火水槽等の消防設備や消防水利の整備、消防団員の確保などが必要となっています。
- 少子高齢化に伴い消防団員の確保が難しくなっていることから、消防団員の待遇の見直しや運転免許制度の改正に対応する補助制度などが求められています。

○地域社会の高齢化や消防団員の昼間の不在などに対応できるよう、防火・防災情報の共有化を進めるとともに、自主消防組織や防火・防災体制の育成・強化と町民の防火意識の普及を図る必要があります。

○救急・救助体制については、周辺市町村や関係医療機関と連携した搬送体制の強化に努めていく必要があります。

施策の展開

施策名	取組の内容
1 火災予防に関する知識、技能等の普及・啓発	■消防団における各地区での消火訓練等により、町民や事業所に対し、火災予防に関する知識、技能普及などの啓発を行います。
2 自主消防組織の強化	■組織の構築の説明や消火栓等を使った訓練を実施します。
3 消防用施設の設置指導	■開発行為等の大規模な事業に対して、計画段階から消火栓や防火水槽などの消防用施設の設置について積極的な指導に努めます。
4 消防力の強化	■多様化する火災に対応するため、消防自動車の整備、更新、高機能車両の導入の検討など、消防力の強化に努めます。
5 通信体制の整備	■火災時等における車両の出動体制、車両運用、情報収集の迅速化のため、通信体制（移動系無線など）の整備・管理を行います。
6 消防水利の整備	■震災等における火災対応のため、毎年度水道管整備箇所等を見ながら消火栓や耐震性貯水槽などを計画的に整備します。
7 活力ある消防団づくり	■活力ある消防団づくりのため、団員の確保に努めるとともに、消防団活動のために必要な運転免許の取得支援や移動消防学校などによる技能や資質の向上などを行います。
8 応急手当・救護の普及・啓発	■災害時において、町民が手当・救護ができるよう、防災訓練において実技指導を実施し、応急手当・救護の普及・啓発を図り、その技術の習得を目指します。

主な事業	担当課
消防施設整備事業	地域防災課
消防車整備事業	地域防災課
消防団活動事業	地域防災課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
消防団員数	件		294	300
消防団協力表示事業所数	件		15	20

みんなで取り組む目標

- 地域住民の尊い生命や貴重な財産を守る消防団員の確保に協力しましょう。
- 家庭や事業所での火災予防の知識を増やし、防火対策や管理の徹底を図りましょう。

■政策分野：防災・防犯

1-6 交通安全と防犯体制の充実

関連するSDGs



目指す姿

交通ルールが守られ、町民や来訪者に安全な環境づくりと防犯活動の展開を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
歩道の整備など、交通事故防止対策が充実している	%		22.7	25.8	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇春秋の交通安全運動、幼児向け交通安全教室、高齢者向け交通安全教室を実施しています。
- ◇交通事故多発地点や通学路調査などにより安全施設整備の働きかけを行い、通学路については年に一度、警察、県、町、小・中学校と合同点検を実施しました。
- ◇町内の小・中学校から抽出された危険箇所を視察し、対策案を検討しています。また、横断歩道や信号機の設置については地域住民や区、自治会から要望があった時点で警察署に相談、要望を行っています。
- ◇花火大会等における青少年の非行防止のパトロールをしました。
- ◇防犯診断を定期的実施しました。
- ◇広報誌及びテレビ広報において消費者情報の提供をしました。また、FM ふじやま内で消費者関連情報の放送をしました。防災無線による特殊詐欺の情報等を放送しました。相談窓口周知のための啓発用品（除菌ティッシュ）の作成を行いました。
- ◇富士五湖広域相談窓口・富士吉田市消費生活センターを平成 25（2013）年4月から本格始動（1市2町3村）しました。週5日1～3名の勤務体制です。

現状と課題

- 観光地である本町は、一年を通して多くの観光客が訪れ、幹線道路では交通量が増加し、交通渋滞が発生していることもあります。また、カーナビゲーションシステムの普及により、生活道路への県外者の進入が増え、狭隘道路や危険箇所などを認識していない車と地元の車や人が交差する機会が増え、交通事故の多発が懸念されます。
- 林間地を走る道路において、鹿などの動物が道路に侵入することで発生する交通事故が報告されており、その対応策について考慮する必要があります。
- 本町では、交通弱者と呼ばれる幼児や高齢者を交通事故から守るため、富士吉田警察署の協力を得ながら、交通安全に対する知識の習得とマナーの向上、正しい交通行動ができるよう、それぞれの年代に応じた内容で定期的に交通安全教室を開催しています。町民やドライバーについては、交通安全運動時における街頭での啓発活動、さらには広報活動を実施し意識の高揚を図っています。
- シートベルトの着用については後部座席の着用率が依然低い状況にあり、全席でのシートベルト着用の重要性を認識し、乗車した際には全員が着用する意識付けと行動が起こせるよう啓発活動が必要となっています。
- 交通安全施設面においては、交通事故状況や道路交通環境を考慮して道路改良やカーブミラーの設置などを行っていますが、さらに高齢者や子ども、障がい者など歩行者に配慮した安心・安全な道路や歩道の質的な向上や渋滞の緩和、交通事故多発地点や危険箇所の解消を図っていく必要があります。
- 防犯面では、本町における犯罪の発生は、比較的に少ないものの、交通網の発達や生活スタイルの都市化により犯罪の広域化やスピード化、さらには低年齢化が進んでいます。また、家族や地域の連帯意識の希薄化などが、これまで地域に根付いてきた伝統的な犯罪防止機能を弱めることとなり、特に高齢者や児童・生徒等の犯罪弱者を狙った犯罪など、日常生活の安全を脅かす危険性が高まっています。
- 地域の安心安全の確立のため、地域住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティの活性化を図り、家庭、学校、職場、地域社会そして行政が一体となり、地域ぐるみの防犯体制を強化し、防犯機関が相互に連携し、犯罪の未然防止に努めることが必要です。
- 本町が町民の防犯意識の高揚や犯罪抑止を目的に行っている青色灯防犯パトカーによる巡回、町ホームページや町広報誌、ふじかわぐちこ安心e-ネットを活用した防犯情報の発信など、これまで行っている活動の一層の充実と継続が必要です。
- 夜間の犯罪抑止に役立つ街路灯は各自治会で維持管理を行っており、町内全域で4,162基（平成26（2013）年度末時点）ありますが、近年自治会加入世帯の減少



に伴い、維持経費の負担が問題となってきています。

また、現在設置されている蛍光灯タイプの街路灯は老朽化が進み故障が多いため、防犯機能及び維持費軽減を図るため、順次 LED 化に取り組む必要があります。

○消費者問題において、広報誌やテレビ「広報」、防災無線を活用した情報提供及び注意喚起を実施していますが、高齢者や子ども、女性や障がい者等の犯罪における弱者の被害を未然に防ぐための見守りネットワークの構築が必要となっています。

また、消費生活相談員の活動を広く町民に周知し、身近で相談しやすい環境づくりを図る必要があります。

○平成 25（2013）年 4 月に広域消費者生活相談体制が整備されており、更なる連携の強化による消費生活相談や多重債務相談の充実を図る必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	交通安全意識の普及・啓発	■交通安全意識の高揚を図るため、街頭キャンペーンや広報媒体を活用した啓発活動を推進します。
2	交通安全教育の推進	■幼児、高齢者を対象に正しい交通行動ができるよう、それぞれの年代に応じた内容の交通安全教育を実施します。
3	交通事故危険箇所の改良	■渋滞箇所や事故多発地点、危険箇所等について、警察署、県、庁内等の関係機関と現地視察を実施する中で整備への働きかけを行います。
4	歩行者に配慮した歩道の整備要請	■高齢者や障がい者など歩行者に配慮した歩道の整備や段差の解消など「交通バリアフリー法 [*] 」に基づいた整備について関係機関への働きかけを行います。
5	横断歩道や信号機の設置要請	■地域住民の要望を踏まえながら、横断歩道や信号機の設置及び交通規制などを公安委員会や警察署に要請していきます。
6	防犯意識の普及・啓発	■犯罪の防止、青少年の非行防止に向けて、パトロール活動や広報活動、住民参加による防犯活動を展開し、防犯意識の普及や啓発を図ります。
7	地域防犯体制の整備充実	■警察・消防団による防犯診断を実施し、町民、警察、防犯関係機関と協力した地域防犯体制の整備、充実に努めます。

^{*}交通バリアフリー法：高齢者、身体障がい者、妊産婦の方などの公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進し、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。正式名称「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫が広がる

8	LED 化事業	■安全なまちづくりのため、街路灯、防犯灯（LED）などの防犯設備の整備を緊急度や優先度の高い個所から実施します。
9	消費者意識の啓発	■広報誌、テレビ「広報」及び防災行政無線等による情報提供及び各種団体と連携を図り、啓発活動を推進します。
10	消費生活相談、多重債務者相談体制の確立と啓発活動の展開	■平成 25（2013）年4月から広域相談体制で整備した、消費生活相談、多重債務窓口により、広域市町村や関係機関・団体との連携を図り、総合的な消費者生活相談体制を確立します。また、さまざまな場面や機会などを通じて消費者行政に対する啓発活動を展開します。

主な事業	担当課
地域防犯パトロール事業（青色防犯灯パトカー巡回）	地域防災課
交通安全啓発事業	地域防災課
安全協会運営事業	地域防災課
防犯灯 LED 化事業	都市整備課
消費者相談等広域相談体制の整備	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021) 年度 実績値	令和9 (2027) 年度 目標値
交通事故発生件数	件		67 ※R3年	55 ※R9年
交通事故による死者数	人		2 ※R3年	0 ※R9年
消費生活に関する広報・啓発活動数	回		4	4

みんなで取り組む目標

- 運転者は歩行者の安全に配慮し、歩行者は反射材等により自己の存在をアピールし事故防止に努めましょう。
- 防犯意識を持ち、自主的な防犯・地域安全活動を行うとともに、悪徳商法等の犯罪に巻き込まれないように努めましょう。

■政策分野：生活基盤

1-7 道路網の充実

関連するSDGs



目指す姿

高齢者や子どもにやさしい道路環境と計画的な道路ネットワークの整備を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
道路が便利である	%		47.9	46.7	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇拡幅、改良事業については計画的に順次実施しました。
- ◇河口湖南岸地区の雨水処理は排水系統の調査を行い、計画的な雨水処理施設の設置を検討中です。
- ◇町道 4123 号線は令和 3（2021）年度で事業完了しました。
- ◇交通安全施設については、必要箇所、要望箇所につき随時整備を実施しました。
- ◇未就学児の利用経路は随時整備を実施しました。バリアフリー※については要望等あれば対策を実施している状況です。
- ◇ウォーキングトレイルは定期的に草刈りを実施しました。また地元でも草刈り、清掃を毎年実施しています。
- ◇毎年、山梨県や道路整備の期成同盟会等を通じて要望活動を実施しています。
- ◇管理橋梁については5年に一度定期点検を実施しています。（令和3（2021）年で2巡目終了）

現状と課題

- 本町は中央自動車道・東富士五湖道路が本町の東端に位置し、富士吉田市との境に河口湖 I C が設置されています。東西に県東部と静岡県を結ぶ国道 139 号が横断し、精進湖地区で接続する国道 358 号、本栖湖地区で接続する国道 300 号、御坂トンネルを経て甲府方面への国道 137 号の4路線が国道として設置されています。

※バリアフリー：原義は「障がい・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。

県道は、主要地方道として「河口湖精進線」、一般県道として「富士河口湖富士線」、「青木ヶ原船津線」、「鳴沢富士河口湖線」、「富士宮鳴沢線」、「富士河口湖笛吹線」、「富士河口湖芦川線」、「精進湖畔線」、「本栖湖畔線」、「甲府精進湖線」の10路線の道路網が形成されています。

- マイカー利用の観光客の増加などにより、船津地区を中心に週末や観光シーズンには慢性的な交通渋滞が発生し、地域住民の生活に支障をきたしている状況です。この対策として、河口地区については、「河口Ⅱ期バイパス」・「新倉トンネル」、大石地区については、「若彦トンネル」が供用開始となり、都市計画道路「船津小海線」については、船津地区と勝山地区を結ぶ新設道路が開通し、大石地区湖畔道路の拡幅工事も随時進められています。
- 広域的なアクセス道路の整備は、地域間の連携の強化や増加する交流人口を支え、防災面における救助・救援活動や緊急物資の輸送など大きなメリットがあり、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス体制の確保に努める必要があります。
- 町道は、令和4（2022）年4月1日現在、1,465路線、総延長416,675mで、整備率は44.72%となっています。幹線道路の交通量の増加に対し、船津地区の「河口湖インター線」、小立地区の「乳ヶ崎線」・「出口線」、勝山地区の「勝山中央通り線」、勝山・大嵐地区を結ぶ「勝山富士見線」が主要道路となっており、船津地区では「富士登山道線」の電線共同溝整備事業、小立・勝山地区間では雨水対策として「4123号線」の道路改良事業が完了しています。
- 住宅地域を中心とする旧市街地は道路幅員が狭いところが多く、歩行者や自転車利用者等の安全確保や住民生活の快適性の確保が大きな課題となっています。また、道路舗装の老朽化等も進行しており、地域間交流と自立、産業経済振興のためにも、道路改良や舗装補修工事など迅速な対応が求められているとともに、異常気象に関する雨水対策についても側溝・浸透樹の整備を計画的に推進していく必要があります。
- 高齢者や障がい者、子ども等にやさしいバリアフリーやユニバーサルデザイン^{*}を取り入れた道路環境の整備を推進するとともに、ゆっくり滞在したくなるよう景観や環境に配慮した道路整備を促進し観光施策の推進を図る必要があります。
- 平成25（2013）年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、平成27（2015）年度以降は修繕を実施するとともに、同点検計画に基づき5年に1度の定期点検を実施しています。
橋梁の定期点検により損傷個所の早期発見及び老朽化の早期把握につなげ、震災時の町民の暮らしを守る救急・救護活動や緊急物資の輸送等に備える必要があります。
- 令和元（2019）年度に策定した「トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、令和3（2021）

^{*}ユニバーサルデザイン：誰もが全て等しく使いやすいデザインのこと。

年度以降は修繕を実施するとともに、同点検計画に基づき5年に1度の定期点検を実施しています。


トンネルの定期点検により確認された損傷箇所に対し、適切な補修・補強を施し、長寿命化によるコスト縮減と地域の道路網の安全性・信頼性のより一層の向上を図ります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	幹線道路・町道網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■生活利便性の維持向上のため、地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い路線から、順次、町内の地域間を結ぶ道路網の整備を進めていきます。 ■拡幅・改良事業、道路や側溝の維持補修を計画的に実施し、住民生活の安全性、快適性を確保します。 ■河口湖南岸地区については、雨水の流末処理場がないため雨水対策を進めます。
2	安全な生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■生活道路における安全性を確保するため、歩道設置、防護柵、道路反射鏡、標識など交通安全施設を地域の実情を踏まえつつ、緊急度や優先度の高い箇所から整備します。 ■道路の舗装修繕を実施することにより道路利用者の安全性、利便性の向上を図ります。
3	高齢者や障がい者・子どもへ配慮した整備	<ul style="list-style-type: none"> ■安心、安全な快適性のあるバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を積極的に推進します。
4	観光施策の推進につながる整備	<ul style="list-style-type: none"> ■河口湖駅を起点とする歩道の整備、サイクリングロード整備、湖畔のウォーキングトレイル整備等を進めます。
5	交流を支えるアクセス体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■西ルート（国道139号）の整備、中央自動車道（小仏トンネル）の渋滞を解消に導く第2小仏トンネルの整備は、重要かつ早期の整備が望まれており、国や県等の関係機関に強く要望して早期のアクセス体制の確保に努めます。また、新御坂トンネルの早期着工を要望していきます。
6	橋梁長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ■「橋梁長寿命化修繕計画」による5年に1度の定期点検を実施し、修繕等が必要な橋梁を早期に発見し迅速な改修等の対応に努めます。

7	トンネル長寿命化	<p>■「トンネル長寿命化修繕計画」による5年に1度の定期点検を実施し、修繕等が必要な箇所を早期に発見し迅速な補修・補強等の対応に努めます。</p>
---	----------	--

主な事業	担当課
町道舗装修繕事業	都市整備課
町道排水施設整備事業	都市整備課
橋梁点検計画に基づく定期点検事業	都市整備課
橋梁長寿命化修繕化事業	都市整備課
トンネル点検計画に基づく定期点検事業	都市整備課
トンネル長寿命化修繕化事業	都市整備課
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
町道整備率	%		45.1	45.2
	規格改良済延長 / 実延長			

みんなで取り組む目標

○景観に配慮した道路の美化に協力しましょう。

■政策分野：生活基盤

1-8 交通網の充実

関連するSDGs



目指す姿

地域住民の利便性の向上と来訪者の利用しやすい公共交通ネットワークが形成されたまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
鉄道・バスなど公共交通機関が利用しやすい	%		21.9	16.2	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇富士急バスと継続して協議を行っていますが、富士ヶ嶺地区内を經由する路線バスは無く、一日に数回しかバスが来ない地域も散見されます。
- ◇令和2（2020）年度に、富士急バス路線の見直しを実施しました。

現状と課題

- 主要都市へのアクセスとして、各バス事業者により高速バス網の充実が図られ、東京方面をはじめ成田空港・千葉方面、神奈川方面、埼玉方面、静岡方面、名古屋方面、京都方面、大阪方面へと高速バス路線網が拡充しています。
- 生活バス路線として富士急行（株）、富士急バス（株）及び富士急モビリティ（株）が河口湖駅と富士山駅を拠点として生活バス路線網の運行を行っていますが、自家用車の普及や利用者の減少により公共交通機関の利用が減少傾向にあります。また、コロナ禍において乗客数減少により、令和3（2021）年度から廃止された路線もあり、公共交通機関の利用促進、路線バスの運行区域についての検討が重要課題となっています。また、路線バスの運行区域以外の交通対策としてデマンド交通※導入の検討についても、今後の重要な課題となっています。
- 町内の観光スポットを循環する周遊バスについては拡充が図られ、インバウンド※を含む観光客の利用が増加しています。
- 今後、富士宮市との西麓連携の中で、新富士駅から富士山駅までの富士山西麓バス周遊きっぷ（富士急行）を活用し、外国人観光客の需要を取り入れた収益性の確保に留

※デマンド交通：路線やダイヤをあらかじめ定めないなど、利用者のニーズに応じて柔軟に運行するバス又は乗合タクシーなどによる交通システムのこと。

※インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

意するとともに、運行時間を検討することで、富士宮市と富士山西麓地域の観光振興について強化を図るよう取り組んでいく必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者の利便性を図るため、運行コースやダイヤ編成などの運行内容についてバス事業者と協議し充実に努めます。 ■路線バスの運行区域以外の対策について検討を進めます。 ■デマンド型交通の方法を検討していきます。
2	周遊バス路線の効率的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ■周遊バス路線の延長による効率的な路線活用をしながら、生活路線との調整を図り推進します。
3	未来技術の導入	<ul style="list-style-type: none"> ■産学官連携などによるAI・IoT・MaaS（「Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）」の略称で、鉄道・バス・タクシー・旅客船・旅客機・カーシェア・シェアサイクルなど複数の交通機関のサービスをひとつのサービスとして結び付け、人々の移動を大きく変える概念）・CASE（Connected（コネクテッド）、Autonomous（自動運転）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字）などの未来技術やサービスを活用した交通対策の取組支援と導入を検討します。

主な事業	担当課
富士河口湖町生活バス路線維持費補助金	政策企画課
地方バス路線対策事業	政策企画課
二次交通の拡充	観光課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
生活バス路線	本		4	4
※管内生活路線バス維持本数				

みんなで取り組む目標

- 公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 事業者は、利用者の利便性の向上を図るよう、バスの運行内容の改善に努めましょう。



■政策分野：生活基盤

1-9 高度情報ネットワーク社会への対応

関連するSDGs



目指す姿 地域の特性に応じた情報通信基盤の整備とともに、効果的な行政システムの電子化による町民の利便性向上や業務の効率化を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
情報基盤（インターネット環境など）が充実している	%		25.1	27.2	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇介護保険関係（各種手続き）及び防災関係（災害時における各種手続き）について、やまなしくらしねっとより受付を可能とするシステムの構築を行いました。
- ◇防災の観点から勝山出張所に Wi-Fi を導入しました。
- ◇コンビニ交付共同化事業については、システム更改の業者選定を令和元（2019）年に行い令和2（2020）年 10 月より新システムを稼働しました。（令和2（2020）年度マイナンバーカード交付状況は前年度比 187%増）
- ◇富士河口湖町上九一色地区における情報通信基盤整備は、平成 21（2009）年度に完了しています。以降、IRU 契約（公設民営）によって河口湖有線テレビ放送（有）と保守委託契約を締結しています。
- ◇上九一色地区における通信サービスにあっては、232 世帯（平成 31（2019）年）から 251 世帯（令和2（2020）年）と伸びています。
- ◇令和2（2020）年 8月に富士河口湖町公式ホームページの全面リニューアルに伴い閲覧しやすく、操作しやすい画面構成となりました。
- ◇現在は、住民等への適切な情報伝達や行政サービスへのアクセスの向上等の観点から、対面・電話・メールに加わる新たな手段として富士河口湖町公式 LINE サービスの利用について検討を進めています。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすく暮らし

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がまちなみ

現状と課題

- 近年において著しい情報通信技術の発展や社会全体のデジタル化が急速に進展していることに伴い、行政分野においてもデジタル化やオンライン化への整備や移行が喫緊の課題となっています。
- また、今後も人口減少及び少子高齢化が進む一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応していくためには、デジタル技術やさまざまなデータを利活用する中で、住民の利便性や快適な暮らしを支えるとともに、持続的かつ安定的な行財政基盤を確立していくことが求められています。
- さらに今後は、行政事務のより一層の効率化に向けた取組や、「スマート・ジャパン ICT 戦略」など国の施策に基づき「住みやすさの向上」や「地域産業の活性化」等を図るため、費用対効果を十分に検討し、効果的で効率的な情報システムの構築を行っていくことが求められています。
- また、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月25日閣議決定)において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示され、今後も町内におけるインターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する格差(デジタルデバイド)を是正し、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を継続していく必要があります。
- こうした中で、行政サービスの向上を図るため、日々の生活に欠かせないものとなっているICT(情報通信技術)を活用し、県と県内全市町村による電子申請受付システムの共同事業によるサービスや住民票等のコンビニ交付サービスを行っています。
- また、既に身近となったSNSも最大限に活用し町公式ホームページによる情報発信にとどまらず行政情報等の提供を図ることが望まれます。
- 一方、ICTが進歩するにつれ、外部からの攻撃などによる個人情報漏洩の危険性も高まっているため、ネットワークの安全性及び信頼性の確保等サイバーセキュリティ分野についても、ICTの進歩にあわせた対応が必要となります。

施策の展開

施策名	取組の内容
1 効果的な電子自治体の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■行政事務のより一層の効率化に向けて、費用対効果を検証しながら、情報システムの整備を進めます。 ■町民の利便性向上や業務の効率化が期待できる手続きについて、山梨県と県内市町村の状況を十分把握しながら、情報システムの共同化を推進します。
2 高度情報通信基盤整備の促進と活用	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の特性に応じた情報通信基盤の整備や通信事業者の提供する通信基盤を活用し、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する格差（デジタルデバイド）を是正し、整備地域内の加入者の促進を図り、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に役立てます。
3 ICTを活用した行政サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページの内容充実や SNS、各種広報媒体の活用による情報発信力の強化及び ICT を活用した行政手続きにおける町民の利便性の向上を図ります。

主な事業	担当課
県電子申請システム共同化事業	地域防災課
富士河口湖町公式ホームページ	地域防災課
地域情報通信基盤整備事業	地域防災課
コンビニ交付システム共同化事業	地域防災課 住民課
柔軟な行政サービスの提供（個人番号カード）	総務課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
電子申請利用件数（年間）	件		25,857	39,000
ホームページアクセス件数	件		157,559	174,000
※月平均				

みんなで取り組む目標

- 情報通信技術を利用して生活の充実、利便性を高めましょう。
- 情報通信技術の利活用により地域の活性化、地域住民との交流連携を深めましょう。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすい暮らし

第3章 基本的方向2 まちを育む

第4章 基本的方向3 まちをにぎやかにする

第5章 基本的方向4 まちが変化する

第6章 基本的方向5 まちの知恵と工夫

■政策分野：生活環境

1-10 環境衛生・循環型社会の実現

関連するSDGs



目指す姿

快適で衛生的な生活環境の確保を図り、ごみを減らす暮らしを实践する循環型社会を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
ごみの分別収集や資源回収が進められている	%		57.9	59.3	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇リサイクルセンターを拠点に、ごみの削減のため、「リサイクル※」「リユース※」「リデュース※」を進めています。また令和 4 (2022) 年 6月より毎月 1日を「リサイクルの日」と定め、住民への啓発活動を行っています。
- ◇令和 14 (2032) 年度の供用開始を目指し、令和 4 (2022) 年 2月に、12市町村により、新しいごみ処理施設のための一部事務組合（富士・東部広域環境事務組合）が立ち上がり、本町もこの計画に参画しています。
- ◇ごみの再資源化や分別の徹底には、リサイクルセンターにおいて、モデル地区を選定し、積極的なリサイクル推進活動を進めています。
- ◇ごみの減量化に向けては、住民団体とも協力し、EM ぼかしを使った生ごみ処理など、地道な削減活動を行っています。

現状と課題

- 本町では、平成 28 (2016) 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この計画に基づき一般廃棄物処理の施策を推進しています。町民と企業等が町内の一斉清掃を実施する「一万人の清掃活動」は定着してきており、美化活動への意識づけはできてきていますが、ごみ分別の周知・徹底や再資源化をさらに促進していく必要があります。
- ごみ処理に関しては、可燃ごみ及び不燃ごみはステーションにおいて回収しており、可燃ごみについては、全町分を富士吉田市へ委託処理しています。
- 不燃ごみについては、河口湖地区は町のじん芥処理場、勝山、足和田、上九一色地区は青木が原ごみ処理組合において処理しています。

※リサイクル：ごみを原材料（資源）やエネルギー源として再有効利用すること。

※リユース：使用済製品や部品等を繰り返し使用すること。

※リデュース：ごみの発生を少なくすること。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすこと。



- 粗大ごみについては、じん芥処理場へ直接搬入するか、各地区、船津リサイクルセンターでの拠点回収により、委託処理しています。
- 新聞、段ボール、雑誌などの資源物については、自治会による回収を進めています。その他、びん、缶、ペットボトル、発泡スチロールなどはリサイクルセンターへ直接搬入するか備付けのリサイクルボックスにおいて回収しています。衣類、小型家電についてもリサイクルセンターで収集を行っています。
- ごみの減量化対策としては、リサイクルセンターやリユースセンターを整備し、ごみの分別の徹底や再資源化を図るほか、生ごみ処理器設置費補助制度、事業系ごみの一部有料化、また、指定ごみ袋により減量化、「ボカシ」を使った生ごみの堆肥化など再資源化を進めています。今後、事業系ごみの有料化について見直しの検討が必要です。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	生ごみの排出抑制、有効な再利用システムの構築	■本町は、ホテル、旅館などの事業系から排出される生ごみが可燃ごみのうち約半数を占めています。これらの生ごみの排出抑制、有効に再利用できるシステムの構築に努めます。
2	施設の老朽化への対応	■現在、不燃ごみ処理に関して、じん介処理場及び青木が原ごみ処理組合の2か所の施設を利用している状況ですが、費用面、煩雑化、施設の老朽化などから、今後の処理施設の検討を進めます。
3	ごみ処理問題への意識の啓発	■町民一人一人がごみ処理問題に関する意識の啓発を高め、分別の徹底、再資源化などの減量化対策を推進していきます。

主な事業	担当課
ごみの減量化・リサイクルの推進	環境課
環境に配慮した適正なごみ処理の推進	環境課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
一人当たりごみ(年間)排出量	kg		231	220

みんなで取り組む目標

- ごみの減量に努め、ごみ出しルールに基づいた分別を行いましょう。
- ごみの発生抑制につながる事業スタイルを構築しましょう。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすく暮らし

第3章 基本的方向2 まちを育む

第4章 基本的方向3 まちを優しい

第5章 基本的方向4 まちが交わる

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がめぐる

■政策分野：生活環境

関連するSDGs

1-11 上下水道の整備



目指す姿

上水道、下水道の適切な整備・管理により、安全安心な水の供給と衛生的な生活環境の確保を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
水道の整備が進んでいる	%		58.7	61.8	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇井戸掘削及び配水池建設など、計画的な施設拡張及び維持管理に町をあげて取り組んでいます。
- ◇老朽した配水本管の布設替えなど、計画的に強靱で災害に強い水道管及び施設の耐震化の促進に町をあげて取り組んでいます。
- ◇令和 4 (2022) 年度に富士河口湖町水道事業、水道ビジョン更新作業 (10 年計画更新) を策定し、事業統合へ向けての計画ロードマップを記載します。
- ◇未整備路線への管渠整備及びマンホールポンプ改修工事を計画的に実施し、維持管理に町をあげて取り組んでいます。
- ◇下水道週間に広報誌、ホームページ等で下水道接続の啓発を行い、普及率の向上に取り組んでいます。

現状と課題

○上水道については、現在の給水人口は約 20,123 人で、船津・小立・勝山の 3 地区において事業を展開しています。

水道水源は 20 か所あり、すべて深井戸で、年間取水量は約 520 万トンです。総管路延長は約 147km、配水池は 16 か所のうち約 5 割は RC 造りです。

○上水道事業について、管路整備は、おおむね順調に進んでいます。今後も住宅、アパート、ホテル等の建設により給水人口の増加が見込まれており、水源池、配水池等の



整備拡張工事や未整備地域の配管網の整備が必要となってきますが、その財源を確保するためにも慎重に計画する必要があります。

- 整備に伴い、水道料金の見直しや漏水対策を継続する中で、有収率を上げ、さらに、事業の効率化を進め、健全な水道事業を運営する必要があります。また、全体的な課題として水量の確保と一部地域の水圧不足などにも対処していく必要があります。
- 各地区簡易水道事業については、歴史は古く、それぞれ組合水道から創設され、さまざまな変遷を経て簡易水道事業として経営を行っています。本町の簡易水道は、合併以前の旧村単位でしたが、一部統合され3簡易水道事業（県知事認可としては9事業）となりました。

現在の給水人口は約 6,317 人で、旧河口湖町のうち浅川・河口・大石、旧足和田村、旧上九一色村南部の各地区において事業を展開しています。

水道水源は 26 か所あり、その種別割合は深井戸が8割、湧水及び伏流水が2割となっており、年間取水量は約 170 万トンです。総管路延長は約 237km、配水池は 19 か所のうち約9割は RC 造りです。

今後は簡易水道の一元化を検討していく必要がありますが、地区により基本料金やメーター使用料等が異なることや管路の老朽化等課題も多くあります。

- 上水道、簡易水道ともに有収率の向上や適切な水道料金の検討とともに、管路の計画的な耐震化を進める必要があります。
- 下水道については、富士北麓流域下水道関連公共下水道として、昭和 52（1977）年度から公共下水道事業に着手し、昭和 61（1986）年度から一部の地域で供用開始、令和 2（2020）年度末においては、認可区域 1188.0ha のうち整備面積 916.6ha となり、普及率約 77.2%、水洗化率 91.77%となっています。また、平成 18（2006）年 3月に旧上九一色村南部地区の合併により、精進特定環境保全公共下水道 25ha、本栖下水道 8.6ha の維持管理もあわせて行っています。
- 今後は、保有する資産の老朽化に伴う更新期の到来や人口減少に伴う使用料の減少等、維持管理継続のための下水道料金の改定の検討が必要となっています。
- 恵まれた自然環境を次世代に継承するためにも、衛生的で快適な生活環境を創出するための下水道事業への理解と、整備区域内の積極的な水洗化率の向上を図る必要があります。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい



第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫が広がる

施策の展開

施策名		取組の内容
1	水道施設の整備	■安心安全な水を供給するため、配管網の整備、施設の整備拡張及び維持管理に努めます。
2	耐震化の促進	■安定した水を供給するため、強靱で災害に強い水道管及び施設の耐震化を促進します。
3	経営の統合	■料金統一に向け、事業の統合に努めていくとともに、健全経営を図ります。
4	公共下水道の整備	■衛生的な生活環境への改善や水質汚濁などを防止するため、下水道の整備を進めます。また、ストックマネジメント（污水管渠長寿命化計画）策定を検討するとともに、マンホールポンプ改修工事を検討します。
5	水洗化の普及・促進	■補助金・資金融資斡旋制度等の啓発と利用を積極的に推進し、あわせて指定工事事業者の指導育成を図り、水洗化の普及・促進に努めます。

主な事業	担当課
安心安全な水道水の供給のための水道施設整備事業	水道課
安心安全な水道水の供給のための耐震化促進事業	水道課
安心安全な水道水の供給のための経営統合事業	水道課
社会資本整備総合交付金事業	水道課
富士河口湖町都市計画下水道ストックマネジメント（長寿命化）事業	水道課
マンホールポンプ改修事業	水道課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
公共下水道水洗化率	%		93.6	96.5
※公共下水道への加入率（事業認可内の水洗化率）				
有収率（上水道）	%		66.8	70.0
※給水する水量と料金として収入のあった水量との比較				

みんなで取り組む目標

- 水源の確保、水質の保全に努めましょう。
- 恵まれた自然環境を次世代に承継するためにも、下水道への早期接続に努めましょう。

■政策分野：生活環境

1-12 住環境の整備

関連するSDGs



目指す姿

快適で災害に強い住宅づくりを進め、空き家の適正管理の促進による快適で便利な住環境の形成を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
住宅や宅地に恵まれている	%		52.3	56.0	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇大嵐団地、小立団地の維持管理を実施しています。
- ◇耐震診断の実施、住宅リフォーム補助を実施しています。(令和 3 (2021) 年実績 耐震診断 2 件、リフォーム 28 件)
- ◇空き家等の所有者への注意喚起を実施しています。

現状と課題

- 快適な住宅、居住地の整備に向けて、小立土地区画整理事業により新たな居住地の整備が図られたところであり、今後は他地区での整備検討が求められています。また、町営住宅を中心に、住宅困窮者に対しても住宅を供給していく必要があります。
- 本町にある多くの木造住宅のうち、新耐震基準（昭和 56 (1981) 年 6 月施行）になる前に建てられた住宅は全体の 3 割程度を占めています。
町民の防災・減災に対する関心が高まる中、地震・火災・異常気象等の災害に強い住宅づくりの促進が求められています。本町では「富士河口湖町耐震改修促進計画」を踏まえ、建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していますが、多額な耐震改修費用のため既存木造住宅の耐震化が進んでいない状況です。
- 長期間にわたる空き家の存在は、防犯・防災・衛生・環境面の悪化により近隣住民や第三者に不利益や損害を与えるだけでなく新規移住への阻害等、土地利用の非効率化も生じることになります。このため、空き家を適正に管理し、空き家の発生を抑制するとともに、空き家を地域資源ととらえ、居住用以外の使用用途も検討するなど利活用を推進していくことが求められています。最新の空き家バンク登録物件情報を本町ホームページ等を利用して、広く情報発信し、移住用途や二地域居住など空き家バン

ク制度の活用を促進するとともに、空き家バンクへの新規登録物件の確保に向け、空き家所有者へ物件提供を促していく必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	快適な住宅、居住地整備	<ul style="list-style-type: none"> ■町営住宅 90 戸の適正な維持管理を行います。 ■住宅入居者が安心して生活できる環境づくりを推進します。
2	防災面での安全性強化	<ul style="list-style-type: none"> ■木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修事業を継続的に実施します。 ■災害時避難路通行確保対策事業の実施により、緊急輸送路の閉塞を防ぎます。 ■住宅リフォーム工事への助成事業を実施し、町民の住環境の向上を図っていきます。
3	空き家対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置、利活用の推進、支援体制の構築、推進体制の整備を図ります。

主な事業	担当課
町営住宅の供給及び維持管理事業	都市整備課
建築物の耐震化事業	都市整備課
住宅のリフォーム工事補助事業	都市整備課
空き家の適正管理及び利活用事業	都市整備課
地元金融機関と連携した住宅低金利融資事業	政策企画課
地方移住の推進、空き家リフォーム補助事業	政策企画課
住宅用地定住促進事業	政策企画課
新築住宅建築等奨励事業	政策企画課
過疎地域自立促進計画・辺地総合整備計画策定事業	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
本町における新築住宅戸数	戸/年度		93	134

みんなで取り組む目標

- 住宅の耐震化に努めましょう。
- 空き家の適正管理に協力しましょう。



■政策分野：生活環境

1-13 公園・緑地・広場の整備

関連するSDGs



目指す姿 豊かな自然の保全とともに、公園の適切な維持管理を行い、誰もがゆったりと過ごせる空間の確保を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
ゆったりと過ごせる公園などがある	%		24.6	34.9	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇「公園施設長寿命化計画」に基づいた施設の維持管理を実施しています。
- ◇地元団体である、「緑の会」「河口老人クラブ」と連携し河口湖北岸緑地帯の維持管理を実施しています。
- ◇整備に向け関係機関との協議をしました。
- ◇枯木の入れ替えを実施しました。

現状と課題

- 本町は、河口湖総合公園、くぬぎ平スポーツ公園、八木崎公園、大石公園など都市公園が9施設あり、広場等を含むと全体で 14 施設を保有しています。
- 既に耐用年数が到来している公園が3施設あり、老朽化が進行しているため、長寿命化計画等に基づいた補修・改修工事が求められています。
- 町民が気軽に身近で利用できる小公園（ポケットパーク）は憩いとやすらぎを与える場として大久保にぎわい広場や小曲展望広場が整備されました。今後は、地元住民との連携を図った公園の利活用や維持管理についての検討が求められており、ゆっくり滞在したくなるような観光施策の推進へ向けて、公園の高質化を図る必要があります。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐまち

施策の展開

施策名		取組の内容
1	公園施設長寿命化対策支援事業	■「公園施設長寿命化計画」に基づき、既設公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化に努めます。
2	河口湖北岸街路樹整備事業	■河口湖北岸緑地帯の整備を推進します。
3	新規公園整備事業	■市街地や空き地、小広場を利用したポケットパークの整備を進めます。
4	新しい森づくり推進事業	■樹林地の保全や創出は、大気浄化機能、温度調節機能、防災機能を持ち、景観形成にも必要であり、町民に憩いと安らぎを与える場として整備に努めます。

主な事業	担当課
公園施設長寿命化対策支援事業	都市整備課
河口北岸街路樹整備事業	都市整備課
新しい森づくり推進事業	都市整備課
親子の憩い空間づくり事業（公園活用事業）	生涯学習課 都市整備課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
都市計画区域住民一人当たりの都市公園面積	㎡		15.6	15.7
※都市公園面積÷都市計画区域住民人口				

みんなで取り組む目標

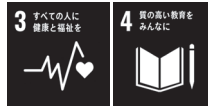
○地区にある公園等は、地区による維持・管理に協力しましょう。

第3章 基本的方向 2 ひとを育むまち

■政策分野：子育て

2-14 子育て支援の充実

関連するSDGs



目指す姿

家庭・地域・行政が一体となって、子ども及び子育て家庭を支える仕組みが構築され、安心して子どもを産み、育てる環境の整ったまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
子育て相談・情報提供が充実している	%		16.4	22.5	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇地域子育て支援拠点事業つどいの広場を開催しました。(開所日数 139日 子ども 2,810人 大人 2,285人)
- ◇ファミリー・サポート・センター事業(登録会員 308人 利用件数 527件)を進めています。
- ◇障がい児保育は公立保育所で一定の受け入れを行っています。
- ◇一時保育は民間認定こども園で、病後児保育は県内市町村と連携し実施しています。その他公立保育所にてホリデー保育を実施しています。
- ◇ホームページやSNS等で子育てに必要な情報を公開しています。(令和2(2020)年8月から子育て応援 LINE 配信 令和3(2021)年4月までに618名登録)
- ◇放課後児童クラブ(年間250日以上で開催 11クラブ 登録数505人 2クラブは土、日曜も開所しています。)の事業を充実させるため、funfunくらぶや多種多様な教室を実施しました。
- ◇妊産婦健康診査・妊婦歯周疾患健診・乳児健康診査・幼児健康診査・幼児フッ素塗布事業を実施しました。
- ◇妊婦相談・栄養相談、妊娠・産後相談、育児相談・心理相談・発達相談を実施しました。
- ◇令和2(2020)年11月から小児科・産婦人科オンライン医療相談を開始しました。
- ◇かんがる〜教室の開催、幼児健診に追加する継続健診を実施しました。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくまち

- ◇育児学級を中止しました。（新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のため、代替としてオンラインでの情報発信を行いました。）
- ◇4か月児、7か月児、10か月児、1.6歳児、3歳児健診に地域の小児科と連携健診を実施しました。
- ◇小児救急医療については、主に富士・東部小児救急医療体制のもと実施しました。（令和2（2020）年度利用実績 396人／年 感染症の影響で受診控え 70%減）
- ◇事業ごとに利用者（保護者）からアンケートをとり要望に応えた結果、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策をとりながら、かつ従来どおりの充実した内容で事業を継続しました。特に0-3才児の親子で楽しめる工作やゲームなど、内容を工夫して実施しました。利用者からの高い満足度が得られていると判断できます。
- ◇令和3（2021）年3月、子育てに関する知識の普及、保健指導、成長発達の確認や相談体制の拠点としての「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

現状と課題

- すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目指し「子ども・子育て支援新制度」が平成27（2015）年4月から施行されています。
本町では、少子化・核家族化の進行といった社会環境や就労形態の多様化といった労働環境の変化に加え、個々の価値観・子育て支援に関するニーズの多様化に対応するため、平成27（2015）年4月から「子ども子育て支援事業計画」、令和2（2020）年4月から「第2期富士河口湖町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「すくすくと のびやかに笑顔あふれる ふじかわぐちこ」の理念のもと、子どもが生まれる喜びと、育てる楽しさを感じることができまちづくりを目指しています。
- 親の就労促進や、保育や教育の利用者負担額の軽減対策などが実施されていますが、保育所等への入所児童数が大幅に増え、希望する施設への入所が困難となっている状況もあり、保育所等の量の拡充と保育士の確保が課題となっています。
- 一部地域における幼児の減少が顕著に見られ、今後も進むものと推測されますが、本町では子育て環境の整備を図るため、3歳未満児保育施設のこども保育所を開設し、親が働きながら子育てができる環境づくりを推進しています。
- 現在、本町には9か所の公立保育施設と2か所の認定こども園、地域型保育施設が4か所、事業所内保育施設が1か所あります。今後、老朽化した施設の更新とともに民間保育事業者との協働が重要となってきます。



- 子ども未来創造館において子育て相談及び各種イベントや教室等を開催し、利用者の需要に沿った子育て支援に努め、SNS などによる子育てに必要なきめ細かな情報提供やファミリー・サポート・センターでの随時預かり事業、放課後児童クラブの支援員を増員するなど支援の向上を図っています。
- 地域の特性に応じたさまざまなネットワークを構築し、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援を実施できるよう、平成 29（2017）年 4 月から子育て支援課を設置しています。
- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊産婦、子育て家庭に対し、妊娠・出産期から子育て期まで継続した相談・支援体制を行う「子育て世代包括支援センター」を開設しています。併せて、子育て世帯へのさまざまな経済的支援の充実を図っています。
- 町内の小児科医に乳幼児健康診査の診察を依頼し、早期発見・医療継続に努めており、地域医療連携において、地域の小児医療の課題を医師と連携をとり、小児の健康増進と安心安全な生活の確保に努めていく必要があります。
- 小児救急医療においては、富士・東部小児救急医療体制のもと、平成 20（2008）年度富士吉田市に小児初期救急医療センター、平成 25（2013）年度都留市に歯科救急センターが設置されていますが、その充実が望まれています。
- 近年は、子育てにあたっての不安や負担を取り除き、日々の子育てを安心して行うための子育て支援事業の充実が大きな課題となっています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	子育て支援サービスの充実	■健やかに生まれ育つことができるように、乳幼児期や学齢期における各種の子育て支援サービスや親子のふれあい事業等を計画的に実施し、子育て支援の充実を図ります。
2	保育サービスの充実	■多様化する保育ニーズに対応し、障がい児保育、病後児保育、一時保育など、保育サービスの充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の適切な軽減を推進し、地域に密着した保育所づくりを進めます。
3	子育て支援情報の充実	■WEB サイトやアプリを使用し、妊娠・出産・子育て等に関する情報を分かりやすく提供します。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくま

4	放課後児童クラブ 健全育成の充実	■放課後児童の健全育成に係る支援サービスに努めるとともに、施設の拡充整備を行い、放課後児童クラブの充実を図ります。
5	乳幼児健康診査の 充実	■妊婦健康診査・妊婦歯周疾患健診・乳児健康診査・幼児健康診査・幼児フッ素塗布事業を実施します。
6	母子に関する 相談事業の充実	■妊婦相談・栄養相談、妊娠・産後相談、育児相談・心理相談・発達相談など各年齢期に応じた相談事業を実施します。
7	母子・子育てに 関する支援の充実	■子どもの発達段階に応じた教室等を開催し、きめ細やかな支援を行います。健康診査等を通じて、子どもの発達状況を保護者と情報共有し、寄り添う支援を行います。
8	小児医療の充実・ 確保	■町内の小児科医に本町の乳幼児健康診査の診察を依頼し、早期発見・医療継続に努めます。 ■地域医療連携において、地域の小児医療の課題を医師と連携をとり、小児の健康増進と安心安全の生活の確保に努めていきます。 ■小児救急医療においては、富士・東部小児救急医療体制のもと、その充実を図っていきます。
9	子ども未来創造館	■子ども未来創造館において、利用者の意見を聞きながら事業内容を研究し、子育て支援の推進を図ります。
10	関係機関との連携	■子育て支援に関わる関係各課と連携し、地域・家庭・保育所との支援体制の確立をはじめ、一人一人の児童に対して、保育所から小・中学校における生活情報など児童相談所を含む関係機関との連携を図ります。

主な事業	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
保育事業	子育て支援課
子育て支援情報配信	子育て支援課
放課後児童クラブ健全育成事業	子育て支援課 生涯学習課
妊産婦一般健康診査事業	子育て支援課
乳幼児健康診査事業	子育て支援課
妊産婦育児・心理相談事業	子育て支援課



小児医療の充実・確保	子育て支援課
小児救急医療におけるセンターとの連携強化	子育て支援課
子育て世代包括支援センターの整備	子育て支援課
不妊治療費補助事業（「ようこそ赤ちゃん事業」の普及促進）	子育て支援課
幼児フッ素塗布事業	子育て支援課
思春期等保健対策事業	子育て支援課
新生児訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」の普及促進）	子育て支援課
多胎児妊婦一般健康診査費用補助事業	子育て支援課
子ども医療費助成事業	子育て支援課
乳幼児おむつ用品助成事業	子育て支援課
おうち子育て応援事業	子育て支援課
結婚適齢年齢の出会いの場の創出	政策企画課
親子の憩い空間づくり事業（公園活用事業）	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021) 年度 実績値	令和9 (2027) 年度 目標値
子ども未来創造館の利用者数	人		15,125 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から一部事業未実施や利用人数制限の上開館	41,600
ファミリー・サポート・センター年間利用者数	人		527	600
放課後児童クラブ年間登録児童数	人		486	500

みんなで取り組む目標

- 愛情と責任を持って子育てし、家庭の養育力の向上に努めましょう。
- 子ども・子育て家庭を社会全体で支援していきましょう。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

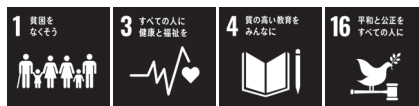
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

■政策分野：子育て

2-15 児童福祉・ひとり親福祉の充実

関連するSDGs



目指す姿

地域の支援と公的サービスの両輪により、自立して暮らしていける仕組みづくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
ひとり親家庭への福祉サービスが充実している	%		12.8	15.1	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇要保護児童対策地域協議会の定期的な開催により、児童やその家庭の継続的な支援について関係機関との情報連携が図れました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策下における児童の孤立化・虐待を防ぐための見守り事業を行いました。
- ◇ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用しやすくすることで、就業の支援や育児負担の軽減を図りました。ひとり親家庭医療費助成事業は継続実施します。

現状と課題

○児童虐待相談は増加傾向で、全国や山梨県では心理的虐待（言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど）が増えていますが、本町ではネグレクト（長時間の放置、食事を与えない、不潔にする、受診させないなど）の相談数が多くなっています。虐待の原因としては、親の精神的な未熟さ、子育てへの不安、育児ストレス、家族の協力が得られないことによる孤立化等が複雑に絡みあっているものと考えられます。虐待予防対策として、保育所、学校、警察、児童相談所、医療機関、民生委員等で組織される要保護児童対策地域協議会を設置し、自立に向けた支援が必要な家庭に対し、連携した支援に努めています。支援している家庭の中には、支援終了までに何年もかかるケースや親から子への連鎖など

も見受けられます。親自身に虐待の認識がないこともあり、早期発見が難しいことが課題となっています。

こうした中、令和3（2021）年4月から「地域のすべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援」の専門性をもった体制として「富士河口湖町子ども家庭総合支援拠点」を構築し、虐待対応のみでない、すべての子ども・家庭の相談をうける専門性を有する人材として、保健師、社会福祉士など【こども家庭支援員】を配置し要保護児童対策協議会の主担当機関として子ども家庭に支援を行っています。

- 子どもの政策や子どもの権利を守るための理念を定めた「こども基本法」制定、子ども家庭庁の発足やこども大綱の策定による、こどもまんなか社会に向けた施策が求められています。
- 児童福祉法改正に伴い、「こども家庭センター」の設置が規定され、拠点としての「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の連携により、保健師と関係機関との連携による子育てに関する知識の普及、保健指導、成長発達の確認や相談体制に加え、一次スクリーニング[※]後の指導を要する親子の受入体制の確立といった、保健・医療サービス、子育て支援の更なる充実が求められています。
- 子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持つことで、自己肯定感の高まりや幸福な成長につながるよう、子どもの居場所づくりを支援していくことが求められています。
- 近年の離婚率の急増に伴い、ひとり親家庭は増加しています。子育てをしていく上で、社会的・経済的・精神的に不安定な状態になりがちであることから、ひとり親でも子どもを安心して育てられるよう、社会的・経済的な支援が求められています。
- 本町では、育児負担の軽減により生活安定につながるよう、医療費助成やファミリー・サポート・センターの利用料助成、特定教育・保育施設や放課後児童クラブ利用料の軽減を行っています。また、県や関係機関との協働により、就労支援などひとり親家庭の経済的な自立や生活上の課題解消へ向けての支援拡充が課題となっています。
- 生まれ育った環境によって左右されず、健やかな育成と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策についても、現状把握に努めるとともに、今後の事業展開が求められています。

※一次スクリーニング：乳幼児の健康を広く基本的に観察する第一段階のこと。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	児童虐待防止対策の充実	■要保護児童対策地域協議会の組織強化と関係機関との連携体制の強化に努め、児童虐待の早期発見と対応を進めます。
2	ひとり親家庭等の自立促進	■ひとり親家庭等の子育て支援や経済的な支援を行いながら、自立促進などを図っていきます。 ■ひとり親家庭医療費助成制度の給付を行います。
3	子どもの貧困対策等	■ヤングケアラー等に関する知識の普及や相談体制の充実を進めます。

主な事業	担当課
要保護児童個別支援指導（子ども家庭総合支援拠点）	子育て支援課
児童虐待防止ネットワーク活動（要保護児童対策地域協議会）	子育て支援課
養育支援訪問事業・子育て短期支援事業	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター助成金制度	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成制度	子育て支援課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
子どもの居場所づくり支援件数	件		1	2

みんなで取り組む目標

- ひとり親が安心して子どもを育てられるよう、社会的・経済的な支援に協力しましょう。
- 児童虐待が起きないように、地域で子どもを育てる意識を持ちましょう。

■政策分野：教育

2-16 生きる力を育む教育の充実

関連するSDGs



目指す姿

子ども一人一人が個に応じた教育を受けることができ、自立し社会参加するための基盤となる力の育成を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
小・中学校の学習活動が充実している	%		29.0	36.0	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇複式学級の解消及び個別支援の充実のため町単教諭及び支援員を配置しました。学校側も継続配置の要望があるため、引き続き配置が必要です。
- ◇校外学習の場として積極的に町内施設を活用し、興味関心を高めました。
- ◇ALT 5人、町単独の英語指導補助教諭 3人を小・中学校に配置し、効果的な英語指導を行っています。
- ◇学校・子育て支援課・保育所・特別支援学校・教育センター等関係機関と連携し、適切なアセスメントによる対象者や保護者との合意形成により入学、入級が行われました。
- ◇教育センターを中心に学校・スクールソーシャルワーカーと連携し、さまざまな教育相談を行いました。学びや居場所の確保として教育センターが果たす役割は重要であり、今後もきめ細かい支援を実施していくことが大切です。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により中断していましたが、長期休業中のみ町単教諭及び退職した教員を中心に学習応援教室を開催し、学習課題に取り組みました。
- ◇『つどいの広場』等において、子育て方法や講座、ミニ講話による教育活動を実施し、幼児期における的確な教育を与えられる環境づくりを行いました。また、保育所においてもリトミック^{*}教室（保育現認教育研修）を実施しました。
- ◇特定教育・保育施設運営費の支給においても計画的に行いました。

※リトミック：リズム表現による音楽教育の方法をいう。スイスの作曲家 É. ダルクローズが 1905 年頃に創案。身体でリズムを学ぶことによって、精神と肉体との一致調和、自発性と反射性、精神の集中力と記憶力、創造力などを養成する。特に児童教育に用いられる。

現状と課題

- 平成 24 (2012) 年 4 月に「地方教育行政の組織と運営に関する法律」が一部改正され、これに伴い、本町でも地域の実情に応じた教育基本目標や方向性を示した「富士河口湖町教育大綱」を制定しました。これにより、子どもたちが郷土に誇りをもちながら、自らの夢や希望を抱きつつ、たくましく育っていく質の高い教育を実施するように努め、町民が生涯を通じて「町民で良かった」と思える学びの環境を整えるとともに、町民文化があふれる「世界遺産のまちづくり」を目指しています。
- 平成 23 (2011) 年度に精進小と勝山小、上九一色中と勝山中、さらに平成 28 (2016) 年度に勝山中と西浜中が統合したことで、町立小学校 8 校、中学校 2 校となり、組合立河口湖南中学校と合わせて、児童・生徒の総数は令和 2 (2020) 年度には 2,128 人となっています。
- 家庭や地域の教育力の向上のため、変化する時代を的確にとらえた学校教育の充実が求められており、基礎・基本を身につけ子どもが自ら学び考えるアクティブラーニング^{*}を進める必要があります。
- 令和 2 (2020) 年度末に GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末が整備され、ICT 機器を活用しての授業が積極的に実施されています。一方で、端末の利用は学校に限られ家庭への持ち帰りは実施していませんが、早期に持ち帰りが実現するよう研究を進めます。
- 複式学級の解消、学力向上のための町単教諭、特別支援児童に対する指導補助として支援員、小学校の外国語導入に伴う英語指導助手 (ALT) の配置、教育相談員による児童・生徒の相談や GIGA 端末を活用しての情報教育の推進が求められています。
- 「人づくり学校づくり補助事業」等により各学校が特色ある学校づくりに努めるとともに、富士山学習を町内すべての学校で計画的に実施しました。郷土を愛し、豊かな心を育むための体験学習や道徳教育の充実について引き続き推進する必要があります。
- 子ども子育て支援新制度により、幼稚園と保育所の機能をあわせ持った認定こども園が誕生し、本町では私立認定こども園が 2 施設認可されました。保育所においても、教育的カリキュラムの導入が進み、幼児教育の重要性はさらに高まっていますが、保育士や幼稚園教諭の確保とカリキュラムの充実が大きな課題となっています。
- 保育所、小学校などと連携をとるよう平成 25 (2013) 年度に「保小中連携協議会」を設置し、年 1 回会議を開催しており、適切な就学指導につなげていく必要があります。
- 支援が必要な子どもたちについては、適切な対応を行うため、町単独での支援員等の配置や地域コーディネーターの派遣依頼を行っていますが、インクルーシブ教育^{*}への対応について人的、施設整備から総合的に検討していく必要があります。また、幼保小中の連携で情報共有を図り、特別支援学級や普通学級のいずれに在籍していても、適切かつ自立に向けたきめ細かな指導が行えるよう引き続き支援員を配置するなど子

^{*}アクティブラーニング：教員が講義形式で一方向的に教えるのではなく、学生たちが主体的に、仲間と協力しながら課題を解決するような指導・学習方法の総称のこと。

^{*}インクルーシブ教育：障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育のこと。

どもの環境に即した学習指導に努めることが求められています。

○いじめや不登校などの課題に対して、早期発見・解決を目指す体制づくりが求められているとともに、地域ぐるみでの良好な環境づくりが必要です。心の教育の推進には、地域と学校との連携を強化し地域の教育力を高めていくことが重要になります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	学力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■学校施設整備や少人数教育、複式授業の解消のため、町単教諭や個別支援を充実させるため支援員を引き続き配置していきます。 ■心の教育、福祉環境教育など道徳教育の推進を図ります。 ■富士山学習など環境、自然や文化に関する地域教材を積極的に取り入れた授業の推進と町内施設を活用し、学校環境を生かした教育課程の推進を図っていきます。 ■教職員の指導力を向上させ、子ども自ら主体的、対話的で深く学ぶ（アクティブラーニング）を進めていきます。
2	ALTによる英語指導	<ul style="list-style-type: none"> ■外国語を母国語とする指導講師を配置し、小学校5・6年で教科化された英語について、中学校につなげるため、児童が楽しさを実感できる取組を推進します。
3	特別支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育充実のために、児童・生徒の適切な就学指導を行い、入学、入級が適切に行えるよう家庭、幼児、小・中学校と連携していきます。
4	外国語指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■外国語の指導と小学校3・4年生の外国語活動と5・6年生の外国語科充実のため、効果的な授業形態がとれる体制づくりを構築します。
5	家庭・地域・保幼小中の連携と交流を深めた心の教育	<ul style="list-style-type: none"> ■児童・生徒が自らの意思で伸び伸びと学校に通えるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や教育センターを充実して相談体制の確立に取り組みます。 ■児童・生徒の学力向上のため、町単教諭、支援員を配置します。 ■教育機器の充実を図ることで授業を充実させていきます。 ■環境や文化、自然に関する地域の教材を取り入れた授業を行います。 ■いじめ・不登校や問題行動等への取組を進めます。

6	子どもの居場所づくり	■学習応援教室などを通じて、子どもの居場所づくりに努めます。
7	幼児教育環境の充実	<p>■幼児期における教育は、子どもの性格、人間形成に最も大きな影響を与え、生涯学習活動を継続していく基礎とも考えられており、この大切な時期に的確な教育を与えられるような環境づくりを地域ぐるみで支援を促進するとともに、基本的な生活習慣が身につくように努めていきます。</p> <p>■私立認定こども園に対し、幼児教育推進のための特定教育・保育施設運営費を支給します。</p>

主な事業	担当課
学習応援事業	学校教育課
町単教諭配置事業	学校教育課
ALT配置事業	学校教育課
ICT支援員配置事業	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
国際化に対応した人材育成	学校教育課
人づくり学校づくり事業	学校教育課
町民が学ぶ語学教室事業	生涯学習課
駅前国際交流体験事業	政策企画課
幼少期英語体験交流事業	政策企画課
子どもたちへの「世界遺産教育」の実施	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
小学校へのALTや英語指導補助教諭の派遣	%	➡	100	100
複式学級解消のための町単教諭の配置	%	➡	67	67

みんなで取り組む目標

- 家庭において基本的な生活習慣やしつけを身につけさせましょう。
- 子どもはまちの宝という意識のもと、地域の教材による育成に協力しましょう。



■政策分野：教育

2-17 教育環境の充実

関連するSDGs



目指す姿 少子化の中においても、子どもの可能性が広がる、個に対応できる教育環境の整備を進めます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
小・中学校の施設・設備が充実している	%		28.6	36.0	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇令和元（2019）年度末に施設の長寿命化計画は策定済みです。
- ◇令和2（2020）年度末に GIGA 端末整備を完了しました。
- ◇前期計画期間中においては適正配置に係る協議や、閉校施設の利活用について検討を実施しました。
- ◇毎年通学路の安全点検を学校・警察署・道路管理者（町・県）とともに実施しています。
- ◇町内に未満児の保育所を 1 園増やし、保護者が安心して就労でき幼児が健やかに成長できる環境づくりを行いました。

現状と課題

- 学校施設の安全管理対策の充実や防災拠点としての活用を踏まえて、老朽校舎の改善を順次計画的に進め、児童・生徒数を見極めた学校の適正化を進めていく必要があります。
- 平成 27（2015）年度で管内小・中学校全クラスに電子黒板機能付きプロジェクターや書画カメラを配置しましたが、設備を効果的に活用できる教員の育成について研修を深めていく必要があります。また、学校間での情報交流を推進するため、ネットワークの構築が求められています。
- 保育所、幼稚園、小学校と密な連携を図り、安全かつ良好な就園環境づくりに努めて

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくま



いますが、保育士の確保が難しい状況になっています。

○地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいまちづくりに努めるなど、地域で子どもを育てる環境づくりは今後も重要と思われませんが、少子化や子どもたちの活動の多様化、育成会役員意識の変化などに応じた対応が困難な状況となっています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	小・中学校校舎の修繕	■長寿命化計画により老朽校舎を順次計画的に改善していきます。
2	教育機器の計画的な整備	■老朽化していく教育機器を計画的に整備し、授業の充実を図ります。
3	学校適正配置と利活用	■より効果的な教育環境整備のため学校適正配置の見直しを行うとともに、統廃合により閉校となった学校の利活用の検討を進めます。
4	安心安全な学校づくり	■保護者、地域、学校と連携して地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいまちづくりに努め、通学路の安全点検を実施するとともに、青色防犯灯パトカーの巡回を継続していきます。
5	安全で良好な就園環境の整備	■幼児環境として、安全かつ良好な就園環境を整えるために、地域、家庭、保育所、幼稚園、小・中学校との連携を強化し、親が働きながら幼児が健やかに成長できる環境づくりを一層進めていきます。
6	部活動への外部講師の導入	■学校の部活動について、専門的講師の導入について検討・進めていくよう努めます。

主な事業	担当課
理科・社会科副読本作成	学校教育課
ICT教育推進事業	学校教育課
施設改修事業	学校教育課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
ICT 機器入替の実施	%		0	100
部活動講師専任数	人		3	5

みんなで取り組む目標

- 保護者、地域、学校と連携して地域ぐるみで犯罪等がおこりにくいまちづくりに努めましょう。
- 地域の子どもは地域で育てる意識を高め、学校施設の利活用について取り組みましょう。

■政策分野：生涯学習・芸術文化

関連するSDGs

2-18 生涯学習活動の支援



目指す姿

幅広い学びの機会が提供され、町民が心豊かな生活を送るとともに、学んだ成果が地域や社会で発揮される環境づくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
誰もが学べる生涯学習の機会が充実している	%		22.3	25.5	※令和3（2021）年9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇町民に向け人材バンク制度の運用を再開したことで、複数名から新たに登録をしていただくことが出来ました。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響で従来の講座、活動等が出来ませんでした。しかし、代替として新たに地域を知る散歩講座を開催するなど状況に応じた活動ができました。
- ◇各地区公民館、中央公民館で活動している町民のサークル活動についてまとめた冊子を作り、広く周知することでコロナ禍においても町民の活動を手助けできました。また、サークル活動等に参加していない町民に対して冊子を配布することで新たな生きがい作りの場を提供できました。
- ◇公民館まつり、文化祭等を開催できるよう検討を重ねましたが、新型コロナウイルス感染症影響が避けられず開催を断念しました。
- ◇富士河口湖町公共施設個別施設計画に基づき、中央公民館や分館等の修繕工事を順次行うことができました。

現状と課題

○本町の生涯学習活動を進めている施設は、生涯学習館と公民館があります。生涯学習館は、乳幼児から高齢者までが気軽に利用できる施設として年間 300 日近く開館し、生涯学習活動を支援しています。また、本や雑誌に加え視聴覚資料などの資料も備えています。さらに、乳幼児への読み聞かせ活動や子どもたちを対象にした教室や一般



成人を対象にした各種教室や講座も設定しています。生涯学習館のもとに、河口・大石・上九一色の3分館も開設していますが、ここ数年は利用者数及び図書の貸出冊数が減少傾向にあります。

- 生涯学習館では、減少傾向にある図書館利用者数や貸出数を増やしていくことが最大の課題であり、これを推進していくための職員体制の充実や職員の更なるスキルアップと学習活動のサポート向上が求められています。
- 公民館は、中央公民館を頂点に6地区公民館、21分館、7自治公民館があり、これらの施設を拠点にして生涯学習活動の働きかけをしています。各地区や自治会・区によって差はありますが、本町ではこれらの公民館で生涯学習活動を活発にしようよう、出前講座などによる働きかけや活動及び運営費に補助金を交付し、学習活動が広く展開されるよう支援体制を整えています。また、平成28(2016)年度には公民館のなかった勝山地区にも公民館が新たに竣工しました。
- 公民館活動では、各公民館で行う教室が少ないことと、生涯学習活動を主体的に進めていく自主サークルやNPO法人などが圧倒的に少ないことが課題です。担当職員のスキルアップとともに本町で委嘱している館長・主事などの公民館職員の活動力の向上が求められています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	人材の発掘	■本町に潜在するさまざまな技能や能力をもった方々の発掘と活用を推進します。
2	各地区の特色ある講座の開設	■各公民館での盛んな教室開設とともに、地域課題に向き合い、その解決策を見いださせていけるような講座の設定を目指します。
3	生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■生涯学習活動を広く推進していくための機会の拡充を図り、生涯学習活動を全町的に広め、町民の一人一人の生きがいをづくりの手助けをするとともに、地域づくり・まちづくりの担い手としての町民の育成を目指します。 ■生涯学習活動の拠点施設としての生涯学習館を幅広く周知させるために、ホームページの充実や地域テレビ局及びラジオ局を通じた情報発信を拡充するとともに、生涯学習館に足を運んでもらえる各種行事や企画、イベントを実施します。 ■学習活動を支える資料提供やレファレンス[*]の充実を目指します。

^{*}レファレンス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答し、学習活動等を助ける業務活動のこと。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち

4	学習の成果を活かせる場の創設	■学習の成果を活かせる場の創設として、地区公民館及び分館での公民館祭りを実施するとともに、一人一人が持っている能力や技能を発揮し、輝いていただける活用の場を設けます。
5	環境の整備	■生涯学習活動の拠点となる施設の整備及び修繕等を進めます。

主な事業	担当課
公民館教室事業	生涯学習課
公民館活動啓発事業	生涯学習課
放課後子ども教室事業	生涯学習課
家庭教育事業	生涯学習課
青少年教育事業	生涯学習課
青少年育成事業	生涯学習課
自然共生事業	生涯学習課
地域ボランティア育成交流事業	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
家庭教育講座参加者数	人		3,418	5,000
各公民館での教室開催数	教室		62	100

みんなで取り組む目標

- 学びあう仲間づくりの拡大に努めましょう。
- 学びの成果を積極的にまちづくりに活かしましょう。

■政策分野：生涯学習・芸術文化

2-19 スポーツ・レクリエーション活動の支援

関連するSDGs



目指す姿

スポーツの実践のための機会や施設が充実し、町民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
スポーツ・レクリエーション施設が整っている	%		22.4	26.6	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇町民プールの長寿命化による照明器具修繕を実施しました。
- ◇くぬぎ平スポーツ公園のリニューアル（人工芝生化）によるトイレ倉庫建設、倉庫増設、付帯設備の修繕を実施し、人工芝用備品の購入をし、町内体育施設の整備を行いました。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、活動に制限がかり、総合型地域スポーツクラブ「クラブ富士山」は、令和 2 (2020) 年度の会員制をやめ随時教室を募り、実施しました。通常は通年の事業を実施していましたが、約半年の事業となりました。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、ボート競技やカヌー競技の活動に制限がかかり、オリンピック、各種大会が中止や延期となりました。

現状と課題

○本町には、体育館が船津地区・西湖地区・精進地区・本栖地区に各 1 か所、グラウンドが船津地区に 2 か所、勝山地区に 1 か所、大嵐地区に 1 か所、西湖地区に 3 か所、精進地区に 1 か所、本栖地区に 1 か所、富士ヶ嶺地区に 1 か所、人工芝グラウンドが小立地区に 1 か所、芝生サッカー場が小立地区に 2 か所、テニスコートが西湖地区に 1 か所 3 面、ボート競技場、カヌー競技場、町民プール等のスポーツ施設が整備されており、各小・中学校のグラウンド・体育館の町民への学校開放も行っています。

- これらの施設を生かし、町スポーツ協会や各種スポーツサークルなどが活動し、自己の体力の維持、健康づくり、町民のふれあいや地域間交流の場となっていますが、各施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画の策定が必要となっています。
- 市町村対抗の体育祭りなどでの成績には結びついていないものの、競技スポーツとしてのスポーツ少年団やスポーツ協会専門部の競技種目や競技人口は維持しています。また、山梨県において本町が中心で行われているボート競技及びカヌー競技については、競技人口の増加と成績向上が課題となっています。
- 各自治会・区会などの地域活動の希薄化により、地区体育祭や球技大会等が廃止・縮小化され、地区スポーツ協会の必要性も問われる状況になってきている中で、いつでも・どこでもスポーツができる生涯スポーツの普及活動を推進することが求められています。
- その一方で、全町民を対象にした総合型地域スポーツクラブ「クラブ富士山」は、活動の幅を広げ、登録者数及び教室実施日数も増加傾向で活性化してきています。また、高齢者を対象にした100歳体操が各地区の小学校単位で広がってきており、新たな健康づくりと共鳴したスポーツ活動の推進が求められています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	スポーツ施設の整備及び効率的運営	■町内体育施設の整備効率的な運営に取り組みます。長寿命化計画の策定に取り組みます。
2	生涯スポーツ教室やレクリエーションイベント等の推進	■日頃スポーツに接することのできない方々へのアプローチとしてスポーツ推進委員の役割強化と地区スポーツ協会の役割を見直し、各地区にある公民館や運動施設などを利用しての生涯スポーツ教室やレクリエーションイベントなどを推進します。
3	総合型地域スポーツクラブの推進	■総合型地域スポーツクラブの更なる会員増加と活動拠点の確保及び法人化を促します。
4	町民スポーツとしてのボート競技・カヌー競技の浸透	■山梨県で唯一本町でしか活動できない、ボート競技及びカヌー競技を町民スポーツとして浸透させ、町民向け教室の実施及び大会を実施します。
5	スポーツ協会各専門部の活性化	■スポーツ協会各専門部の活性化及び登録選手の増加を目指すとともに、体育祭りでの上位入賞と若きアスリートの発掘を目指します。



主な事業	担当課
スポーツ施設の整備及び効率的運営事業	生涯学習課
生涯スポーツの推進	生涯学習課
クラブ富士山の事業の推進	生涯学習課
青少年スポーツクラブの支援強化	生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021) 年度 実績値	令和9 (2027) 年度 目標値
クラブ富士山登録会員数	人		310	450

みんなで取り組む目標

○日頃からスポーツやレクリエーションに取り組み、心身の健康づくりに役立てましょう。
○スポーツやレクリエーション活動を通じた地域のコミュニケーションを図りましょう。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

■政策分野：生涯学習・芸術文化

2-20 歴史・文化の保護継承と新たな芸術文化の創造と振興

関連するSDGs



目指す姿

世界文化遺産を中心とした町の歴史・文化遺産等が適切に継承され、町民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の拡充や活動の成果を表現する場の充実を目指します。併せて、音楽文化を中心とした芸術文化活動を通じて、地域のみならず国内外のさまざまな人々との交流を促進し、世界各地に町の魅力を発信していきます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
芸術・文化活動の場や文化施設が整っている	%		26.6	28.8	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇令和 2 (2020) 年 7月に町史編纂委員会を組織し、町史編纂事業を始動することができ、町史編纂事業をとおして各分野から本町の成り立ちに関する調査・研究が着手できる体制が整いました。
- ◇町史編纂委員会において、編纂事業で収集される資料を保管する場所の確保について提言がありました。
- ◇現状では生涯学習館、中央公民館を中心として、調査研究、教育普及の拠点として事業を行っています。
- ◇山梨県立富士山世界遺産センターと連携し、町内に点在する世界文化遺産富士山の構成資産の相互の関わりや個々の価値について、参詣道、登拝道、巡礼路の特定などの学術調査を継続的に実施することができました。また、町史編纂事業の一環としても調査を推進できました。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大防止措置を図りながら世界遺産富士山・郷土発見講座、古文書講座等を開催し、多くの住民の方々に文化財や歴史に関する情報を発信することができました。

- ◇文化財を後世に伝えるためには、未来を担う子どもたちに価値を啓発することが重要であり、学校との連携により児童・生徒を対象にした教育普及事業が実施できました。
- ◇町内の芸術文化団体の活動を支援するため、富士山河口湖音楽祭や、文化祭などでの発表の場を作っており、また、コンサートホールや美術館で総合的な発表の場も作っています。更に活動の活性化を図る補助金交付事業を行うなど、育成事業を行っています。
- ◇ステラシアターと円形ホールでは、音楽を中心としたコンサートを身近に楽しめる機会を充実させています。また、地域のみならず国内外のたくさんの方が訪れ、観光地におけるコンサートホールの在り方を実践する拠点施設となっています。併せて、学校、老人福祉施設でのミニ演奏会の開催など、コンサートホールのネットワークを活用して、文化的なエッセンスを広げていく活動も行っています。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、町内の多くの事業が中止を余儀なくされる中で、全天候型野外音楽堂である河口湖ステラシアターが密にならない特性を活かし、ライブ配信を通じて、国内外の新しい聴衆を呼び込む事業形態を構築しています。
- ◇町内の文化施設（コンサートホール、美術館）を継続的に整備するよう努めており、築年数を踏まえて、電気系統の設備を中心に整備し施設の保全に努めています。

現状と課題

- 本町は、平成 25（2013）年 6 月に富士山が世界文化遺産に登録され、全 25 件の構成資産（構成資産を細分した構成要素を含め 33 件）のうち、8 件の構成資産及び構成要素を有する町になっています。構成資産及び構成要素は、富士五湖に含まれる河口湖、西湖、精進湖、本栖湖、富士山信仰の重要な拠点である河口浅間神社、富士御室浅間神社（二合目本宮及び里宮）、船津胎内樹型といった富士山の「信仰の対象・芸術の源泉」としての文化的価値を証明する上で重要な位置付けになるものです。これらの世界文化遺産富士山の構成資産は、史跡富士山や名勝富士五湖、特別名勝富士山などの国指定の文化財であり、他にも天然記念物の溶岩洞穴（龍宮洞穴、西湖蝙蝠穴およびコウモリ、本栖風穴、富岳風穴、富士風穴）、天然記念物の植物や植生（精進の大スギ、富士山原始林及び青木ヶ原樹海）、重要無形民俗文化財の「河口の稚児の舞」など、総計 13 件にも及ぶ国指定文化財が所在する、富士北麓地域でも類いまれな地域です。
- 本町は、町域全体の歴史を取りまとめた自治体史が存在せず、町の歴史の全体像が整理されずに把握できない状態になっています。また、世相の変化や開発により古くか

ら継承されてきた文化が姿を消しつつあり、地域の歴史・文化を伝えてきた文化資産（古文書や民俗資料、考古資料など）、かけがえのない資料が散逸する危機に瀕しており、全町域の歴史・文化を総括した自治体史（町史）の編纂と、文化資産・歴史資料を収集保管する事業が喫緊の課題としてあげられ、令和2（2020）年度から町史編纂事業を展開しています。

- 世界文化遺産富士山の貴重な構成資産を有し、フィールドミュージアム構想[※]に基づいた、地域の歴史や文化遺産の調査を進めて行くとともに、富士山を人間と自然が共同で創り出してきた「文化的景観」として、日本のみならず、人類共通の「世界文化遺産」として後世に継承していくことが大切です。
- 本町では、「五感文化構想[※]」を事業理念に据えて河口湖ステラシアター、河口湖円形ホール、大石紬伝統工芸館、河口湖美術館、河口湖ミュージアム、西湖いやしの里根場などの芸術・文化・工芸施設が整備され、人々の感覚を刺激することを主眼とした芸術文化を積極的に取り入れたまちづくりを進めています。
- これらの文化施設では、観光産業との連携も図りながら体験事業や美術展・各種コンサートなどのイベントを開催し、町民が芸術や文化にふれる機会を創出してきた結果、体験や観賞のみならず、自ら実践していく環境も整っています。
- 町民が気軽に優れた芸術・文化・歴史・自然に触れることで、参加、創造、そして分かち合う喜びなどが町民の心に深く根ざし育まれることが、新たな文化の創造につながっていくものと強く期待され、今後は地域の文化振興、文化教育、更に芸術文化事業を通じた経済活性化にもつながる視点を更に深めていくことが必要になっています。
- 住民参加型創造音楽祭「富士山河口湖音楽祭」等のイベント開催により、音楽を通じた精神文化への貢献と感性の高揚、まちの魅力発信に努めます。事業内容や関係機関等の協力体制づくりなどを深め持続性のあるものとする必要があります。さらに国内外のあらゆる人々が交流する創造性が求められ、富士山の麓における新たな文化的な指標となるよう事業を通じて交流を促進していく必要があります、今後は「音楽のまち富士河口湖」として更に住民とともに魅力ある事業を創出していく基盤を作っていくことが求められています。
- さまざまな情報が瞬時に世界に広がる環境がある中で、人との交流を促進し、相互理解を深める機会が益々重要性を増しています。交流を促進するため音楽を通じた国際交流の機会を充実させ、幅広く交流する環境を整える必要があります、コンサートホールが音楽国際交流の拠点として、更に機能強化を図っていく必要があります。
- 住民が音楽に身近に触れる機会の充実を図り、学校や老人福祉施設を会場としたミニ

※フィールドミュージアム構想：本町全体を博物館化・文化・生涯学習の場にする構想のこと。

※五感文化構想：「観る・聴く・触れる・嗅ぐ・味わう」の五感を生活に活かし、様々な体験機会や楽しむことができる機会をつくり、生活文化や伝統芸能や祭りの継承と創造、芸術・工芸家などの受入れと創作活動の起点となる、五感文化の創造、「体験・滞在・回復」型の観光や住民交流のまちづくり、さらに、五感文化の情報発信に向けての構築、また、情報化の推進の向上を図る構想のこと。



演奏会の機会も充実させ、心豊かな社会環境を更に強化していく必要があります。併せて、住民がより文化的な生活環境を育むため、音楽文化を通じた総合的な交流拠点としてコンサートホールの機能強化を図っていく必要があります。

- 芸術作品を鑑賞する機会を充実させるため河口湖美術館や河口湖ミュージアム等にて良質な展覧会を開催することを通じて、住民がより心豊かな環境を享受できるよう更に強化していく必要があります。また、住民が文化芸術にふれあいながら、より良い精神性を育む機会の充実を図るため、美術館を住民によって支える仕組みも強化しながら、芸術文化の総合的な交流の拠点として再整備を図っていく必要があります。
- 梶原林作基金助成金事業を通じ、地域の文化振興に資する事業、芸術文化の創作事業等に取り組んでいる個人、団体への活動支援を行っていますが、基金の金利を原資としているため、事業費が減少している問題があります。文化活動を振興するため、引き続き実施するための施策を検討する必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	自治体史（町史）の編纂事業	■町の個性であり、地域の誇りとして保護・継承すべき文化資産・歴史資料について、調査研究を通して自治体史（町史）を編纂していきます。 町の歴史・文化に関する総合的な調査を実施していきます。
2	歴史的文化財資料の調査・保護事業	■地域の歴史・文化を継承する上で不可欠かつ重要な資料を収集・保管し、調査研究、教育普及を図る拠点を整備していきます。
3	世界文化遺産富士山の構成資産に関する調査研究事業	■町内に点在する世界文化遺産富士山の構成資産の相互の関わりや個々の価値について、参詣道、登拝道、巡礼路などの特定、資産周辺の関連文化財の学術調査研究を行い、文化的価値のさらなる解明と保護の啓発を推進していきます。
4	町民の文化財意識の啓発事業	■町内のさまざまな文化財や歴史、民俗や風習などを周知する教室や情報伝達活動を通じて、文化財の継承意識を高めていきます。
5	文化遺産の保存と活用	■有形、無形文化遺産の担い手を育てながら保存し、その活用を図っていきます。また、次世代への伝統文化継承のために、町内の学校や地域との連携を図ります。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって
第2章 総合計画の策定の背景
第1章 将来像とまちづくりの方向性
第2章 施策の大綱と重点的施策
第1章 基本計画について
第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち

6	芸術・文化活動の支援・充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域における自主的な文化活動を振興するとともに、身近で優れた芸術文化に触れる機会を熟成するため、町内の芸術・文化団体を育成し活動を支援します。 ■芸術文化への参加機会を作ることにより町民が芸術文化にふれあい、感性を高め、新たな文化を創出していくことにより、地域の活性化を図ります。
7	交流機会の創出と芸術文化の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■各文化施設では、観光産業との連携を強化しながら、町民をはじめ県内外及び海外からの方々と交流が図れる機会をつくとともに、それぞれの芸術文化の担い手を育成していきます。
8	音楽のまちの振興と国際交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■「音楽のまち 富士河口湖」をスローガンに、これまで培ってきたさまざまな演奏家との交流を通して、音楽を中心とした芸術文化活動を更に促進していきます。また、将来にわたる人々の交流につながるよう、音楽文化を中心とした芸術文化活動を通して、国際交流の機会を深めていきます。
9	音楽文化の振興と地域経済の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■音楽文化を中心に町民をはじめ県内外及び海外からの方々と交流を促進し、観光と文化を融合した総合的な文化が経済をリードするまちづくりにつなげていきます。
10	造形美術文化の振興と鑑賞機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■絵画など造形美術や創作、感性を育む機会を充実していきます。
11	文化施設の整備・保全	<ul style="list-style-type: none"> ■多様な芸術文化活動に対応するため、文化施設を整備し、その保全に努めます。

主な事業	担当課
町史編纂事業	生涯学習課
歴史文化財資料等調査保護事業	生涯学習課
音楽フェスティバルの開催	文化振興局
音楽活性化、ふれあい事業	文化振興局
文化活動支援育成事業	文化振興局
音楽のまちづくり事業	文化振興局
国際音楽合宿等誘致振興活性化事業	文化振興局
アーティストインレジデンス*事業	文化振興局
ステラシアター運営事業及び音楽文化ボランティア育成事業	文化振興局
円形ホール運営事業及び音楽文化ボランティア育成事業	文化振興局
河口湖美術館等運営事業及び芸術文化ボランティア育成事業	文化振興局
音楽国際交流推進事業	文化振興局

*アーティストインレジデンス：国内外からのアーティストを一定期間招へいして、異なる環境や文化の中で過ごすことで、その創作活動に新たな展開を切り拓く機会と滞在中の支援を提供すること。また、アーティストの活動のプロセスを公開するなど、地域との交流プログラムを作り、相互に理解を深める環境づくりも含む。

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
富士山河口湖音楽祭等フェスティバル参加者数	人		6,412 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から一部事業未実施や人数制限の上実施	21,000

みんなで取り組む目標

- 有形、無形文化遺産の担い手を育てながら保存し、活用を図りましょう。
- 優れた芸術・文化・歴史・自然に触れることで、新たな芸術文化の創造につなげ、地域の活性化を図りましょう。
- 町民をはじめ県内外及び海外からの方々と交流する機会をつくり、芸術文化を通じて更なる本町の魅力を発信し、感性を育みましょう。
- 音楽に親しみ、心豊かに感性を育む機会を作り、「音楽のまち富士河口湖」を推進しましょう。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

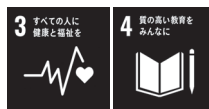
第2章 基本的方向1
ひとが暮らしやすいまち第3章 基本的方向2
ひとを育むまち第4章 基本的方向3
ひとに優しいまち第5章 基本的方向4
ひとが交わるまち第6章 基本的方向5
ひとの知恵と工夫がくまうまち

第4章 基本的方向 3 ひとに優しいまち

■政策分野：保健・医療

関連するSDGs

3-21 健康寿命の延伸



目指す姿

町民一人一人が、各年代の特長を活かした保健予防活動を行うことができ、自らの健康に関心を持って、運動、栄養、休養のバランスの取れた生活習慣を身につけ、主体的・積極的に健康づくりに取り組むことで、健康寿命の延伸を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
健康診断や保健指導の体制が充実している	%		49.7	53.6	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策を実施しながら健診結果報告会を実施できました。
- ◇重症化予防として令和 3 (2021) 年度は、「高脂血症予防教室」を LDL コレステロール 120mg /dl 以上 180mg /dl 未満、又は TG 300mg /dl 以上 500mg /dl 未満（規定数値以上は個別指導）の受診者に実施ができました。
- ◇身体運動に関しては、感染予防のため外出の機会が減り、ほとんどの指標において悪化しています。
- ◇健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策のマニュアルに基づき、委託健診機関により実施しています。
- ◇地域医師会と連携し、かかりつけ医での健診及び治療や生活習慣の改善についての指導をお願いし、生活習慣病やメタボリックシンドロームについては認知度が向上しています。
- ◇令和 3 (2021) 年度から子宮がん検診受診券を個別通知したところ、前年度の 2 倍の受診者の増加がありました。
- ◇フッ素塗布受診券、歯周疾患検診受診票の交付による歯の健康の維持と定期検診の定着を図っていますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり歯科検診を受ける人の割合が目標に比して低くなっています。

- ◇健康増進法における受動喫煙防止対策が令和2（2020）年度から全面施行され、町内の店舗や飲食店、職場などで徹底されています。
- ◇令和3（2021）年度は、町民ウォーキング事業が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となりましたので、ウォーキング協会と連携した事業ができませんでした。
- ◇第3期健康のまちづくり計画に基づき設定した数値目標に向けて取り組み、令和3（2021）年度は乳幼児期の保護者から高齢者の町民に対してアンケート調査を実施しました。令和4（2022）年度に課題を検証し、第4期健康のまちづくり計画を策定しています。

現状と課題

- 本町では、がん、心臓病、脳卒中などの「生活習慣病」の増加や高齢化に伴う「寝たきり」、「認知症」などの介護を必要とする町民の増加などが見込まれる中、平成17（2005）年4月に「健康のまちづくり条例」を制定し、「すべての町民が健やかで心豊かに生活でき、元気あふれる富士河口湖町」を目指し、その基本理念を実現するために、平成19（2007）年11月に、第1期の「健康のまちづくり計画」を策定しました。
- その後、国の医療制度改革において、生活習慣病対策が中長期的な医療費適正化を目指す上で重要な柱の一つに位置付けられ、特定健診等の実施が義務付けられたことなどの社会情勢の変化に的確に対応するために、平成25（2013）年3月に、第2期「健康のまちづくり計画」を策定し、「健康寿命の延伸」のための「疾病の予防」、「生活習慣の改善」、「地域に根付いた健康づくり」を目標に、国や県と同時期に策定され、国の基本方針に示す事項を反映したものになっています。第3期「健康のまちづくり計画」は平成28（2016）年3月に策定し、特に、死因の割合の高い生活習慣病についての発症予防や重症化予防の徹底、地域に根付いた健康づくりの推進を目標に健康づくりの視点としてはライフステージに応じた取組をしました。
- そして、生活習慣病の発病を予防し、健康寿命を延ばしていくためには、町民一人一人の健康に対する改善認識の変化と、健康の基本的要素となる栄養・食生活・身体活動・運動・休養・飲酒・喫煙・歯・口腔といった健康に関する生活習慣の改善が重要になります。
- 第4期計画は、令和3（2021）年度の町民アンケート調査の結果や各事業の進捗状況、数値目標の達成状況などを把握し、これらの評価に基づき保健施策や事業の課題、今後の方向性等について国や県の計画との整合性を考慮し、令和4（2022）年度に策定しています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	■食生活の改善や運動習慣の定着などによる一次予防に重点を置き、生活習慣病の発症予防と重症予防の徹底を図ります。
2	生活習慣の改善	■長寿健康社会を実現するため、生涯を通じた生活習慣病予防に関する知識の普及や各種検診の受診率向上を図るとともに、関係部署や医療機関、教育機関、住民団体、ボランティア団体などと連携を図りながら各種事業、教室、相談等を通じて町民の健康づくりを推進します。
3	地域に根付いた健康づくりの推進	■医療機関、教育機関、企業、住民団体、ボランティア団体など健康に関わるさまざまな関係機関と連携を図り、町民が健康づくりに取り組める環境を整備し、更なる健康づくりを支援していくためにも、地域医師会、歯科医師会へ協力を要請し、健康づくり体制の充実・強化を図ります。
4	ライフステージに応じた取組	■乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差の違いなどに応じた健康課題を把握した上で、生活習慣病を発症するリスクの高い集団やその前の若年層集団に対して重点的に対策を講じていきます。
5	こころの健康づくり	■事業者や関係機関と協力し、ゲートキーパーなど自殺対策を支える人材を育成します。 ■こころの健康づくりに関する普及・啓発などの取組を推進します。

主な事業	担当課
健康診断事業	健康増進課
がん検診推進事業	健康増進課
健康相談事業	健康増進課
健康のまちづくり事業	健康増進課
家庭訪問事業	健康増進課
健康教育事業	健康増進課
健康のまちづくりウォーキング事業	健康増進課
健康診断未受診者への受診勧奨事業	健康増進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値	
がん検診受診率	%		肺	11.7	肺 40.0
			肝	11.2	肝 50.0
			大腸	10.8	大腸 40.0
			乳	14.5	乳 50.0
			胃	6.3	胃 40.0
			子宮	15.7	子宮 50.0

みんなで取り組む目標

- 生活習慣病予防に努め、健康診断を積極的に受診しましょう。
- 健康に関わるさまざまな関係機関との連携を図り、地域に根付いた健康づくりを推進しましょう。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1
ひとが暮らしやすいまち第3章 基本的方向2
ひとを育むまち第4章 基本的方向3
ひとに優しいまち第5章 基本的方向4
ひとが交わるまち第6章 基本的方向5
ひとの知恵と工夫が広がるまち

■政策分野：保健・医療

関連するSDGs

3-22 食育の推進



目指す姿

地産地消を推進し、地域の食文化を次世代に継承するとともに、食育と健康に関する意識向上を図り、食を通じた身体と心の健康づくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
学校や地域の講座等で食育が充実している	%		17.4	22.3	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇毎年、年間を通して定期的に食育に関する各種教室を開催しています。
- ◇各家庭及び地域に対して食育と健康に関する情報提供を実施しています。
- ◇日々の生活の中から食の大切さを学び、自身の食への関心を深め、食選力を身につけ継続していけるよう、講習会や教室を開催しており、イベントや広報等を活用した啓発、食生活改善推進員による各家庭や保育所訪問等に取り組んでいます。
- ◇食を通じた歯の健康に関する情報提供を実施しています。
- ◇町産農畜産物の認知度の向上や、新鮮で安心・安全な食糧供給や地産地消の拡大推進を図るため「富士河口湖町大収穫祭」を令和元（2019）年度から開催して大勢の町民に参加していただき、パネル展示やチラシを配るなどして、食を通じたコミュニケーションの向上を推進しました。令和 2（2020）年度・令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から開催ができませんでした。
- ◇例年都市農村交流として「中央区大江戸まつり」「バイ・ふじのくに 山梨物産市 in しずおか」に参加し町産農産物の販売を行い大盛況でした。令和 2（2020）年度・令和 3（2021）年度の中央区のイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響で開催されませんでした。
- ◇ジビエ*食肉加工施設管理組合等と山梨県民を対象に試食会を検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催されませんでした。

*ジビエ：狩猟で得た天然の野生鳥獣の食肉を意味する言葉（フランス語）で、ヨーロッパでは貴族の伝統料理として古くから発展してきた食文化。狩猟や有害捕獲されたシカやイノシシを野山に廃棄することなく、食肉として有効活用を図り、鳥獣被害対策や地域活性化に貢献できる取り組みが進んできている。

現状と課題

- 近年、町民の生活様式の多様化に伴い、生活の基礎となる食をめぐって変化が生じ、こ（孤、固、個、子、小、戸、粉、濃、虚）食という食事形態が現れました。また、栄養の偏りや生活習慣病といった健康に対する悪影響が深刻になるとともに、古くからあった「食」に対する感謝の気持ちが失われつつあります。
- ご飯などの主食の欠食や魚介類・小魚類の摂取頻度の低下、動物性食品への偏りと摂取過多などが見られ、青年期から壮年期における朝食の欠食も目立ちます。また、時間の効率化や調理が面倒という理由から中食や外食を頻繁に活用する町民も多く、伝統的な食事の形式が失われつつあります。その反面、家庭や地域で日常生活に組み込まれ継承されてきた日本型食生活や郷土料理、伝統行事食などを次世代へ継承していきたいという食文化への思いもうかがわれます。
- 食生活改善推進委員会は地区公民館まつりなどにおいてレシピや試食を配布、また保育所訪問にて食事バランスと体の仕組みをエプロンシアター[※]で伝える等の食育活動を実施しています。さらに、季節や地域の伝統的なレシピを広報誌に掲載し、家庭における食生活改善や食文化継承に努めています。
- 町民実態調査の結果からは、食育に関する認知度や関心が低く、実践している町民が少ないことや、食生活や食事の栄養バランスが乱れており、歯の健康に関する意識も低いこと、食を通じたコミュニケーションの場が減っていること、町内でつくられている農畜産物の認知度が低いこと、食品ロス削減のために取組を行っている町民が少ないことなどが課題としてあげられます。
- 今後の食育の推進にあたっては、まず、町民一人一人が栄養バランスのとれた食事や、食べものと健康の関係を理解し、自分の身体にあった食事、健康と食に関する正しい情報を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践する必要があります。
- さらに、健康な身体づくりのための適度な運動や、規則正しい生活リズムと食習慣・歯みがき習慣を身につけることも重要です。
- 地産地消の推進と地域の食文化の継承を図るために、地域産品の時期に合わせたイベントを開催するとともに、富士北麓地域の生産組合による協議会を立ち上げ、企業店舗で普及・啓発と販売に努めています。
- 特に食育に関する感謝の念を深めていく上で、食を生み出す場としての農林水産業に関する理解が重要といえますが、消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、互いの顔が見える関係の構築等により、交流の促進、環境と調和のとれた農林水産業の形が求められています。

※エプロンシアター：演じ手がエプロンを着け、着用したエプロンを舞台に見立てて、ポケットから人形を取り出したりして物語を展開させていく人形劇のこと。

施策の展開

	施策名	取組の内容
1	食育と健康に対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■町民への食育の意識の向上を図るとともに、さらに若年層や男性、家庭や地域に対し具体的な食育の取組について働きかけ、食を通じた身体と心の健康づくりを進めます。 ■食育と健康に関する意識向上に努め、生活習慣病予防に対し徹底した管理指導を行うと同時に、食育を通じ、がん検診受診の支援を行うことにより、身体と心の健康づくりに努めます。
2	食生活と栄養のバランス改善	<ul style="list-style-type: none"> ■健康づくりや生活習慣病の発症・重症化の予防を推進し、健康寿命の延伸を実現するため、栄養バランスのとれた食事や食べものと健康の関係を理解し、自分の身体に合った食事を選択する力をつけられるよう取り組みます。 ■歯の健康に関する意識を持ち、食べものをよく噛む、定期歯科健診を受診するなど、歯を大切にする習慣を身につけられるよう取り組みます。
3	地産地消を推進し、地域の食文化を守るとともに環境に配慮した取組を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ■町産農畜産物の認知度の向上や、新鮮で安心・安全な食糧供給や地産地消を可能にするとともに、まちの食文化を次世代に伝える力とするため、生産者と消費者をつなぐイベントなどを開催します。また食品ロス削減にも取り組みます。 ■都市農村交流として、農林畜産物生産組合の生産者や畜産農家、ジビエ食肉加工施設管理組合等とイベント事業を開催するとともに、生産者と消費者が互いに情報交換できる場として、富士北麓地域の生産組合等と連携し、農産物直売所、道の駅や町内大型店舗などで販売・宣伝活動を実施し、地産地消を推進していくために継続した支援に努めていきます。
4	食を通じたコミュニケーションを深める	<ul style="list-style-type: none"> ■生活様式の変化とともにひとり暮らしや核家族が増えたことによる、家庭内や地域社会における食を通じたコミュニケーションの希薄化を防ぐため、世代を超えて多くの人が気軽に集まり触れ合うことができる機会をつくります。 ■食についての知識と技術の習得、食文化の継承、食の自己管理能力の向上や家族や仲間との絆を深めるため、家事への参加を勧めます。



主な事業	担当課
エプロンシアター元気ッス	健康増進課
料理教室	健康増進課
食育啓発イベント	健康増進課
食に関する情報提供	健康増進課
食品ロス啓発事業	環境課
ジビエ普及事業	農林課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
食育の実践者割合	%		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から未実施	60%以上
料理教室参加者数	人		新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から未実施	50人

みんなで取り組む目標

- 日常生活に組み込まれ継承されてきた食文化を、次世代へ継承していきましょう。
- 食事の栄養バランスと健康の関係を理解し、健全な食生活を実践しましょう。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

■政策分野：保健・医療

関連するSDGs

3-23 地域医療体制の充実



目指す姿

必要なときに、必要な医療を受けることができる環境整備を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
病気やけがなどで困ったときに、すぐ受診でき安心である	%		38.9	48.6	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇山梨赤十字病院、富士吉田市立病院を地域の医療体制の中核として、地域医療体制の充実を図りました。
- ◇災害時における医療救護の関係機関への連絡方法として衛星携帯電話の整備が済んでいます。その他防災行政無線（衛星系）が災害対策用に各市町村に設置されています。
- ◇他の災害時の情報伝達方法として、広域災害救急医療情報システム（EMIS）も活用しています。
- ◇富士吉田医師会、山梨赤十字病院、富士吉田市立病院、都留市立病院の協力・連携により、休日夜間診療、小児救急医療を実施しています。また山梨県歯科医師会、富士・東部口腔保健センターにおいて休日救急歯科診療、心身障がい者（児）歯科診療を実施しています。
- ◇救急医療機関の傷病者の緊急度、重症度、生命予後や機能予後への寄与等の客観的なデータを用いた質の評価もされています。

現状と課題

○町内の医療機関は、山梨赤十字病院（内科、小児科、外科、歯科口腔外科等、21の診療科目）、一般診療所 15 か所（内科・小児科 11、外科 2、産婦人科 1、眼科 1）、歯科診療所 14 か所があり、船津地区、小立地区に集中しています。また、上九一色



地区では平成 25 (2013) 年度から、富士高原診療所を開設して医療体制の充実を図っています。

- また、山梨赤十字病院では産科病棟を増築し、地域医療再生計画事業として周産期医療体制が整備 (NICU の設置) されました。
- 平成 25 (2013) 年 4 月から、休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障がい者 (児) 歯科診療が開院され、今後も計画的に診療行為に向けて取り組んでいく必要があります。
- 平成 25 (2013) 年度から町の在宅医療推進協議会を設置して協議を重ね、広報誌やケアマップ等により在宅医療に関する周知を行っています。地域医療体制の取組として、富士・東部保健所管内の医療と介護の連携に係る打合せ会 (管内 8 病院とケアマネジャーが対象) において、令和 2 (2020) 年 10 月に「医療と介護の入退院連携ルール」策定後において第 2 回実態調査が実施され、その結果を踏まえ令和 3 (2021) 年度に①転院 (転棟) 時における入院前情報の伝達方法や②入院中に行うサービス・入所調整における病院とケアマネジャーの役割について「連携ルールの改善」が行われました。また、在宅での看取りをする在宅医等のマンパワーについては、ここ数年前より町内に訪問診療病院や訪問看護ステーションが各 1 か所増えています。今後も後期高齢者の増加に伴い、医療・介護の多職種の連携体制、在宅での看取りをする在宅医等のマンパワー、地域住民への介護予防等の周知が課題となっています。
- 災害時における医療救護の関係機関への連絡方法として、広域災害救急医療情報システム (EMIS) の運用が行われています。また、本町では衛星携帯電話 1 台を整備し関係機関との連絡手段としています。
- 富士北麓地域の市町村及び山梨赤十字病院、富士吉田市立病院、富士吉田医師会、富士五湖薬剤師会、山梨県新型コロナウイルス対策グループ等の関係機関の協力・連携、役割分担のもと、新型コロナワクチン予防接種を効率よく安全かつ計画的に実施し、富士北麓地域住民の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を目指すことを目的に、「富士北麓地域新型コロナワクチン予防接種連携協議会」(富士・東部保健所主催) において予防接種を実施しています。重症化リスクの高い高齢者の接種率は 90% を超えています。若年になるに従って接種率が低くなっていることが課題となっています。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

施策の展開

施策名		取組の内容
1	病院・診療所や在宅医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■山梨赤十字病院、富士吉田市立病院を中核とし、町内の医療機関や保健、福祉部門と連携を図りつつ、地域医療体制の充実を図ります。
2	災害時医療情報ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時における医療情報ネットワークを図るため衛星携帯電話等の通信機器や情報システムの整備を行います。 ■災害時活動検討会議を開催します。
3	救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■休日夜間診療、小児救急医療、休日救急歯科診療、心身障がい者（児）歯科診療の充実を図ります。

主な事業	担当課
病院群輪番制度病院運営事業	健康増進課
休日の在宅当番医の周知と救急医療の適正利用の啓発	健康増進課
歯科保健連絡協議会の開催	健康増進課
関係機関との協議（富士北麓地区救急医療会議）	健康増進課
富士高原診療所運営事業	地域防災課

みんなで取り組む目標

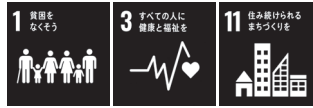
○かかりつけ医を持ち、疾病の早期発見・早期治療に努めましょう。



■政策分野：福祉

3-24 地域福祉の推進

関連するSDGs



目指す姿 住み慣れた地域で安心して快適に暮らすため、互いを地域の一員として認めあい、ふれあいを深めることで、支援を必要としている人を地域で見守り、支えあう仕組みづくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
ボランティア活動が活発である	%		12.8	12.4	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇民生委員、福祉委員等の協力、また町社会福祉協議会への委託により地域高齢者世帯の見守り、障がい者、生活に困窮している世帯等の相談支援を行ってきました。
- ◇町社会福祉協議会、民生委員、福祉委員、各種福祉団体が中心となり、各自治会等を単位とする小地域活動に取り組んできました。また、町社会福祉協議会においてボランティアの人材育成や登録も推進しています。
(令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により小地域福祉活動が縮小、中止となりました。)
- ◇令和元 (2019) 年度に地域福祉計画、令和 2 (2020) 年度には障害者(児)福祉計画をそれぞれ策定しました。住み慣れた地域の中で安心して暮らせるよう、地域福祉推進体制の充実に努めています。
- ◇多様化する福祉ニーズに対応するため、町の包括支援センターを中心に、相談体制や相談員の育成・確保に努めています。
- ◇新規福祉施設については、積極的にバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進に努めました。
- ◇令和 2 (2020) 年度から高齢者、障がい者の避難行動要支援者名簿の登録、更新を行い災害時に対応できる支援体制の整備に努めています。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち

現状と課題

- 地域の安心と幸せを実現するために、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざした助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした地域福祉の推進を積極的に図る必要があります。
- 身近な地域で誰もが地域福祉を考え、気軽に助け合い、支えあうシステムづくりの活動としては、町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉委員、各種団体が中心となって、小地域福祉活動を推進していくことが必要といえます。この活動を広げ、地域で活動しているさまざまな団体やグループと連携を図り、地域で支え合うネットワークの拡大強化を進めていく必要があります。
- 今後の福祉においては、公的な福祉サービスの充実整備を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるための地域福祉のあり方を検討することが課題となっています。これからの地域福祉を推進するために求められる条件を整理し、町民と行政の協働による新しい福祉のあり方を考えていく必要があります。
- 国においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる町民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要があるとして、平成28（2016）年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し体制の在り方等を検討し、平成30（2018）年4月に、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を盛り込んだ改正社会福祉法が施行されました。
- 制度の枠を超えて、重層的な相談・支援体制の整備が求められています。また、制度の谷間にある人への支援も必要になっています。
- 障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去し、新しいバリアを作らないことが求められています。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的なバリアに対処するという考え方のもと、施設等についても、誰にとっても利用しやすくデザインすることが必要といえます。この両方の取組をあわせて推進することで、バリアフリーやユニバーサルデザインが理解されるとともに、共生社会の実現を図るよう、継続した取組が必要となっています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	地域ぐるみ福祉ネットワークづくり	■地域の中で安心して暮らせる社会づくりのため、民生委員児童委員、福祉委員等の協力や町社会福祉協議会との連携により、地域ぐるみで福祉の推進を図ります。
2	包括的な相談支援体制の構築	■高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者などに関する相談対応に取り組むとともに、あらゆる人の困りごとを総合的に支援・解決できる包括的な相談支援体制を構築に努めます。
3	小地域福祉活動の推進	■町社会福祉協議会、民生委員、福祉委員、各種団体を中心に小地域福祉活動を推進していき、ボランティアの人材育成や登録を推進していきます。
4	地域福祉推進体制の充実	■地域の中で安心して暮らせる社会づくりのため、各福祉計画等を推進し、地域福祉推進体制の充実に努めます。
5	相談支援の充実	■町民のさまざまな福祉ニーズにきめ細かく対応するため、制度の枠を超えた情報提供や相談体制、相談員の育成・確保に努めます。
6	高齢者や障がい者・子どもへ配慮した整備	■生活に障壁（バリア）を感じないようにバリアフリー、ユニバーサルデザインの整備を積極的に推進します。 ■「避難行動要支援者」名簿への登録を促し、地域支援体制の整備に努めます。
7	成年後見制度の普及・促進	■認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由でひとりで決めることが心配な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続など）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為を行うことがむずかしい場合があります。また、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このようなひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援していきます。
8	生活困窮への支援	■生活に困窮する人に対して、個々の状況に応じた就労支援などにより、包括的な支援を進めます。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がなぐまち

主な事業	担当課
地域ぐるみ福祉ネットワークづくり事業	福祉推進課
小地域福祉活動推進事業	福祉推進課
各種福祉計画等策定事業	福祉推進課
相談支援と相談員の確保育成事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
ボランティア登録者数	人		20	25
	団体		17	20

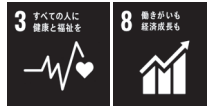
みんなで取り組む目標

- 地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加しましょう。
- 地域の要援護者を見守り支援しましょう。

■政策分野：福祉

3-25 高齢者福祉の充実

関連するSDGs



目指す姿

住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの整備を進め、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に自立した生活を継続できるまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
高齢者が生きがいを持てる機会が充実している	%		13.8	18.7	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇介護予防・日常生活支援総合事業並びに要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防支援、介護予防ケアマネジメント※を地域包括支援センターが中心となって実施しました。一般介護予防事業として、フレイル※予防講話を実施しました。住民主体の通いの場『百歳体操』等への推進支援、技術的助言を実施しました。筋力アップ教室・元気はつらつ教室については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として少人数のグループに分けて事業継続を図りました。
- ◇在宅医療推進協議会（書面開催）、主任介護支援専門員連絡会、地域個別ケア会議、富士北麓地域介護支援専門員研修会を実施しました。認知症初期集中支援チームの体制強化として、チーム員会議を開催しました。生活支援コーディネーターと連携し、地域課題を検討しました。各事業ともオンライン、書面等を活用して事業継続を図りました。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴って集合研修を見送ったことで、本年の認知症サポーター養成実績はありませんでしたが、次年度に向けて新たにオンライン開催の体制を整備しました。
- ◇平成 30 (2018) 年の社会福祉法改正に伴って地域生活課題が定義化され、より多面的な介入が重要視されています。
- ◇所属課を跨いだ個別ケア検討会議、事例検討会、大規模災害時対応検討会を定期及び随時開催しており、継続的、発展的な検討を行っています。

※ケアマネジメント：個々の要介護者の生活状態に合わせて、ニーズに合う社会資源についてのきめ細かいプランを作成し、これに基づいてサービス等の社会資源を提供していく仕組みのこと。

※フレイル：加齢とともに心身の活力が低下し、要介護状態になる危険性が高くなった状態のこと。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まち

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 まちひとが交わる

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐまち

- ◇高齢者が住みなれた家庭や地域社会で自立した生活を送れるよう地域社会全体で支える体制を整えてきました。
- ◇配食、給食サービスにより高齢者等の見守り実施、ふれあいペンダント事業により日常時の安否確認等を行い、生活支援事業の充実を図ってきました。
- ◇高齢者が充実した地域活動へ参加できるように、小地域福祉活動への参加を支援しました。
- ◇町社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携を構築してきました。
- ◇高齢者の中心となる施設や福祉センターの整備を進め、積極的にバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進に努めました。

現状と課題

- 本町の高齢化率は、令和2（2021）年4月1日現在25.6%と、山梨県下でも上位ベスト5の低率に名を連ねているものの、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年度にはさらに高齢化率が上昇すると推計されています。
- 平成12（2000）年に導入となった介護保険制度をはじめ、平成18（2006）年度には地域包括支援センターや介護予防給付が導入されました。平成24（2012）年度には介護・医療・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組も始まり、高齢者を取り巻く支援体制が大きく変化しています。今後更なる「地域包括ケアシステムの深化」が求められています。
- 本町では福祉サービスの充実や介護予防事業についても、要介護認定申請理由の上位を占める筋力低下予防や認知症予防に限らず、高齢者の社会参加や自主活動を踏まえた多様な活動機会を設定するなど更なる充実と推進を図っています。令和2（2020）年度以降、新型コロナウイルス感染症まん延下における住民の活動機会の減少が懸念され、フレイルが生じやすい状態となっています。感染予防を図りつつウィズコロナでの身近な場所での活動、運動機会の充実や支援の継続的な提供が課題となっています。
- 平成27（2015）年度には、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、比較的高い自立度の高い要支援認定者が利用するサービスの一部が、保険者である町の実施する総合事業に移行することとなり、本町では平成29（2017）年4月から行っています。今後は保健、医療、福祉、介護サービスなどの関係機関や関係者の連携と協力をさらに進めながら、高齢者自身や、近隣・地域が一丸となって住み慣れた地域で安心して生活を送るための「地域包括ケアシステム」のなお一層の推進が必要とされています。新型コロナウイルス感染症まん延下において、会議の開催が限定的となり、また時間的制約が生じています。より要点を絞った検討が必要となります。

○高齢化の進行に伴い協議事項は多岐にわたりますので、関係者、関係団体とは引き続き継続的、流動的な検討が必要となります。

○さらには、高齢化の進行とともに、多種多様化する高齢者の課題に対し、日常生活支援総合事業の充実・推進、認知症高齢者施策、生活支援体制整備、在宅医療と介護の連携の推進、高齢者虐待、権利擁護^{*}、介護負担の軽減等の多種多様化する地域支援のシステム作りも大きな課題となっています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	介護予防推進の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 29（2017）年度から介護予防・日常生活支援総合事業が本格的に開始されていることに伴い、要支援者の自立を促すためのケアマネジメントやモニタリング[*]、評価を行いながら、いつまでも自立度の高い高齢者を目指した支援を実施します。 ■要介護認定に至らない高齢者の自立支援を行うための一般介護予防事業の充実を図り、身近な施設や仲間同士での介護予防への取組を支援します。 ■「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に取り組んでいきます。
2	包括的支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の多様化する課題に対応する相談システムの確立に加え、町民一人一人が、課題や支援について検討できる地域組織づくりや課題の解決に向けた人材の育成・確保及び一連の支援体制づくりに取り組みます。その中で、関係する多職種・多機関との連携も充実させていきます。
3	保健福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■従来の高齢者福祉サービスの見直しに加え、介護予防・日常生活支援総合事業の担い手の発掘や育成に努めるとともに、本町の高齢者福祉サービスが地域性や施設不足等にとらわれずに、誰でも平等に利用できる仕組み作りにも努めます。
4	地域共生社会実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者に限定することなく、障がい者（児）、子どもも含めた福祉サービスの構築である『我が事・丸ごと』地域共生社会実現に向けた取組も必要であり、そのあり方を探っていきます。
5	高齢者の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心安全に生活を送れるように、シニアドライバー支援事業等の自立を支援するための施策を推進します。

^{*}権利擁護：障がいを持っているなど困難をもつ人の個人の権利と生活を守ることであり、当事者の「立場、感情、利益」の側に立って代弁・弁護する支援のこと。

^{*}モニタリング：状態を把握するために、観測や測定を行うこと。

6	保健福祉サービスの充実	■配食・給食サービス、ふれあいペンダント、ヘルパー派遣等の高齢者生活支援事業の充実を図ります。
7	社会参加と生きがいづくりの推進	■「生涯現役社会」を目指し、高齢者が社会・地域と関わりをもち、一人一人が充実した生涯を送れるように、さまざまな地域活動への積極的な参加を促進します。
8	地域ネットワークの構築	■町社会福祉協議会を中心としたネットワークの強化や高齢者虐待防止ネットワークの構築を進めます。
9	高齢者福祉施設の充実	■高齢者の自立支援と生きがいづくりの場として、老人福祉センター等の整備を行い、既存施設も含めて、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めていきます。

主な事業	担当課
シニアドライバー支援事業	福祉推進課
高齢者保健福祉サービス事業	福祉推進課
社会参加と生きがいづくり推進事業	福祉推進課
地域ネットワークの構築事業	福祉推進課
高齢者福祉施設整備事業	福祉推進課
介護予防日常支援総合事業	健康増進課
介護保険の地域支援事業	健康増進課
健康科学大学との連携	健康増進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
高齢者及びいきいきサロンの開設数	箇所		17	18
※各地区の小地域福祉活動数				
介護予防事業参加者数	人		1,370	1,500

みんなで取り組む目標

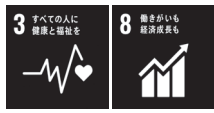
- 介護予防事業に積極的に参加しましょう。
- 高齢者の社会参加（地域活動）を支援しましょう。



■政策分野：福祉

3-26 障がい者福祉の充実

関連するSDGs



目指す姿 障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりを推進し、障がいのある人が地域で個性を活かして社会の一員として安心して自立した生活ができることを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
障がい者のための施設・福祉サービスが充実している	%		21.6	23.4	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇第3期障害者基本計画（平成 29（2017）年）、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し、施策を進めています。
- ◇基幹相談支援センター及び精神福祉士（職員）により専門的な相談や関係機関へのスムーズな連携体制がとれるようになりました。
- ◇日常生活用具の補助、紙おむつの補助、移動支援など在宅障がい者、要介護者に対しての支援をしています。
- ◇精神障がい者の社会参加を目的として、精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）を実施しました。
- ◇精神科病院退院後の活動場所、引きこもりの方への活動の機会の提供を行っています。
- ◇平成 29（2017）年に設置された富士北麓障害者基幹相談支援センター「ふじのわ」と連携を図り障がい者や家族からのさまざまな相談支援を強化しています。

現状と課題

- 本町の障がい者数は増加傾向にあり、障がい者の高齢化、難病等の対象疾病拡充への対応や高次機能障がい、発達障がい等、多様化する障がい者のニーズに対応していく必要があります。
- 障害者基本法に基づく「障害者基本計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画・

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 やすいまち

第3章 基本的方向2 まち

第4章 基本的方向3 まち

第5章 基本的方向4 まち

第6章 基本的方向5 まち

「障害児福祉計画」を策定し、これらの計画に基づいて、障がい者のニーズに合わせた福祉サービスの提供や自立に向けた支援を行っています。

- 本町では、精神福祉士の雇用により、より専門的な相談と関係機関へのスムーズな連携体制がとれるようになり、また、児童担当の保健師を配置したことにより乳児から就学まで一貫した相談体制が構築できていますが、引き続き、障がいの予防と早期発見、早期療育体制の充実や相談支援体制の整備を図っていく必要があります。
- 障がい者の地域社会への参加促進に向け、地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、地域コーディネートの充実や災害が起きても安心な地域づくりが必要となっています。また、地域活動支援センターや障がい者自立支援協議会の機能強化を進めていく必要があります。
- 障がい者等の人権が尊重され、住み慣れた地域において個性を活かし、社会の一員として自立した生活ができ、障がいの有無に関わらず誰もが共生できるまちづくりの推進が求められます。
- 障がいのある人や介護する家族の高齢化が進んでおり、「親亡き後」を見据えた支援体制の充実や介護する家族の負担軽減を図る必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	障がい者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■障がい者福祉の推進として「多様性に配慮したともに生きるための社会づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」、「互いに支えあう人づくり」の基本方針に基づき誰もが尊重され、安心して生まれ育ち、生き生きと暮らせるまちを目指します。 ■「障害福祉計画」の策定・更新とともに、地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進や地域コーディネート機能の充実、災害時における要配慮者[※]への支援等を推進します。
2	相談・支援業務の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■相談機能の充実と障がい者の視点にたった支援体制の確立を目指します。障がいの予防や早期発見、早期療育体制の充実や身近な相談支援体制を推進するとともに、富士北麓圏域6市町村で平成29（2017）年度から設置した基幹相談支援センターとの連携を強化していきます。
3	在宅福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者本位の適切な福祉サービスと利用者のニーズを把握した日常生活支援体制の整備を進めます。

※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等旅行者など、特に配慮を要する人のこと。

4	地域社会への参加の促進	■障がい者の社会参加への促進に向け、地域生活への移行、就労・雇用支援を進め、障がい者に対する町民の正しい理解の啓発を進めます。
5	地域生活支援の充実と推進体制の整備	■地域活動支援センターと障害者自立支援協議会の機能強化を促進し、地域生活支援の推進体制を整備していきます。

主な事業	担当課
障害福祉計画更新策定事業	福祉推進課
相談・支援事業	福祉推進課
精神障害者社会復帰相談指導事業	福祉推進課
在宅福祉サービス事業	福祉推進課
就労・雇用支援事業	福祉推進課
地域生活支援事業	福祉推進課
手話通訳者設置事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
居宅介護等サービスを受けている障がい者の人数	人		27	32

みんなで取り組む目標

- 可能な限り積極的に社会に関わりましょう。
- 障がい者を地域で支え合い、あらゆる活動に参加できるよう自立を支援しましょう。

■政策分野：社会保障

関連するSDGs

3-27 社会保障制度の充実



目指す姿

必要な時に適切な医療、介護サービスを受けることができるよう制度の持続や機能の充実・強化を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
国民健康保険、介護保険制度等の運営が適切にされている	%		31.1	34.9	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇法改正等に合わせ、制度の仕組みについて定期的に広報・ホームページで周知しています。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大により国民健康保険税の収納率は前年比 0.5%減少しました。随時未納者への対応に努めています。
- ◇ジェネリック医薬品差額通知、各種通知書にジェネリック医薬品*利用案内や啓発シールの同封配布を毎年行い適切に推進しています。
- ◇糖尿病性腎症重症化予防事業を富士吉田医師会と管内市町村が連携し推進しています。
- ◇後期高齢者医療に新たに加える被保険者に対して普通徴収の案内と、口座振替への勧奨を毎月実施し適切に推進しています。
- ◇第7期介護保険事業計画（平成 30 (2018) 年度～令和 2 (2020) 年度）、第8期介護保険事業計画（令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度）を策定し、施策を進めています。
- ◇本計画を効率的・効果的に実施するために、計画推進体制を整備し、施策・事業の進捗状況について定期的に把握し、評価を行っています。また、情報提供体制の更なる充実に努めています。
- ◇在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業を実施しました。会議の一部は書面開催となりましたが、町内の医療と介護を担う主要団体と、情報共有と連携を図り、地域包括ケアシステムの推進に向けた意思統一を行っています。

*ジェネリック医薬品：特許期間が満了した新薬と同等の有効成分を使って作られた医薬品のこと。

- ◇地域ケア会議推進事業では、多様な専門職によるケース会議を年6回開催し、地域課題を精査しています。
- ◇介護予防日常生活支援総合事業においては、要介護状態に至る前段階に適切な予防策を講じることで重度化を防止しています。
- ◇年金保険料の口座振替の促進については日本年金機構と連携し、該当者に対して窓口等で案内を随時実施し適切に推進しています。
- ◇窓口や電話での年金相談を随時実施し、年金制度の普及を推進しています。
- ◇国保資格異動手続き時における国民年金手続確認を随時実施するとともに、免除・猶予制度や特例制度の案内を合わせて実施しています。

現状と課題

○国民健康保険制度

健康と医療の確保を図るための国民健康保険制度の役割は大変重要なものとなっています。傷病等に対する保険給付を行うための財源主体については被保険者が納めていただく税金となります。広報誌やホームページ等により国民健康保険の制度や現状について、町民へわかりやすい広報活動に努めるとともに、町税滞納削減アクションプランにより収納率の向上に努めています。また国民健康保険団体連合会と連携を図り、重複・頻回受診者の抽出や保健師等による訪問指導等で適正な受診を促すなど医療費の適正化に努めています。

保健事業については健康寿命の延伸と医療費の削減を目的として作成した「富士河口湖町データヘルス計画」により、特定検診未受診者対策をはじめ各種予防事業を健康増進部局と連携し実施していきます。また「健康なんでも相談 24」や小・中学校での健康づくり教室の開催、地域での水中ウォーキングなどの健康教室を開催し、疾病の予防、重症化の予防など、保健、健康増進、福祉の各分野と連携した健康づくりを推進しています。

○後期高齢者医療制度

長寿社会を迎え、高齢者における医療の確保を図るための後期高齢者医療制度の役割は非常に大きなものとなっています。高齢者の医療給付の確保については、町民本人の生活のみならず、町の財政や施策にも大きな影響を持っており、高齢者の増加や医療の高度化による医療費の増加が大きな課題となっています。後期高齢者医療制度の保険者である後期高齢者医療広域連合が行う保険給付、審査、支払い、保険料率の決定、保険料賦課等の業務については、市町村が保有している住民情報が不可欠なものとなっているため、広域連合と協力・連携のもとに、効率的かつ効果的な事務処理を

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1
ひとが暮らしやすいまち第3章 基本的方向2
ひとを育むまち第4章 基本的方向3
ひとに優しいまち第5章 基本的方向4
ひとが交わるまち第6章 基本的方向5
ひとの知恵と工夫がなぐまち

進めていくことが重要です。

また、広域連合から委託を受け、高齢者の保健事業及び介護予防の取組を一体的に実施し、フレイル等の高齢者の特性に応じた保健事業のさらなる充実を図り、高齢者の健康の保持増進に努めることが必要です。

○介護保険制度

我が国では高齢者の増加が急速に進んでおり、「団塊の世代（昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれの世代）」が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年には、3,677万人に達し、令和24（2042）年には3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。一方、令和7（2025）年以降、現役世代の人口は急減する見込みであり、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」という新たな局面に移行していきます。このような状況から今後、介護ニーズや介護にかかる費用の急増をはじめ、新たな局面における課題への対応が必要となってきます。

介護保険制度は平成12（2000）年に導入されて以来、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着しつつありますが、こうした社会的環境の変化に対応していくため、国では、高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう、介護保険制度をはじめ、高齢者を取り巻く制度や法律の改正を断続的に行ってきました。

令和2（2020）年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域の特性に応じ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制を構築し、「地域共生社会の実現」を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることが求められています。

今後は高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開することにより、地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域の関係者がさまざまな課題に分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会の実現」を目指すことが重要です。

○国民年金制度

少子高齢社会により、老後の生活の支えとなる年金制度の果たす役割はますます重要となっています。

国民年金制度は、地方分権一括法が平成12（2000）年度から施行され、市町村における国民年金事務も機関委任事務から法定受託事務へと大幅な見直しがされました。しかし、事務の分掌が変わっても年金権の確保のために国が行う適用促進や保険料の納付関係の業務については、市町村が保有している住民情報が不可欠なものとなっています。今後も国との協力・連携のもとに、効率的かつ効果的な事務処理を進めていくことが重要です。

また、町民の年金権の確保については、町民本人の生活のみならず、本町の財政や施

策にも大きな影響をもっています。しかし、若年齢・高齢者にいまだ年金制度への無理解・無関心者が多いことから国民年金の未加入者や未納者の存在が大きな課題となっています。そのため啓発にも力を入れ広報やパンフレットなどを活用し制度の周知に努め、町民一人一人の年金制度への理解を高めていくことが必要です。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	国民健康保険制度の理解促進	■国民健康保険制度、医療費の現状、被保険者の負担状況などについて、広く町民の理解を深めるため、広報活動の推進に努めます。
2	国民健康保険税収納率の向上	■国民健康保険税の収納率向上のため、口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。
3	国民健康保険の医療費(給付)適正化	■ジェネリック医薬品差額通知、医療費通知によるジェネリック医薬品の利用や適正受診の促進、疾病予防活動の推進を図り、医療費の適正化に努めます。
4	国民健康保険制度の保健事業の充実	■疾病の予防、早期発見による重症化防止を図るための関係各分野との連携を強化し、保健事業の推進に努めます。
5	後期高齢者医療制度の理解促進	■高齢者に医療制度を正しく理解していただく広報活動を行います。
6	後期高齢者医療制度保険料徴収体制の強化	■年金からの特別徴収と被保険者自ら納める普通徴収と区分されるため、制度の理解と口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。 ■保健・介護予防一体事業を推進します。
7	介護保険制度の安定と整備	■介護保険法に基づき3か年を1期とする「介護保険事業計画」を策定し、地域の課題及びニーズを把握し、保険料の見直しや介護給付費の適正化を図ります。
8	地域包括ケアシステムの推進	■制度の持続のため保険者機能の強化と、医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が営めるシステムの構築を目指します。
9	年金保険料の口座振替の促進	■資格取得時における年金保険料の納付特例、口座振替、早割の促進、前納制度等の周知と口座振替の推進など収納体制の充実に努めます。
10	年金相談体制の充実	■広報誌、パンフレット等の活用による制度の普及や、日本年金機構から提供される「被保険者情報」をもとに相談業務の充実を図ります。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育むまち




第4章 基本的方向3 まちひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 まちひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 まちひとの知恵と工夫がなぐまち

11	年金未加入者・未納者の解消	<ul style="list-style-type: none"> ■加入対策の推進及び免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度等の周知を図り、受給権の確保に努めます。 ■国民健康保険への加入・喪失時に伴う国民年金への資格取得・喪失の手続きに漏れがないように努めます。
----	---------------	---

主な事業	担当課
健康づくり地域支援事業（国民健康保険保健事業）	住民課
後期高齢者医療制度の啓発	住民課
後期高齢者医療制度相談窓口	住民課
後期高齢者医療制度歯科口腔健診	住民課
介護保険事業計画策定	健康増進課
年金相談体制の充実	住民課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
健康教室等参加者数	人		856	1,500
			※国民健康保険被保険者の参加者数	
特定健康診査の受診率	%		32.6	60
			※国民健康保険被保険者の受診率	
特定保健指導の実施率	%		13.9	60
			※国民健康保険被保険者の実施率	

みんなで取り組む目標

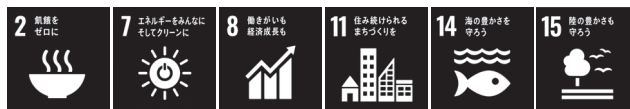
- 勤労意欲を持ち、健康な心と身体の維持に努めましょう。
- 各社会保障制度をよく理解し、その持続に協力しましょう。

第5章 基本的方向 4 ひとが交わるまち

■政策分野：産業

4-28 農林水産・畜産業の振興

関連するSDGs



目指す姿

担い手の育成や経営基盤の強化を図るとともに、観光と連携した販売力や競争力の向上を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
農林水産・畜産業（担い手の育成、農地の整備など）の振興	%		9.5	9.9	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇富士河口湖ふるさと振興財団、町観光連盟、各観光協会との連携により、ブルーベリー、サクランボなどの観光農園の周知、集客を促しています。
- ◇モモ栽培も順調で、主に河口湖ハーブ館にて「富士桃」として販売し、加工品（スムージー等）も大好評です。
- ◇毎年、「富士河口湖町大収穫祭」や東京都中央区「大江戸まつり」、静岡県「バイふじのくに」において、においざくらや富士山野菜を販売し生産者の経営安定とブランド化の推進を図っています。
- ◇農家が生産した農産物を新鮮なまま販売できるだけでなく、イベントなどの開催により集客が見込めるため、今後他の地域での直売所の支援も検討しています。
- ◇集落営農の受皿の支援を行いながら、新規就農希望者へ財政的、技術、営農等の支援を行い地域農業の担い手を育成・確保しています。
- ◇鳥獣被害対策については、地元猟友会と協力するとともに、山梨県や専門家等と連携することで、効果的な被害防止に取り組むことができました。また、有害鳥獣防護柵設置者への補助制度も有効に活用したことで、更なる被害防止が図られました。
- ◇ジビエ食肉加工施設においては、捕獲したシカを食肉として有効活用することができました。
- ◇森林環境譲与税を活用し、モデル事業ではありますが、森林所有者に対し森林意向調査の実施、集積計画の策定、境界の周囲測量までできました。引き続き森林環境譲与税を利用し、町内の森林整備の推進を図っていきます。

- ◇各漁業協同組合に対し補助金を交付することで、湖の環境保全及びワカサギ等の増殖事業への取組を支援しています。
- ◇県（担い手育成担当・普及指導スタッフ）、JA など関係機関と連携し、個々の経営に応じた経営改善の方向性づけやその取組を支援しています。
また、（公社）山梨県畜産協会による経営診断を活用し、より効果的な経営改善支援を行っています。
- ◇畜産物の安定供給と健全な発展を図っていくため、家畜防疫対策事業、乳牛改良事業等の衛生対策の充実・強化等を支援しています。
- ◇家畜排せつ物の有効活用とともに、資源循環型農業による大気・水・環境の保全を図るため、富士ヶ嶺バイオセンターが利用できるよう、随時、施設修繕を行いながら利用促進を図っています。

現状と課題

- 農業については、総農家数 411 戸のうち9割以上は自給農家と兼業農家で、うち専業農家は 35 戸で全体の約9%となっています。農業の基幹は、酪農、水稻、露地野菜、施設花卉ですが、近年は、ブルーベリー、サクランボなどの観光摘み取り農園や醸造用ぶどう栽培も行われ、観光と結び付けた農業の取組により都市と農村の交流が図られています。
- 施設花卉生産者は、アッサムニオイザクラを基幹品目として経営を組み立てていますが、近年の価格低迷や原油高による生産コストの高騰により厳しい経営を余儀なくされています。生産農家数、生産量ともに減少傾向の中、基幹品目の新品種の育成・導入により、更なる販売力、競争力強化を図る必要があります。
- 直売所が全国的に認知され、流通業種として確立してきた現在、本町においても平成 24（2012）年度に農産物直売所“おいしい屋”が設立されてから生産農家が活気づき9年間で会員数が5倍に増加しました。おいしい屋の動向は、担い手育成だけでなく、遊休農地対策にも資するものといえます。
- 農家の高齢化、後継者不足、遊休農地の拡大等農業を取り巻く状況は、年々厳しく、集落営農組織の普及や直売所の育成により定年帰農者やUターン、Iターン就農者を対象に次世代のリーダー育成・支援などが課題となっています。
- 近年、全国的に社会問題となっている野生鳥獣の農作物被害は、増加傾向にあります。中山間地域である本町にとってシカ、ニホンザル、イノシシによる被害が深刻化しており、生産者の営農意欲の低下や地域振興の妨げの原因にもなっています。
- 本町の森林面積は 11,474ha と総面積の 72.4%を占めています。そのうち人工林は、



- 全体の48.5%となっています。県有林面積は、7,015haであり、その他の民有林の人口林面積は3,185haでアカマツを主体とした人口林率は71%となっています。今後、保全と間伐を適正に実施していかなければなりません。
- 本町の森林は、地域住民に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然性の樹林帯まで、バラエティーに富んだ林分構成になっています。森林に対する町民の意識・価値観が多様化し、森林の多面的機能の発揮が求められていることから次のような課題があります。
 - 河口湖南岸の船津・小立・勝山地区は住宅地の開発が進んでいる地域であり、住宅周辺の森林については、町民の憩いの場としての整備が必要です。
 - 本町北側を連なる御坂山系は急傾斜地が多く、山地災害防止に重点を置く計画的な森林整備が重要です。
 - 船津から西湖地区までの富士山裾野部に広く分布する天然性のアカマツ林・広葉樹林・青木ヶ原樹海の原生林についても重要な自然遺産・観光資源として植生の保全・景観の維持向上を図る必要があります。
 - 精進・本栖地区は、大半を県有林が占め広大な青木ヶ原樹海の原生林が観光リゾートの一角をなし、自然景観・環境等を活用した森林との共生を重視した森林整備が必要です。
 - 本町は4つの天然湖を抱えており、ワカサギ、ヘラブナ、オオクチバス、ヒメマスを対象とした遊漁が盛んで、県内外からの余暇の健全活用や自然と親しむレクリエーション活用として観光産業を通じた地域振興に大きな役割を果たしています。
 - 長期的な不況が続き遊漁者数が減少し、新たな疾病等の発生、外来魚やカワウによる有用魚種の食害など、内水面漁業の振興にとって厳しい状況が続いている中、近年のレジャーの多様化や、釣りに求める価値観の変化などから、漁場の利用形態も多様化してきており、漁場管理についても新たな視点からの管理が求められています。
 - また、山梨県では平成5（1993）年11月頃に富士川で初めてカワウの飛来が確認されて以来、飛来数・地域ともに拡大し、平成17（2005）年度には飛来数がピークに達し、平成19（2007）年には「山梨県カワウ保護管理指針」が策定され、指針に基づき県水産技術センターや漁業協同組合での継続的な調査や対策が進められています。
 - クニマスの保全・保護については、県水産技術センターと西湖漁業協同組合が連携して生態及び生息環境に関する調査を進めており、平成28（2016）年4月に開館した“クニマス展示館”を拠点に保全・保護に対する取組を普及・啓発するとともに、地域振興策を図っていく必要があります。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1
ひとが暮らしやすいまち第3章 基本的方向2
ひとを育むまち第4章 基本的方向3
ひとに優しいまち第5章 基本的方向4
ひとが交わるまち第6章 基本的方向5
ひとの知恵と工夫がたくま

- 富士ヶ嶺地区は、富士西麓に位置し約450haの牧草地を有し、草地利用型の県下最大の酪農地帯であり、令和3年度集計では、畜産農家戸数は酪農27戸、肉用牛5戸、養豚2戸、ブロイラー1戸、採卵鶏2戸で、飼養頭数は乳用牛約2,600頭、肉牛約550頭、養豚約3,800頭、ブロイラー9,000羽、採卵鶏80,000羽となっています。高齢化による離農と後継者不足の影響により畜産農家数は減少していますが、規模を拡大している畜産農家もいるため、近年の飼養頭数的にはおおむね横ばいで推移しています。
- また、飼料価格の上昇、国際的な競合も見込まれる中で、酪農及び肉用牛の生産基盤を維持していくには、小規模な家族経営を含む意欲ある経営の主体性と創意工夫を育成・確保していく必要があります。
- 牧草地は、飼料作物の生産や放牧などを普及促進する中で、耕作放棄地の発生を防止し、富士山と調和した自然景観をつくり、農地の保全を図っていく上で重要な役割を担っています。
- 富士ヶ嶺バイオセンターは、家畜排せつ物を適正に管理する中で、堆肥を利用した自給飼料の生産や耕種農家の利用率を上げながら循環型農業の促進を図っていくことが求められています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	観光と連携した地域農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■「富士河口湖町地区果樹産地構造改革計画」により、既に取り組んでいる観光果樹園や醸造用ブドウ、モモの栽培指導は山梨県などの指導機関と連携していきます。また、産地づくりをアピールするための宣伝活動は、町、富士河口湖ふるさと振興財団、町観光連盟、各観光協会との連携により広く活動を行っていきます。 ■鉢花農家の基幹品目であるアッサムニオイザクラ研究会が育成した品種を活用し、産地化するため苗の共同購入、ポップやポスターによる産地PR活動などを積極的に行うことにより花卉生産者の経営安定とブランド化の推進を図ります。
2	直売所の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■“おいしい屋”を拠点とした直売所間の情報交換、相互販売、共同イベント開催など、直売所間の連携を図り、他の地域における直売所設立などを支援していきます。
3	集落営農組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の農家が保有している農業機械の更新期を見据えて、機械の共同利用ができる集落営農の受皿を整備するとともに、定年帰農者やUターン、Iターン就農者、域外からの新規就農者も含め広くリーダーを育成・支援していきます。



4	鳥獣害対策	<p>■有害鳥獣の生態などの条件を把握する中で町や鳥獣被害対策実施隊の活動には限りがあるため、鳥獣被害対策で活動されている専門家や県、関係団体に支援・協力を求め、被害現場に身近な集落の町民と一体となった取組を図っていきます。</p> <p>■また、捕獲されたシカは、地域資源として有効活用するため平成 21（2009）年度に建設されたジビエ食肉加工施設を利用し、新たな観光資源として特産品の開発や新たな食文化の創出を推進させていきます。</p>
5	林業の振興	<p>■森林施業を推進するにあたっては、現場に応じた低コスト・効率的な作業システムの確立を図る必要があります。森林組合を中心に森林所有者、県・町の関係機関が連携して最適な施業方法を検討し、適時適切な森林施業を進めるために所有者負担を軽減することが必要不可欠であることから、森林環境譲与税を活用した森林環境保全推進事業に取り組んでいきます。</p>
6	水産業の振興	<p>■各漁業協同組合が実施している湖の環境保全・保護とワカサギ・ヒメマス等の増殖事業を引き続き支援し、県水産技術センターと連携していきます。今後は、それぞれの湖にふさわしい魚種構成と、高付加価値型の漁業を推進していきます。</p> <p>■西湖漁協と県水産技術センターが行っているクニマスに関する調査・研究や、保全・保護に対する取組を支援していきます。</p>
7	地区の特性に適した経営体質の強化	<p>■富士ヶ嶺地区の特性等を踏まえ、置かれた環境に適した多様な経営の取組を支援し、経営体質の強化を推進していきます。そのためには、畜産コンサルタント等による経営へのきめ細かい指導を行う体制づくりが必要であり、酪農ヘルパーの充実、コントラクター等の組織を強化していきます。</p>
8	酪農及び肉用牛生産の健全な発展	<p>■畜産物の安定供給と酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図っていくため飼養管理技術・家畜改良意識の向上、衛生対策の充実・強化等を引き続き支援していきます。</p>
9	富士ヶ嶺バイオセンターの利用促進	<p>■輸入飼料への依存から脱却し、自給飼料生産に置き換え、家畜排せつ物の有効活用とともに、資源循環型農業の取組を推進します。また、大気・水・環境の保全を図る観点からも畜産経営に起因する排水・悪臭防止対策のために、富士ヶ嶺バイオセンターの利用促進を図っていきます。</p>

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1
ひとが暮らしやすいまち第3章 基本的方向2
ひとを育むまち第4章 基本的方向3
ひとに優しいまち第5章 基本的方向4
ひとが交わるまち第6章 基本的方向5
ひとの知恵と工夫がなぐまち

主な事業	担当課
新規就農者育成総合対策事業	農林課
集落営農組織育成支援事業	農林課
農用地利用権設定の推進	農林課
農林畜産物直売所設立支援事業	農林課
サル追い払い・捕獲等管理事業	農林課
有害鳥獣対策地域支援事業	農林課
森林環境保全推進事業	農林課
地産地消推進事業	農林課
クニマス保護育成事業	農林課
家畜防疫対策補助事業	農林課
畜産環境保全対策事業	農林課
地籍調査推進事業	農林課
特産品開発支援	農林課
新規狩猟者確保対策事業	農林課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
認定農業者 [※] 数	人		37	43
森林環境贈与税を使った森林整備 (GIS面積)	ha		2.43	10
地籍調査の進捗率（着手率）	%		48.4	55.7

みんなで取り組む目標

- 地産地消を意識した消費に努めましょう。
- 農林水産業の役割を理解し、共存に努めましょう。

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が農業経営の規模拡大、生産方式や経営管理の合理化、農業従事の改善などを図る農業経営改善計画を町に認定申請し、その計画が、町の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであることなどを基準に認定された農業者のこと。



■政策分野：産業

4-29 商工・サービス業の振興

関連するSDGs



目指す姿 既存工業の振興に努めるとともに、観光業と密着した魅力ある商店街の形成を図り、起業・創業の活力あるまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
商業（商業地域の形成や商業者への支援）の振興	%		8.7	14.8	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇河口湖商工会との連携によるチャレンジショップ事業を継続しています。
- ◇新規商業施設については、誘致できる土地が限られていることから、積極的な誘致は取り組めていません。既存の商業施設と競合しない地域の選定の必要もあります。
- ◇現時点で補助金のような金銭的な補助はないものの、移住と絡めた富士山暮らし応援隊のメンバーによる事業所探しや既存の創業者とのマッチングを行い、アドバイスを聞くなどのサポートを実施しています。
- ◇山梨県及び河口湖商工会と情報共有しています。本町の地場産業である大石紬については、地域おこし協力隊を卒業した者（1名）が伝統技術を継承するため本町からの年間委託（令和3（2021）年度から）で研修会、勉強会を行っています。また、勝山スズ竹細工については、毎年会員募集を行いながら新しい作品を創作しています。

現状と課題

○本町では、富士急行線の河口湖駅前から船津の湖畔にかけて、古くからの商店街が形成されていますが、店主の高齢化や後継者不足、駐車スペースの不足、国道 139号沿いの大型店や富士吉田市などへの購買力の流出、コンビニエンスストアの多数進出などにより、商店街の衰退が進んでいます。経済センサス調査を見ると、平成 26

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 まちひとを育む

第4章 基本的方向3 まちひとに優しい

第5章 基本的方向4 ひとが交わる

第6章 基本的方向5 工夫がなぐまち

(2014)年の小売業は商店数330、従業員数1,847人(年間小売販売額327億円(平成26(2014)年商業統計))で、商店数は減少傾向にありましたが、平成28(2016)年では、商店数226、従業員数1,721人(年間小売販売額351億円(平成28(2016)経済センサス調査))と、年間小売販売額は増加しましたが、商店数、従業員数の減少傾向は続いています。しかしながら、郊外の国道沿いなどには周辺の町民や観光客などにも利用される商業施設が増えてきている一面も見られます。

○商店街の共同事業としての「十九市」の開催や消費者ニーズに敏感に反応するような実験的な場としてチャレンジショップ事業を実施するなど、商業環境の向上と回遊性を高めるための活性化について取り組んできましたが、今後も、各商店街と連携を図り、活力に満ちた魅力ある商店街の形成を図る必要があります。

また、町内周辺地域においては、住民生活に密着した商業施設があることから、消費者との交流促進と地域の特性を活かした商業の振興を図る必要があります。

○工業は、電子・精密機械と食品加工が中心で、伝統的な地場産業としては大石紬や勝山スズ竹細工があります。平成26(2014)年の事業所数は46、従業員数2,336人、製造品出荷額等797億円(平成26(2014)年工業統計調査)であったのに対し、令和3(2021)年の事業所数は43、従業員数2,558人、製造品出荷額等702億円(平成26(2014)年工業統計調査)と、従業員数のみ増加していますが、事業所数、出荷額ともに平成26(2014)年と比べるとやや減少傾向にあります。

○地域間競争が激化する中で、県、商工会などの関係機関、町内企業や事業所との連携により、既存工業の振興に努めるとともに、首都圏へのほど近さと中央道・東名高速へのアクセスの良さ、自然環境などの立地特性の強みを活かした特長ある産業振興施策が求められており、引き続き町内への企業の誘致活動を図る必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	魅力のある商店街の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■魅力的な商店街を形成するため、関連団体や関連機関などと連携し活力づくりの検討、整備に努めます。 ■商工会との連携による既存商店会の振興を図ります。 ■商店街の相互協力体制の構築を図ります。
2	新規商業施設の誘致	<ul style="list-style-type: none"> ■商業空間形成を推進するとともに、地域景観との調和や既存商業施設との共存を図りながら新規商業施設の誘致に努めます。 ■大型ショッピングセンターと既存商店のすみ分けを検討します。



3	創業支援体制の確立	■創業希望者を創業段階から創業後まで、長期的に支援する体制を整えます。
4	既存工業活性化の促進	■県、商工会などの関係機関、町内企業や事業所との連携により、既存工業の振興に努めます。
5	新規工場等の誘致	■土地利用の検討により、新規工場等の誘致を進めます。

具体的な事業	担当課
商工業振興資金利子補助金	観光課
商工会一般事業推進費補助金	観光課
地場産業の支援による雇用の拡大	観光課
若者への就労支援（正規雇用企業開拓、援助）	観光課
起業・創業期の企業に向けた支援	観光課 政策企画課
宿泊環境の充実に向けた取組	観光課
商店や観光売店等におけるキャッシュレス化・免税店化推進事業	観光課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
町内商店数	店		332	340
	※経済センサス統計調査 卸小売業			
製造品出荷額	千万円		6,222	6,844
	※工業統計調査			

みんなで取り組む目標	
○町内の商店や事業所を利用し商工業の振興を図りましょう。	
○商店や事業所の事業活動を理解し、共存に努めましょう。	

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

■政策分野：観光

関連するSDGs

4-30 観光の振興



目指す姿

観光資源をより一層磨き上げることで、何度でも訪問したくなる国際観光地を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
観光資源の発掘や PR	%		32.2	28.0	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇町内の観光資源については多数存在しており、観光拠点として維持管理と充実を進めています。
- ◇新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、中止するイベントも多くありましたが、各観光協会等と連携して内容の充実を図ることができました。
- ◇各観光協会や旅館組合等と連携して、時代に沿った観光誘客宣伝活動を推進することができました。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人観光客が減少していますが、多言語の受け入れ環境整備の充実を図っています。
- ◇山梨県観光統計調査や富士五湖観光連盟によるアンケート調査等の検証を行い、宿泊数の増加や観光消費額増加に向けた施策を強化しています。
- ◇町観光連盟では、各観光協会と町とで毎月行っている定例会において、それぞれの問題や課題等を話しあい、適切な指導助言を行っています。また、やまなし観光推進機構で観光まちづくりに取り組む人材の支援・育成等のセミナーを開催しています。来訪者に対する満足度の向上は、観光事業者ばかりでなく、町、各観光協会等と連携して進めていくもので、各機関におけるセミナーへの案内を積極的に行い、ホスピタリティの醸成に向けた取組を行いました。
- ◇町観光情報サイト、やまなし観光推進機構、各民間事業者のホームページ等、情報提供は推進しています。また、河口湖駅にある観光案内所はビジットジャパン案内所として認定を受けており、海外旅客者向けの案内も充実しています。



- ◇東名高速道路から東富士五湖道路へのアクセスが改善され、中部・関西方面、箱根地域等との連絡はよくなりました。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光周遊バスの乗車数は激減し、運行の拡大は現状では望めないものの、新型コロナウイルス感染症収束後は運行の拡大・促進をバス事業者と連携して進めています。
- ◇各地域の自然環境や歴史文化等、地域の魅力を来訪者に伝えて、本町ならではの質の高いエコツーリズム^{*}を推進しました。
- ◇各観光協会等と協議し、世界文化遺産やその構成資産、自然環境等観光資源を活かし、それぞれの地域特有の魅力を活かした観光地づくりを推進してきました。
- ◇県や近隣市町村、NPO 法人、地元の住民などと連携しながら山岳コースなどの整備を行いました。
- ◇観光地として食のブランド化や特産品開発、料理開発は不可欠です。ジビエ料理等、農林課と協議しながら進めました。
- ◇各観光関係団体と連携し、防災意識の向上や防災対策を行っています。
- ◇富士五湖観光連盟、日本富士山協会、富士山五口協議会、全国観光地所在町村協議会、日本温泉協会、富士山西麓観光連絡会等を通じて、富士五湖地域をエリアとして誘客を行いました。
- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、実行可能な計画に沿って観光施策を行いました。

現状と課題

- 本町は、富士山登山の拠点として長い歴史を持ち、首都圏に近く美しい湖を擁する自然環境を活かした観光保養地として発展してきました。また、団体旅行から個人・グループ旅行への転換が進む中で、日本人観光客はもちろん多くの外国人観光客が訪れる等、国際観光地へと発展してきました。しかし、近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で本町の観光産業は大きなダメージを受けました。当面は、インバウンドの回復が見通せない状況であるため、まずは日本人観光客にターゲットを絞り、コロナ禍前の観光需要に戻す取組が重要と思われます。日本観光客の誘致においては、自由時間の増加や中高年のゆとりの増大、人々の自然志向や健康志向、多様で高度化した生活・文化志向などに対応した、まちの自然や産業、文化を活かした観光の振興が引き続き求められています。
- フィールドミュージアム構想や五感文化構想に基づく自然体験拠点整備、ラベンダーを代表とするハーブなど香りへの取組、芸術・文化拠点の整備、拠点を結ぶ観光周遊バスの運行、温泉の掘削など、体験型観光への取組を進めていく必要があります。

^{*}エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方のこと。

○「富士河口湖町観光立町推進条例」に基づき、令和3（2019）年3月に策定された「第2次観光立町推進基本計画」の5つの理念である、『「富士山」と4つの「湖」を、世界の宝、日本の宝として守り、育て、活用する』、『美しい風景と地域の特徴ある景観を創出し、次世代に継承する』、『観光産業が世界に通用する基幹産業として発展を図る』、『訪日外国人に満足を提供し、再び訪問してもらえる観光地を目指す』、『観光客と地域住民が、安心・安全・楽しく時間を過ごせる豊かなまちを目指す』のもと、観光立町の実現に資する各主要施策を推進することにより、一層の観光交流の促進を図る必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	観光資源活用及び観光拠点・施設の充実	■社会動向を踏まえ、地域・風土を活かした観光資源の新たな活用及び観光拠点・施設の充実を図ります。
2	観光イベントの推進	■イベントの連携共有化、既存イベントの効果検証と内容充実、地域資源を活かした新イベントの企画を進めます。
3	観光誘客宣伝の推進	■誘客促進のため、官・民一体となった観光誘客宣伝活動を推進します。
4	国際観光振興事業	■年々増加している外国からの観光客を一層誘致するため、誘客宣伝や受入環境整備を行います。
5	滞在時間の拡大・観光消費の拡大	■観光客数の単純な拡大ではなく、滞在時間の拡大と観光消費の拡大を目指した施策を展開します。
6	観光振興団体・人材育成の推進	■町観光連盟がDMO※のような機能を発揮できるような体制強化と本町との適切な役割分担、協会・組合の指導助言、観光のまちづくりに取り組む人材の支援・育成を図ります。
7	ホスピタリティ（もてなし）の醸成	■来訪者に気持ちよく過ごしてもらうため、町民、観光事業者のホスピタリティ（もてなし）の醸成を図ります。
8	観光情報提供の促進	■観光情報提供構想の推進、観光案内所の充実、電子情報システムの促進に努めます。
9	観光旅行者1次交通の拡充	■中部・関西方面からのアクセス改善、箱根のほか周辺観光地との相互アクセスの向上に努めるとともに、リニア中央新幹線の開通に備えて山梨県駅とのアクセス手段について研究します。

※ DMO：DMO（Destination Management Organization：デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション）の略。観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域作りを行う法人のこと。

10	観光旅行者2次交通の整備	■観光周遊バスの運行の拡大・促進に努めます。
11	エコツーリズムの推進	■自然の宝庫である本町において、手軽で安心して体験できるエコツーリズムを推進するとともに、質の高いエコツーリズムを推進します。
12	地域の特色を活かした資源の発掘とテーマに沿った観光振興	■雄大な自然、豊富な温泉、歴史文化遺産等の観光資源を活かし、地域の特色を活かした魅力ある観光地づくりを目指します。
13	山岳森林資源の活用推進	■山岳におけるトレッキング・ハイキングコースの整備を推進します。
14	味覚資源の発掘・普及・発信の推進	■観光客に喜ばれる地域の味覚を育てるため、特産品開発や料理開発、商品化やブランド化を進め、食品ロスの減少に努めます。
15	安心安全観光地づくりの推進	■地震や火山噴火などが懸念されていますが、普段から防災意識や防災対策を万全とした観光地づくりを推進します。
16	広域による観光連携の推進	■県や市町村の枠を超えた広域による観光連携を行い、エリアとしての魅力の向上につなげ、更なる誘客を図ります。
17	観光立町推進基本計画の推進	■平成31(2019)年度から令和10(2028)年度を計画期間とした「第2次観光立町推進基本計画」を策定しており、計画に沿った施策を推進していきます。

具体的な事業	担当課
施設整備事業	観光課
観光誘客宣伝事業	観光課
外国人観光客受入体制整備事業	観光課
エコツーリズム推進事業	観光課
観光関連産業の拡大による雇用の創出	観光課
滞在時間及び観光消費の拡大に向けた情報発信事業	観光課
強力な観光推進体制の構築	観光課
サイクルツーリズムによる国内外観光客誘致事業	観光課
世界遺産・富士山への誘客プロモーション事業	観光課
ハーブフェスティバル開催事業等	観光課
首都圏域からの観光客の誘客支援	観光課
東海・関西圏からの観光客の誘客拡大	観光課
国際的なイベントの受入れ	政策企画課

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくま

マスコミへの露出強化	政策企画課
宿泊稼働率の向上事業	観光課
ラグジュアリー観光 [※] への推進	観光課
おもてなし塾事業	観光課・生涯学習課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
年間入込数	万人		111	450
※県観光入込客統計調査				

みんなで取り組む目標

- 一人一人が本町の地域資源を理解し、広くPRしていきましょう。
- 観光ホスピタリティの向上に努めましょう。

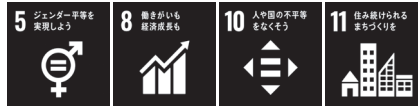
※ラグジュアリー観光（高付加価値旅行）：豪華、ぜいたく、高級感、価値観の高い観光のこと。



■政策分野：雇用

4-31 雇用・勤労者への対策

関連するSDGs



目指す姿 働く意欲のある人材が集まり、活気に満ちた産業活動が展開されているまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
働く場が確保されている	%		14.0	17.6	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇富士北麓圏就職支援サイトを立ち上げ地域の企業を紹介しています。また、富士北麓地域合同企業セミナーも毎年実施しています。
- ◇1市2町3村で構成している公益社団法人富士五湖広域シルバー人材センターは本町から特別理事（町長）、監事（町総務課長）、理事4名を選出しています。また、毎年各市町村で負担金を拠出し、高齢者の活動できる場をあっせんしています。
- ◇シルバーへの会員数については令和 3 (2021) 年 3月末、男性 113 名・女性 68 名で就業実人員については、男性 90 名・女性 48 名です。
- ◇令和 2 (2020) 年度には県とさらに連動すべく、本町の条例改正を行い、県と協調して支援を実施しています。
- ◇自立支援協議会の就労支援部会等で就労支援事業所等と連携し、一般就労を目指す障がい者に対し支援を行ってきました。

現状と課題

- 国際化に伴う工場の海外移転、若年労働者の減少、高齢化の進行と定年延長の動き及び女性の社会進出など、雇用・就業環境は大きく変化していますが、消費など需要の回復のためには、雇用の下支えが不可欠であり、雇用の維持、創出を図ることが必要です。
- 当地域での有効求人倍率は、平成 21 (2009) 年度から緩やかに上昇し、平成 28

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がたくま

(2016)年6月、7月には有効求人倍率が過去10年間と比較して高い率となるなど、雇用情勢の回復がみられましたが、少子高齢化による人材不足や、求職者の求める職と求人募集される職とのミスマッチから、雇用拡大にまでつながらないなどの状況が見受けられます。

- 若年層の就労支援のために富士吉田市に開設された「ぐんない若者サポートステーション」の活動や山梨県による合同就職面接会について広報誌等でPRし、雇用の促進を図っていますが、就労条件の多様化（高齢者・若年者等）に対し、その働く意欲を発揮できるような労働環境の整備をしていく必要があります。
- 地域経済の発展と雇用機会の拡大を促進する施策として「富士河口湖町企業立地促進条例」及び「富士河口湖町産業立地促進事業助成金交付要綱」を活用した企業・事業所等に対する奨励金・助成金による企業支援を充実させ、本町に進出する企業及び事業所等を誘致し住民生活の安定と向上を図る必要があります。
- 国では、障がい者の就労意欲増加とともに、障がい者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう雇用対策を進めています。障害者雇用促進法では企業に対して雇用する労働者の2%に相当する障がい者を雇用することを義務付けており、障がい者本人に対しては、職業訓練や職業紹介等支援がなされています。本町では、一般就労を目指す高齢者、障がい者に対し、就労準備、求職活動、職場定着等の段階に応じた継続的な支援をハローワーク等との連携のもとに行うことで、高齢者、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保が望まれます。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	魅力ある就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■若年層への就業の充実、雇用の促進を図ります。 ■パートタイマー労働者の安定労働条件の改善に向け、職業安定所や企業と連携し、職業紹介体制や相談業務の充実を推進します。 ■男女の均等な雇用機会の確保や障がい者の社会参加を支援します。
2	高齢者の就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■シルバー人材センターと連携し、高齢者が活躍できる場の充実を推進します。
3	企業支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ■山梨県企業立地支援制度と連動した企業支援（「山梨県産業集積促進助成金」）を行います。



4	自立支援等による就労の推進	■富士北麓地域における自立支援協議会の就労支援部会等で就労支援事業所等との連携のもと、一般就労を目指す障がい者に対し支援を行います。また、企業人事担当者等にも積極的な働きかけをお願いしていきます。
---	---------------	--

具体的な事業	担当課
商工会一般事業推進事業	観光課
シルバー人材センターの活用	観光課
企業誘致奨励金及び助成金	政策企画課
商工業と連携した経済活性化支援	政策企画課
まちの自然環境等に適した企業誘致	政策企画課
低所得者支援事業	福祉推進課
就労支援事業	観光課 福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
有効求人倍率	%		1.00	1.10
	ハローワークデータ			
労働力率	%		67.7	70.0
	令和2(2020)年国勢調査 労働力人口 / 15歳以上人口			

みんなで取り組む目標
○研修などに参加して職業能力の向上に努めましょう。
○安定した雇用機会の創出と高齢者や障がい者、女性等の積極的な雇用に努めましょう。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

■政策分野：交流

関連するSDGs

4-32 交流活動の推進



目指す姿

町民間や観光客等との友好交流や海外都市との国際交流を深めながら、相互のまちの活性化や人材育成に結びつけていきます。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
国際交流が盛んである	%		12.4	10.4	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

◇新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での講座等が開催できなかったものの、オンラインを活用した交流を進めました。

現状と課題

- 国際交流をきっかけとして、町民の国際感覚が磨かれ、観光客と町民間の交流や友好、子どもたちを中心とした外国人との交流や異文化体験を推進しており、平成 16 (2004) 年 5月に発足した富士河口湖町国際交流協会は、町民と外国人をつなげるパイプ役として、イベントなどを通じた交流に取り組んでいます。平成 27 (2015) 年 11月には、ツェルマット (スイス) との友好都市交流を締結し、青少年交流をはじめとした人的交流を進めるなど、長期的な交流を進めています。
- こうした状況の下、まだまだ外国人に対する情報発信や外国人との交流の場の提供、来町外国人との交流する催しが活性化しているとはいえない状況であることから、国際交流事業を中核として継続的に実施し、町民が外国人と交流できる機会をさらに増やすことで、異なる文化を持った人々と相互に交流し、理解を深め、体験の幅を広めることと、更なる国際交流を推進することが求められています。
- 地域間の交流を活発にしていくことで、まちの PR や人材育成、移住・定住に役立てていく必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	国際交流に関する講座の開催	■国際交流に関する講座等を開催するなど交流の場を引き続き拡大、提供します。
2	友好都市交流への派遣支援	■友好都市交流への派遣支援やホームステイ受入等の取組を積極的に展開します。
3	交流によるまちの活性化	■町民間の交流や観光客等の友好交流を深めながら、相互のまちの活性化や協力体制を深めます。

具体的な事業	担当課
友好都市交流	政策企画課
国際交流事業	政策企画課
日本文化で国際交流事業	政策企画課
オンライン、アート交流委託事業	政策企画課
スポーツキャンプ地の誘致国との交流事業	政策企画課
富士山と他の世界遺産との連携	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
国際交流協会会員数	人		40	42

みんなで取り組む目標

○積極的に交流の輪の中に入っていきましょう。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

第6章 基本的方向 5 ひとの知恵と工夫でつなぐまち

■政策分野：人権尊重・男女共同参画

関連するSDGs

5-33 人権尊重の推進



目指す姿 互いに認めあい、人権を尊重しあうまちの実現を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
子どもの人権・権利を守る意識の啓発活動が充実している	%		10.3	14.3	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇人権擁護委員会を中心に、関係機関とのネットワークを強化し、人権教育、啓発、相談活動を実施してきました。
- ◇6月、12月に特設人権相談を開設しました。
- ◇各種相談窓口、公的支援制度等の情報を広報誌等に掲載し、人権に関する問題の解決や相談体制の充実を図りました。
- ◇さまざまな情報を広報に掲載し、学校、家庭において学習の機会を提供し啓発活動を行ってきました。(令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止)

現状と課題

- 人権擁護委員会により、人権擁護委員は、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしています。本町では、人権尊重思想の普及・高揚を図る啓発活動や巡回相談所の開設等で人権に関する相談に応じ、住民個々の問題に応じた情報提供活動を展開しています。
- 差別や偏見を受けることなく、人権侵害が見過ごされないように、関係機関とのネットワークを強化していき、学校、家庭、地域の連携を図っていくことが重要です。
- 特に最近では、いじめや体罰、児童虐待等といった子どもに関する人権問題、インターネット上での誹謗中傷、プライバシー侵害といったさまざまな人権問題等に早期に対応するネットワークを強化するとともに、相談支援体制の整備を推進していく必要があります。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	ネットワークの整備	■人権擁護委員を中心として、関係団体、関係機関とのネットワークを強化し、人権教育、啓発、救済を効果的に推進します。
2	相談・カウンセリング体制の充実	■特設人権相談、巡回相談、心配ごと相談・行政相談所の充実を図ります。 ■各種相談窓口、救済機関、公的支援制度等の情報を広報誌等に掲載し、人権に関する問題の解決や相談体制の充実を図ります。
3	人権教育・啓発活動の推進	■学校、家庭、地域などあらゆる場面で人権啓発活動を行っていきます。学校では人権の花運動や人権教室、人権尊重についての作文、ポスター、標語、講演会など人権に関することを学習する機会を提供していきます。

具体的な事業	担当課
人権擁護ネットワーク強化事業	福祉推進課
人権相談等相談事業	福祉推進課
各種相談体制の情報提供と相談窓口の広報	福祉推進課
人権教育・啓発活動推進事業	福祉推進課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
人権教育啓発事業の参加者数	人		85 ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から一部事業未実施	640

みんなで取り組む目標

○人権尊重の意識を高め、日常生活に生かしていきましょう。

■政策分野：人権尊重・男女共同参画

関連するSDGs

5-34 男女共同参画社会の推進



目指す姿

男女が仕事や地域活動において、個々人の個性や能力を十分に発揮し、いきいきと輝くまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
男女共同参画や人権尊重の地域づくりができています	%		14.2	16.8	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇「ふじサンサンプラン」の推進と定期的な見直しを進めています。
- ◇男女の固定的な役割分担意識の是正を促進しています。
- ◇委員会や審議会等への女性の参画や男女がともに社会活動を続けられる支援体制の充実を図っています。

現状と課題

○男女共同参画は、女性の家事・育児の負担軽減や社会における女性の地位向上だけを目的にしているわけではなく、性別に関わらずあらゆる選択を自由に行うことができるよう、生き方や働き方に多様性をもたせ、また周囲がそれを尊重し、支援できるような社会にすることが目的です。

本町では平成 18 (2006) 年度に「ふじサンサンプラン」を、平成 27 (2015) 年度に「第 2 次ふじサンサンプラン」を策定し、目標値や行動計画を定め、男女共同参画の実現に向けて取り組んでおり、推進委員会を中心に関係団体等と連携し、フォーラムや講座の開設による啓発活動や学習活動を進めているほか、住民主体で運営する「女性交流センター」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けての諸活動に努めています。

○本町の男女共同参画社会に関する調査では、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合は平成 27 (2015) 年度に 20 歳以上を対象にした調査においては 78%、令和 3 (2021) 年度に小学 5、6 年生及び中学生を対象にした調査においては

47% で認知度が向上しています。

○今後も、男女が仕事や地域活動においてそれぞれが十分に能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の啓発と男女が活動を続けられる社会環境の整備が求められます。

施策の展開

施策名	取組の内容
1 男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ■「ふじサンサンプラン」の推進と定期的な見直しを進めます。 ■男女の固定的な役割分担意識の是正を促進します。 ■委員会や審議会等への女性の参画や男女がともに社会活動を続けられる支援体制の充実を図ります。
2 LGBTQ+※の理解	<ul style="list-style-type: none"> ■セクシュアリティの多様性、定義を理解し、その啓発活動に努めます。

具体的な事業	担当課
「第3次ふじサンサンプラン」の策定	政策企画課
男女共同参画推進事業	政策企画課
意識啓発フォーラム・講演会の開催	政策企画課
「男性の料理教室」開催	政策企画課
女性の活躍支援講座開催	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
地域への男女共同参画啓発事業回数	回	↗	12	15
町民への男女共同参画推進事業回数	回	↗	17	20
男女共同参画フォーラムの参加者数	人	↗	0 ※新型コロナウイルス感染症の影響により無観客で実施の為実績なし	200

みんなで取り組む目標

- 家事、子育て、介護などは互いに協力しあい、社会の対等のパートナーとして認め合い尊重しましょう。
- 仕事と家庭、地域生活のバランスのとれた環境をつくりましょう。

※ LGBTQ+ : さまざまな可能性があるセクシュアリティ、それを+という形で表現したもので、より包括的なセクシュアリティについて言及したもの。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまなく

■政策分野：参画・協働

関連するSDGs

5-35 住民参画による協働



目指す姿

町民と行政がそれぞれの役割分担による参画と協働が進む仕組みが構築され、町民が主役の持続可能なまちづくりを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
地域活動への住民参加の機会がたくさんある	%		19.0	13.7	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇各種委員会設置の際には、各部署・各担当において町民や有識者から募り、適宜進めています。
- ◇情報開示については、各部署・各担当により適宜行われています。
- ◇各種団体との交流の際には、各部署・各担当において適宜進めています。

現状と課題

- 人口が減少に向かう中、町民が主役の持続可能なまちづくりを進めていくためには、担い手不足の問題を本町に関わるすべてのひとの知恵と工夫、周辺地域との連携で解決していくとともに、町民ニーズを的確に把握し、地域の実情に合わせた事業を行政と町民が互いに役割を理解した協働により実施していく必要があります。
- 現在、広報誌やCATVの行政番組、メールマガジン、ホームページ、SNSなどの活用による広報活動、インターネットを使つての「まちづくりメッセージBOX[※]」の設置などによる広報、公聴活動を展開しています。また、各分野におけるワークショップや各種検討委員会の公募を基本的に行い、多種多様な意見の把握に努めています。
- 今後は、「自治基本条例」のもと住民自治と協働が進むまちづくりに努める必要があり、更なる行政サービスの提供を充実させるとともに、積極的に情報を公開し、公正かつ透明性の確保に努めていき、町民が行政に広く参画できる仕組みづくりを構築していく必要があります。

※まちづくりメッセージBOX：町ホームページに掲載されていて、住民等より意見を入力いただき、行政運営・住民サービスをより向上させるもの。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	町民との協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■町として、各種検討委員会などを設置する場合は、公募枠を積極的に設け、町民との協働を図ります。 ■「自治基本条例」のもと、それぞれの役割分担により参画と協働が進むまちづくりを推進します。
2	行政情報の積極的な開示	<ul style="list-style-type: none"> ■行政情報について町民と共有する観点から積極的な情報開示に努めます。
3	協働への人材育成や支援	<ul style="list-style-type: none"> ■リーダーとなる人材やボランティア団体・NPO法人等の育成や支援、まちづくり団体間の交流を促進していきます。

具体的な事業	担当課
広報誌「こうほう富士河口湖」の発行	政策企画課
CATV行政番組作成	政策企画課
町民による意見・提案の受付	総務課
情報公開の推進	総務課
地域おこし協力隊活動	政策企画課
行政放送システム委託事業	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021)年度 実績値	令和9 (2027)年度 目標値
住民活動団体数	団体		2	2
※まちづくり活動を行う住民団体数				

みんなで取り組む目標

○町民と行政のそれぞれの役割を理解して、町民が主役の持続可能なまちづくりに参画しましょう。

■政策分野：コミュニティ

5-36 コミュニティ活動の推進

関連するSDGs



目指す姿

最も基礎的で身近な地域コミュニティである自治会活動を促進することで、高い「地域力」が確保されたまちを目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
公民館活動や区・組の活動などが活発である	%		26.8	25.0	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

◇自治会長・区長と現状の課題や町への要望等について、書面による情報交換を実施しました。

現状と課題

- 本町は現在 67 の区・自治会があり防災・防犯・福祉・環境美化・青少年育成など多様な分野での地域コミュニティ活動を行うとともに、町民と行政をつなぐパイプ役としての役割を果たしています。また、さまざまなボランティアグループがまちづくりに取り組んでいます。
- 住みよい地域づくりのためには、行政サービス＝「公助」に加え、地域住民の助け合い＝「共助」が欠かせません。これは、大震災の経験をとおした中で、「地域の絆」、「地域力」とも言われるようになり、区・自治会のさまざまな取組は、まさに地域の「共助」の機能を高めるものです。多くの方が区・自治会に加入することが活動の活発化に不可欠です。
- 少子高齢化や職業の多様化、就業地・生活圏の広域化、転入者の増大、核家族化等の時代の変化、メディアの多様化や SNS 等の利用に伴う社会との繋がり方の変化、人々の生活形態や価値観の変化等によって、区・自治会への加入や地域活動への参加意識の希薄化が見受けられ、今までの地縁的なつながりである地域社会のコミュニティ機能は低下しつつあります。

- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う活動制限など、対面コミュニケーションの減少から孤独孤立に悩む人も増加している傾向が見受けられます。
- そこに暮らす人々が、今の時代にふさわしい暮らしやすさを実現していくための地域コミュニティとそれを支える行政、その相互の関わり方を新たに検討していく必要があります。
- 本町では、こうした多様な分野において協働のまちづくりを進め、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、区・自治会とテーマコミュニティの連携を推進し、引き続き、地域課題の解決に向けての取組を支援していく必要があります。

施策の展開

施策名	取組の内容
1 地域コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ■地域自治の主体となるコミュニティ活動については、まちづくりの基礎組織と位置づけ、その独自活動を支援します。 ■町民にとって最も基礎的で身近な地域コミュニティである自治会活動などを中心に活動の情報交流を積極的に推進します。 ■町民と協働して地域活動を支えるため、情報の収集と提供、発信を行います。

主な事業	担当課
自治会加入促進事業（転入者への加入促進）	地域防災課
自治会長・区長会議の開催	地域防災課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
自治会加入世帯率	%		50	55

みんなで取り組む目標

- 暮らしやすさを実現していくため、また住みよい地域づくりのために、地域住民同士の交流連携を深め「地域力」を高めましょう。

■政策分野：行財政運営

関連するSDGs

5-37 行財政運営の推進



目指す姿

町民満足度の高い行政運営を図り、効果的で効率的な行政サービスの提供を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
行財政（組織や事務事業などの見直し、健全な財政）運営	%		18.8	21.7	※令和 3（2021）年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇新型コロナウイルス感染症の影響により、社会全体の生活様式が変化した中、行政としてもオンラインの多用化、押印の見直し等の新しい行政スタイルを模索しています。
- ◇住民からのご意見や、毎月行われる課長会議等での情報を全職員で共有し、研修や自己研鑽により行政サービス向上のため日々努力しています。
- ◇市町村職員研修所が実施する研修への参加及び職員全体研修を実施するとともに、能力開発など自己研鑽型の研修にも職員の参加を呼びかけました。
- ◇令和 3（2021）年度の職員数は 199 名となっており目標は達成していますが、令和元（2019）年度における退職者、また、令和 2（2020）年度中の育児休業取得者数等が想定よりも多く、適正な職員数よりも少ない状況であったため、人員が不足する部署については会計年度任用職員を効率的に配置しました。
- ◇地方創生総合戦略は PDCA サイクルにより毎年の見直しと改善が図られています。
- ◇財政状況の透明化について、推進されているところであり、限られた予算の範囲で県と協調しながら企業誘致や定住促進を進めています。
- ◇令和 2（2020）年度には山梨学院大学と包括的連携協定を締結するなど、大学の人材を諸施策に活用を推進しています。また、県内の大学をはじめ地域の大学である、健康科学大学とも連携が図られています。

現状と課題

- 人口減少に伴う急速な少子高齢化は、現役世代の負担を増加させ、地域の社会や経済に大きな影響を与える深刻な問題です。人口減少問題を克服するためには、行政、町民が一丸となって諸課題に取り組んでいく必要があります。
- 自治体職員に求められる能力が変化してきている中、住民満足度の向上を図るためには、常に住民目線で考えることや専門的な研修等による職員の資質の向上を図り、効率的で主体的な行政運営を推進していくことが重要です。
- さらに、厳しい財政状況の中、複雑・多様化する行政需要に対し、多様な主体により、確かな公共サービスを提供していくため、効率的な施策を推進するとともに、民間でできることは民間に委託し、住民参加・協働の行政を進め、更なる地方分権の推進に取り組んでいくことが求められています。
- 減少していく財源に対応するために事業効果を検証して事業の見直しを図るなど、更なる節減・合理化に努めるとともに、将来発生する公共施設の維持更新費用を縮減、平準化するため、平成 28（2016）年度に策定した「富士河口湖町公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設の長寿命化対策や、統廃合による適正な配置を行う必要があります。
- 本町の普通会計の財政規模は、平成 29（2017）年度は 121.9 億円でしたが、令和 4（2022）年度には、130.0 億円と 6.6%増加しています。令和 3（2021）年度の財政力指数は 0.629、経常収支比率は 74.5%、実質公債費比率は 9.8%、地方債残高は約 188.6 億円です。
- 現在の普通交付税は、市町村の合併の特例に関する法律によって旧町村単位で算定した額を合算していた優遇措置（合併算定替）は終了し、合併した一つの町としての普通交付税額となっています。
合併による新町建設計画の計画期間は終了したため、令和 3（2021）年度以降は、総合計画によるまちづくりの推進を図るために、新たな財源の確保と財政構造の健全化を確保するため、財政規模の縮小を考慮した上で、限られた財源を生かし、社会資本の有効利用や行政サービスの向上を目指した効率的な財政運営が求められています。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	行政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■社会状況の変化に対応した簡素で効率的・重点的な行政を推進します。 ■手続きのオンライン化や AI・RPA※などの新たな未来技術の活用によるデジタル化の推進を図り、迅速で的確な行政サービスの提供と業務の効率化を推進します。

※ RPA：RPA(Robotic Process Automation:ロボティック・プロセス・オートメーション)の略。ロボット(ソフトウェア)を使って人間が行っていた業務を代行・自動化するもの。

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第2編 基本構想

第1章 将来像とまちづくりの方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第3編 基本計画

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくま

2	住民満足度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■町民に満足してもらえる行政サービスの提供を全職員が実行していきます。 ■法令遵守やリスク管理、情報セキュリティ、情報公開などにより行政活動の透明性、公平性、安全性を確保し、町民や事業者、各種団体などから信頼される行政運営を推進します。
3	職員能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ■これからの職員には高度な政策形成能力と判断力が求められることから、職場研修や能力開発研修等を随時実施し、資質の向上と人材育成を推進していきます。 ■人事評価制度の運用により、職員の意識の向上と質的改善を図ります。
4	定員適正化計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■定年延長制度の導入による職員の定年の段階的な引上げが行われることから、今後、高齢期職員の増加が見込まれます。 <p>この状況において、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保していくために、経験豊富な高齢期職員の適正な配置による若手職員の育成、継続的な新規職員の採用による組織の新陳代謝及び会計年度任用職員の効率的な配置等を行い、職員の増加を最小限度に抑えつつ、最大限の効果が出せるようバランスのとれた体制の構築を進めていきます。</p>
5	地方創生総合戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■総合戦略における、地方創生の実現に向けた施策と整合をとりながら、人口減少問題を解決するための施策を推進していきます。 ■施策・事業の効果の検証は、PDCAサイクルによる効果的な見直し、改善を実施していきます。
6	効率的な財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■町税の課税客体の正確な把握及び収納体制の強化を図り、企業誘致や定住促進による自主財源の安定化に努めます。 ■財政状況の公表を積極的に行うとともに事業効果や費用対効果など重要度、緊急度等を総合的に勘案し、選択と集中の理念のもと、優先順位の明確化や整理統合を図りながら、効果的・効率的な財政運営を推進します。 ■限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての徹底的な見直しを行い、その節減・合理化を図ります。 ■職員定数の適正管理、指定管理者制度の活用による経費の削減や補助金、負担金等の整理統合を図ります。



7	地域資源との連携	<p>■地域の個性・資源を活用しながら、人と人、人と自然、人と地域が連携と連帯を深めて、より一体的に活力ある地域社会の形成、発展を目指します。</p> <p>■地域への貢献として、大学の知的、人的資源を本町における諸施策に活用し、地域の目的達成と活性化を図るとともに、双方の持つ資源の活用やさまざまな分野での緊密な連携を図ります。</p>
---	----------	---

主な事業	担当課
業績と能力に基づいた職員の評価・育成	総務課
総合戦略の施策・事業の効果の検証	政策企画課
公平な課税客体の把握	税務課
町税徴収率の向上	税務課
財源の効果的配分	総務課
わかりやすい財政情報の提供	総務課
閉校施設の活用	学校教育課
臨時嘱託雇用	総務課
地元大学との連携事業	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3 (2021) 年度 実績値	令和9 (2027) 年度 目標値
職員研修受講率	%		88.4	90
実質公債費比率	%		9.8	9.5

みんなで取り組む目標
○町の行財政運営に関心を持ちましょう。

第1編 総論
 第1章 総合計画の策定にあたって
 第2章 総合計画の策定の背景
 第2編 基本構想
 第1章 将来像と方向性
 第2章 施策の大綱と重点的施策
 第3編 基本計画
 第1章 基本計画について
 第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち
 第3章 基本的方向2 ひとを育むまち
 第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち
 第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち
 第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち

■政策分野：行財政運営

関連するSDGs

5-38 広域行政の促進



目指す姿

行政区域を越えた広域的な課題に関係自治体等と連携した対応を目指します。

住民満足度を測るための指標	単位	目標の方向	平成 28 (2016) 年度	現状値 令和 3 (2021) 年度	指標の説明
本町では、近隣市町村と連携し、行政運営ができています	%		20.7	26.1	※令和 3 (2021) 年 9月の町民アンケートで「満足」、「まあ満足」と回答した率

前期基本計画の成果

- ◇消防・救急、ごみ処理、火葬場の管理・運営など継続して行われている中で、現在のごみ処理場の使用期限後について、広域自治体の中で継続的に審議が行われています。
- ◇富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議によって、広域な連携が図られています。観光部会、防災部会など、部会ごとに地域の特色を活かした連携が推進されています。
- ◇令和元（2019）年度のラグビーワールドカップでは富士吉田市と連携し、フランスチームの受け入れを行いました。また、新型コロナウイルス感染症により延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピックについても、鳴沢村とフランス代表パラトライアスロンチームの受け入れを行いました。

現状と課題

- 本町は富士北麓ふるさと市町村圏（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村）を構成し、消防・救急業務やごみ処理、火葬場の管理・運営などの事務事業や防災応援体制の推進、富士五湖観光連盟を基軸とした観光の情報発信などのネットワーク事業に取り組んでいます。
- 町民の価値観や生活様式の多様化、少子高齢化と人口減少の進行、高度情報化、国際化の進展、環境問題への対応、富士山世界文化遺産登録などを背景に市町村の区域を



越えた行政課題も増加しています。

○課題へ対応や地域の均衡のとれた総合的な整備、個性と魅力ある地域社会を形成するために相互の連携を深め、広域的行政サービスシステムのあり方等について、今後も研修や必要な事業を行っていくことが必要です。

○また、地方分権の推進や地方創生の新しい時代への対応を図るため、より一層の広域的な連携強化が重要となってきます。

施策の展開

施策名		取組の内容
1	富士北麓ふるさと市町村圏の連携強化	■富士北麓ふるさと市町村圏の事務事業の共同化、観光振興、防災応援体制の推進など連携を強化し、地域の活性化、魅力ある地域づくりへの取組を進めます。
2	富士箱根伊豆国立公園圏での取組	■国立公園を構成する、富士五湖、箱根、伊豆半島の広域的な観光交流、防災協力等を推進します。
3	隣接市町村との連携強化	■本町へ隣接する市町村との連携を強化し、地域の活性化、防災応援体制等を図るための交流を進めます。 ■また、スポーツの世界大会等を通じて、合宿誘致等で連携し、国際観光地としての魅力を情報発信していきます。

主な事業	担当課
富士五湖広域行政事務組合	政策企画課
富士山箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議	政策企画課

施策の達成度を測るための指標	単位	目標の方向	令和3(2021)年度実績値	令和9(2027)年度目標値
広域で処理する事務数	事務		4	4
※富士五湖広域行政組合で処理する事務数				

みんなで取り組む目標

○広域的な行政について理解しましょう。

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 基本計画

第1章 総合計画の策定にあたって

第2章 総合計画の策定の背景

第1章 将来像と方向性

第2章 施策の大綱と重点的施策

第1章 基本計画について

第2章 基本的方向1 ひとが暮らしやすいまち

第3章 基本的方向2 ひとを育むまち

第4章 基本的方向3 ひとに優しいまち

第5章 基本的方向4 ひとが交わるまち

第6章 基本的方向5 ひとの知恵と工夫がくまうまち